

立憲民主党政策集

2019

令和デモクラシー

まっとうな政治。

立憲民主党

The Constitutional
Democratic Party of Japan

リッパけん

目次

内閣	2	外交・安全保障	37
NPO・市民社会	2	文部科学	40
科学技術・イノベーション	2	教育政策	40
IT	3	文化	41
宇宙	3	スポーツ	41
海洋	4	科学技術	42
公務員制度改革	4	厚生労働	42
国家公安・拉致問題	4	共生社会	42
その他	5	子育て	47
経済政策	5	働き方	47
子ども	8	社会保障	52
子どもの育ちを支援	9	医療	52
教育の権利の保障	14	介護	56
ジェンダー平等	15	経済産業	57
多文化共生社会 (外国人)	21	エネルギー	60
選挙・政治改革	22	環境	63
行政改革・行政刷新	24	国土交通・沖縄北方	66
消費者	25	農林水産	70
災害対策	26	農業	71
震災復興政策	28	森林・林業・林産業	74
福島再生	30	漁業・漁村・水産業	75
財務金融・税制	31	食の安全・安心	76
総務・地方分権	33	農山漁村の活性化	78
法務	35	安定的な皇位継承	78
		憲法に関する考え方	79

内閣

NPO・市民社会

共生社会の実現

- すべての人が安心・安全に暮らせる共生社会の実現に向けて、個人やNPO・NGOなど市民団体、地域団体や企業など多様な主体が、担い手として公益活動に参加してそれぞれの特性を活かし、役割と責任を担いながら協働を推進していく環境を整備します。
- 市民が公益を担う社会に向けて、引き続きNPOやNGO、地域の協同組合や自治会など多様な担い手とその活動を応援します。担い手と緊密に連携しながら、その財政基盤や運営力、資金力の強化、人材育成・基盤強化のための政策・予算措置に取り組みます。
- 担い手となるNPO・NGOなどの市民団体、地域団体等との協働事業、業務委託、指定管理等の契約においては、安易なコストカットではなく、専門性を評価した対価となるようにします。
- 地域での社会課題解決と雇用創出とも親和性の高いソーシャルビジネスやコミュニティビジネスについて、政府・自治体の調達等での優遇や社会的インパクト投資等による地域での資金循環の活性化などを進めます。

NPO法人・中間支援組織・民間公益活動の支援

- 多様なNPO・NGOなどの市民団体が活躍することができるよう環境整備に向けて取り組みます。
- 共生社会の実現に向け、地域での活動や組織運営の基盤の強化が必要であることに鑑み、中間支援組織などに対する国の財政的な支援制度の強化について検討します。またこれまで地域で公共を担ってきた協同組合、自治会などについて、活動や組織運営の充実・強化のための施策や支援措置について検討します。
- 民間公益活動を活性化させるため、所轄庁の

体制の地域格差の解消をはじめ、公益認定基準の見直し、公益法人の会計基準の見直し、公益信託制度の抜本改革、誰でもアクセス可能な情報公開制度の構築などにより、民間の公益事業の自立的発展を後押しします。

寄附税制の拡充と支援措置の強化

- 認定NPOや公益法人等に対する寄附税制を維持・拡充します。認定NPO等への寄附とふるさと納税との競合状態を是正するとともに、遺贈・相続財産寄附やフードバンクへの食品寄附といった現物寄附の推進等、寄附文化の醸成につながる税制面での支援措置について改善を図ります。あわせて、特定寄附信託（ブランドギビング）において、現金だけでなく土地・建物も信託対象となるよう制度の在り方を検討します。
- 創業補助金や信用保証制度をはじめ、中小企業が利用できる制度をNPO法人や地域の協同組合などへ普及・利用拡大を進めるとともに、さらなる拡充へ制度改正の検討を進めます。また、こうした金融制度面の支援により、市民金融（NPOバンク）が機能し、NPO法人や地域の協同組合などが資金を得やすくするよう、制度の在り方を検討します。
- 休眠預金活用法が社会的課題の解決のために活用されるよう検証します。あわせて地域の受け皿として課題解決と資金循環を促進する役割を担うコミュニティ財団の育成と、NPO法人等の信頼性・透明性向上に向けた取り組みを進めます。

科学技術・イノベーション

- 研究の中核となる大学の研究力を強化し、リサーチユニバーシティ（研究大学）を増強します。
- 世界最先端の研究基盤の整備・共用を推進し、世界の研究者を惹きつける国際的な研究拠点を充実させます。
- 研究者の処遇改善を進めます。大学などの理系カリキュラム改善やインターンシップを産学官連携で推進し、またテニュアトラック制（任期付き研究者が審査を経て専任とな

る制度)の普及などにより優秀な若手研究者を支援します。また、研究者が研究に専念できる環境を整備するため、補助員の配置などに対する支援を検討します。

- 女性研究者が能力を最大限発揮できるようにするため、研究環境の整備を行います。女性研究者の育成・支援に取り組み、欧米諸国などに比べ低い女性研究者の割合を引き上げます。
- 世界に先駆けて本格的な再生医療を実現するため、iPS細胞などの研究に対して集中的な支援を行います。
- 研究開発型の独立行政法人について、世界の第一線で競う研究開発の特性に応じ、研究開発成果を最大化するための制度構築・運用改善を行います。
- イノベーション(技術革新)を促す基礎研究への投資拡大と、長期的な研究環境を整えるとともに、成果の実用化環境を整備します。
- 政府の研究開発予算をさらに増やし、国の研究開発の在り方を質量ともに変革します。

IT

サイバー世界の安全

- サイバー犯罪・テロなどへの対処ならびに、マイナンバー導入による個人情報漏えいなどを防ぐため、関連法令の整備を進めます。同時に行き過ぎた監視体制や報道規制、国民の知る権利を阻害することのないよう検証します。
- 政府の各情報会議(インテリジェンス・コミュニティ)に属する者の共通の教育・訓練を実施するとともに、安定した人材確保のため、通常の人事異動に拘束されない柔軟なキャリアパスを策定し、機密情報の漏洩防止機能の強化を図ります。

IT政策の推進に向けた環境整備と人材育成

- 行政手続きにおける対面原則・書面交付の撤廃を推進することで利便性の向上やコストダウンにつなげます。一方、デジタルディ

バイド(情報技術を使えるかどうかで発生する格差)を発生させないよう、従来の対応の継続や通信機器の貸与などの対策について検討します。

- プログラミング教育を実施し、IT人材の育成に向けた取り組みを進めます。

IT技術と産業分野の拡大

- シェアリング・エコノミーの在り方を検討し、その法的、社会的基盤整備を推進します。
- フィンテック(金融・IT融合)の進展に対し、利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、決済サービスのイノベーション、規制の見直し等を進めます。

宇宙

宇宙の開発利用推進

- 新型基幹ロケット「H3」や先進光学・先進レーダ衛星の開発など、世界トップクラスの宇宙開発能力を維持・強化するための先端的研究開発を推進するとともに、「はやぶさ2」による小惑星探査を通じた生命起源の探求といった宇宙科学・探査を戦略的に推進します。
- 宇宙産業の基盤技術の維持・発展に向けて、政府系宇宙インフラ(安全安心、気象、測位、リモートセンシング等)の維持、定期的更新とさらなる拡充を図ります。
- 宇宙関連の政府研究開発を充実するとともに、市場ごとの特性に応じた戦略的な資源配分と実証を実行します。
- 宇宙システムおよびサイバーシステムが、国際社会の平和および安全の確保並びにわが国の安全保障に資するよう宇宙開発利用を推進します。具体的には、宇宙関係の装備・技術について、欧米等との研究開発およびミッション機材の相乗り(ホステッド・ペイロード)等の協力関係を強化します。
- 宇宙活動法(人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律)および衛星リモセン法(衛星リモートセンシング記録の適正な取り扱いの確保に関する法律)の施行を踏まえ、ベンチャー企業をはじめとした民間事業

者の宇宙ビジネスへの参入を促進します。

- 準天頂衛星システムが、2018年に4機体制となり、2023年を目処に7機体制を目指していることを踏まえ、高精度衛星測位データおよび衛星リモートセンシングデータを用いた農機や建機の自動走行等による生産性革命を推進します。
- 競争力が高く先進的な中小企業の技術を柱とした宇宙産業の維持・発展に向けて、きめ細かな支援体制を構築するとともに、世界に対する発信力を高め、ものづくり技術・技能の伝承を推進します。
- 各国と協力し健全な宇宙研究・開発および平和的な技術利用を行います。
- GIS（地理情報システム）について、経済のみならず防災に寄与する活用を進めます。

海洋

海洋・離島政策の推進

- 世界第6位の海洋面積を誇る海洋大国として、排他的経済水域に潜在するメタンハイドレート、レアメタルなどの海洋資源開発、洋上風力発電事業などを環境影響への配慮を行った上で進めます。
- 環境に配慮した長期的な海洋資源の管理・保全・適正な利活用を推進します。
- 海岸線の保全は国土の保全そのものであり、安全保障としての機能も含めた水産業の活性化を支援します。
- 世界全体の約1割といわれている船腹量を占め、海事クラスターの中核としてわが国の発展に大きく寄与している日本商船隊を支援し、世界の海運の公共インフラとしての航路開発に積極的に貢献する観点から、砕氷船および人工衛星を用いた北極海航路の気象・海象の観測強化、海図（チャート）作成に取り組むとともに、巨大船の夜間航行の解禁など、国内航路の利用拡大に必要な措置を講じます。
- 「有人国境離島地域保全特別措置法」に基づき、有人国境離島地域の保全および特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する措置を講じるなど、わが国の領海、排他的経済水域等の保全を進めます。

公務員制度改革

- 内閣人事局制度を見直し、国民に開かれた透明性の高い行政組織、行政運営を目指します。
- 労働基本権を回復して、労働条件を交渉で決める仕組みを構築します。
- 行政機関等の事務・事業の公正さに対する国民の信頼を得られるよう、政官接触記録の作成等に関する法律案について検討します。
- 公務員のワークライフバランスを実現するため、超過勤務縮減の徹底、業務の効率化や職場環境の改善等、働き方改革の具体化に向けた取り組みの実施、テレワークの推進強化等を行います。特に、子育て、介護等を行っている者については配慮するようにします。
- 職員OBを介した再就職あっせん行為等の規制の新設など、天下り規制法案について検討します。
- 公務員についても民間企業同様、ジェンダー平等の推進、常勤非常勤を問わない同一価値労働同一賃金、長時間労働の是正を促進します。
- 障がい者がそれぞれの能力を発揮できるよう仕事を切り出すなど、障がい者の雇用（国の行政機関および地方自治体を含む）を拡大し、定着支援を促進します。
- 福祉的就労利用者の一般就労への移行を進めるため、現行の雇用率制度に基づく一般就労の在り方にさらなる検討を加え、すでに地方公共団体で導入事例のある多様な就労の場の創出や、尊厳ある生活を維持できる稼働所得の確保を目指します。
- 障がい者雇用を促進する観点から、障がい者納付金制度の在り方を検討します。
- 担当事務事業の予算を適正に削減した公務員が評価される仕組みを導入します。

国家公安・拉致問題

国民の立場に立った警察行政の転換

- 国民生活を守る立場に立った警察行政の在り方を検討します。

交通安全対策

- 高齢運転者の事故防止のため、代替交通手段の確保などによる自主返納制度の実効性向上やアクセル・ブレーキの踏み間違い防止対策などの検討を進めます。また、免許更新期間の見直しや実車による再試験制度の導入も含めて免許制度の在り方を検討していきます。

刑事司法制度

※法務「刑事司法制度」参照

犯罪被害者等に対する支援

- 国内犯罪被害者やその家族に対する支援を充実します。また、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた国民の遺族および障害が残った方への弔慰金の支給を行うことを目的とした国外犯罪被害者弔慰金の支給に関する法律の周知徹底を図ります。

ギャンブル依存症への対策を最優先

- ギャンブル依存症が本人および家族に深刻な影響を及ぼし、重大な社会問題となっていることに鑑み、ギャンブル依存症対策基本法の徹底した実行を求めています。
- カジノ法（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律を廃止する法律）は廃止します。

拉致問題解決に全力を尽くす

- 主権と人権の重大な侵害である北朝鮮による拉致問題について、最後の1人の救出まで、解決に全力で取り組みます。

その他

成年後見制度の利用促進

- 認知症高齢者の急増が指摘される中、「成年後見制度利用促進法」等をしっかり運用

し、財産の管理や日常生活に支障のある人を支えるための成年後見制度の適正な利用・普及に努めます。また、成年後見制度を利用することで過度な制限がかかることのないよう検証します。

特定秘密

- 特定秘密保護法の運用を監視するために国会に設置された「情報監視審査会」は機能・権限が不十分であることから、国民の知る権利を守るため特定秘密保護法を見直し、国会や第三者機関の権限強化も含め行政に対する監視と検証を強化します。
- 情報公開法および公文書管理法を早期に改正し、さらなる情報公開を進めます。

水道事業

- 水道事業において運営権を民間に委託するコンセッション方式を廃止します。

経済政策

経済政策の方針

- 安倍政権の経済政策（アベノミクス）は、インフレ（物価上昇）を引き起こし、その結果としての消費拡大や賃金上昇を目指しています。そのため、かつてない規模での金融緩和を実施し、財政規模も史上最大まで拡大しました。その間、生活必需品等の物価は上昇したものの、名目賃金の上昇が物価上昇に追いつかず、実質賃金は低下しました。その結果、家計の消費力が低下し、日本経済は不安定な状態を脱していません。
- 過去30年の日本経済を見ると、90年代初頭のバブル経済崩壊から、名目GDPが伸び悩む低成長時代に突入しています。歴代政権は、これを「景気変動」の問題と認識し、その場しのぎの景気対策を講じてきました。しかし、国内消費の基盤をなす賃金は、90年代半ばをピークとして低下傾向を続けてきま

した。企業の内部留保が積みあがる一方、労働分配率も低下傾向にあり、賃金が削られ企業利益に回る構造になっています。にもかかわらず、企業の設備投資は盛んにならず、未曾有の人口減少や産業革命に匹敵する技術革新にも対応できていません。

- アベノミクスも、大企業の経営体質や従来の産業構造の延命という時間稼ぎにとどまり、人口減少や技術革新という社会の変化に対応できていません。雇用状況の改善は、リーマンショックからの回復と人口減少に伴う労働人口の減少によるもので、アベノミクスの成果ではありません。それどころか、家計の消費力が低下し、格差が拡大したばかりでなく、経済統計の改ざんや隠ぺい、日銀・年金の資金による株価操作、政権に近い勢力や団体等に対する利益誘導すら疑われています。
- 上げるべきは、賃金であって、物価ではありません。賃金の上昇によって、GDPの6割を占める家計を本来の消費力に回復させ、経済活性化の起点とします。企業の膨大な内部留保が働き手と下請企業に回らない現状を改善し、ボトムアップの経済を実現します。同時に、働き手の可処分所得・可処分時間を拡大し、生活を豊かにするための消費を拡大します。あわせて、あらゆる人々が生活に必要な所得を確保できるようにし、家計消費を安定化させます。また、労働分配率の高い中小企業の事業所得を高め、賃金アップと設備投資を誘発します。
- 長時間労働でなく、人々の多様性・創造性を引き出すことで、労働生産性を高めます。生産性の上昇によって、人口減少による消費力の減少を補い、消費力の回復で得る経済活力を、将来にわたって持続させます。とりわけ、これまで政府・企業・研究の意思決定の場から排除されがちだった女性の活躍を促進し、創造的な企業・働き手を増やします。
- 持続可能な社会への転換に投資し、新たな産業を創出します。産業創出の突破口は、エネルギー政策にあります。原発ゼロを実現し、自然エネルギーやエネルギー効率化、エネルギー市場のデジタル化、自動運転による共有型モビリティ等に官民の投資をシフト

することで、エネルギー輸入に伴う海外への資金流出を抑制し、地域で資金が循環する「分散ネットワーク型の持続可能な社会」を構築します。

- 人口減少に適応した都市の形成によっても、新たな投資を促進します。従来の人口増加を前提とした社会資本から、人口減少を前提とした社会資本へ組み替えるためには、社会資本の取捨選択と同時に、新たな社会資本への投資を必要とします。また、人口減少で地域の資産価値が減少しないようにすることで、企業の投資力・家計の消費力を維持します。
- 日本経済に多大な影響を与える国際経済に対しては、公正な通商関係と持続可能な国際社会の促進を通じて、悪影響を緩和しつつ、国内に活力を取り込みます。GAFに代表されるグローバルな情報企業に対しては、国際社会と協力して富の不公正な移転防止に取り組みます。また、急速に高度化する人工知能・情報技術について、人権の確保を大前提として、国内産業の発展と国民生活の利便性向上の観点で促進します。
- アベノミクスによって事実上の財政ファイナンス化した弛緩した金融政策について、市場と丁寧に対話しつつ、正常化を図っていきます。

賃金を上げて、GDPの6割を占める家計消費を回復

- 賃金引き上げの第一弾として、サービス残業の一扫など残業代の完全支払いを実現し、給与所得者の消費力を増加させます。
- 保育士・介護職員の給与について、全産業平均を目標に段階的に増加させ、担い手の消費力を増加しつつ、担い手を確保して待機児童や介護離職の解消につなげます。
- 非正規で働く官民の人々の無期直接雇用への転換を原則としつつ、待遇改善（同一価値労働同一賃金の促進）を行い、消費力を増加させます。
- 最低賃金法の改正と中小規模企業への大胆な支援により、まずは政府主導で5年以内に最低賃金1300円を目指すことで、低賃金で働く人々の消費力を増加させます。

- 公正取引委員会や労働基準監督署等の機能を通じて、下請・派遣・フリーランスいじめを撲滅し、労働分配率の低い元請企業を集中的にチェックします。

**人間らしい働き方
(可処分所得・可処分時間の十分な確保)
を確立して家計消費を拡大**

- 保育の不安解消（就学前の完全保育、小学校の学童保育の充実）によって、就労希望者の完全就労を実現し、子育て世帯の消費を拡大させます。
- 学校の給食費無償化によって子育て世帯、住宅手当（家賃補助制度）の導入によって賃貸世帯の可処分所得をそれぞれ高め、地域に密着した消費を拡大させます。
- 時間外労働上限の実効性のある規制によって、あらゆる人に最低限の可処分時間を確保します。
- 有給休暇の取得義務と育児休暇の拡充で平日の可処分時間を増加させることによって、需要を底上げしつつ、ピークを平準化し、サービス産業の資本利用率を向上させます。
- 医療・介護・障害福祉等に関する社会保障サービスの自己負担の合計額について、所得に応じて上限を設ける総合合算制度を創設します。

**公正な税制改革であらゆる人々の
「健康で文化的な最低限度の生活」の
所得を確保して家計消費を安定化**

- 消費税の税率アップでなく、公正な税制改革によって可処分所得の増加を実現します。
- 金融所得への公正な課税の仕組みの導入、所得税・法人税の税率の多段階化（累進性強化）、相続税の改革により格差是正を図ります。
- 基礎控除・最低賃金・手当等の整合性の確保と控除制度の抜本的見直しを行います。
- 給付付き税額控除（キャッシュバック控除）を導入します。
- 税制等の活用で、企業の内部留保が働き手の賃金や人的資本の向上への投資に回るよう促します。

**事業所得を増加させ、
賃金アップと設備投資を誘発**

- 社会保険料負担を軽減して雇用コストを抑制するため、炭素税の税収を活用して、安定雇用と脱炭素化を両立させます。
- 働き手の人材育成（リカレント教育）を地域全体で行う仕組みを構築して、中小規模企業で働く人々の技能や経営能力の向上を支援します。
- 所得補償制度を導入し、自由貿易の悪影響を緩和しつつ、環境と調和した再生産可能な農林水産業を実現します。
- 建設産業の経営見通しと雇用を安定化するため、民間の建設需要の変動を行政の建設需要（老朽インフラの更新や維持管理、民間への補助等）で補います。

**一人ひとりの持つ力を引き出すことで
イノベティブな（創造力ある）働き手と
企業を増やし、賃金と成長の源泉となる
労働生産性を向上**

- 個人のスキルに合わせた多様な職業訓練プログラム（積極的労働市場政策）によって、高技能の働き手を増加させ、成長産業での人手不足を解消します。
- 基礎研究と研究開発（R&D）への公的支援の自由度を高め、大学・企業の研究を活性化することで、イノベーションを促進します。
- 中小企業や女性、多様な人々に起業家（アントレプレナーシップ）教育を提供して社会課題を解決するソーシャルビジネスを盛んにします。
- 国公立大学の授業料の引き下げや私学助成の充実、給付型をはじめとする奨学金の拡充などにより、希望する誰もが大学で高度な知見を身につけられるようにします。

**原発ゼロと分散ネットワーク型社会の
構築によって「ヒト・モノ・カネ」を
地域で循環**

- 地域主導の自然エネルギーを優遇して地域・環境と調和した自然エネルギーを促進します。

- 原発ゼロに伴う廃炉技術の積極的な展開により、地域経済・雇用の維持と、世界の原発ゼロに向けて貢献します。
- 建物エネルギー性能の最低規制を導入して光熱費のかからない高付加価値の住宅を普及し、省エネによる家計の可処分所得の増加と建築事業者の収益向上を両立させます。
- 発送電の完全分離と、供給者と需要者（消費者）をデジタルのネットワークで結ぶエネルギー市場を構築して、エネルギー分野に加えて、人工知能・情報技術の分野で投資とイノベーションを拡大します。

人口減少時代に適応した都市・インフラ・資産を形成して、地域経済と住民の暮らしを支える

- 新設中心の補助金から既存インフラの維持管理・更新を行いやすい一括交付金等によって、地方単独事業を増やします。
- 公有のまま都市インフラを一体的・効率的に運用できる日本版シュタットベルケ（都市インフラ公社）の導入、住民共同で経済活動できる協同組合の拡大によって、地域での資金循環を拡大します。
- 自治体の自主性を尊重した人口密度計画（コンパクトな都市づくり）を可能にして、住民の利便性確保と中心市街地の活性化を両立させ、地域全体の資産価値の下落を防止します。

日本と相手国の双方にとって持続可能な社会づくりに資する視点で、公正な国際通商関係を発展

- 日本の加盟する国際通商体制について、公正・透明性・持続可能性を強化し、長期的な国益の確保を重視する方向で対応します。
- 地域に根ざした企業の海外対応や文化財等の地域固有の観光資源の磨き上げを支援して、アジアをはじめとする世界各地からの旅行者とアジア等への輸出を拡大することで、地域経済に海外の活力を取り込みます。

子ども

チルドレン・ファースト

- 子どもの権利条約に則り、子どもの権利と最善の利益を最優先とする子ども中心のチルドレン・ファーストの政策を実現します。
- 社会全体で子どもの育ちを支援します。

子ども家庭省（仮称）の創設

- 子ども・子育てにかかわる施策について、縦割り行政を排し、総合的な子ども・子育て支援を実施するため、早期の「子ども家庭省（仮称）」の設置を目指します。

社会全体で切れ目ない子育て支援

- すべての子どもたちが健全で安心できる環境で育つことができ、すべての保護者がゆとりと責任をもって子育てができるように、青年期・妊娠期から一貫して子どもの育ちを支援し、家族全体の心身の健康サポートを行います。
- 誰もが安心して出産・子育てができるよう支援を拡大します。妊婦健診費用、出産費用、幼児教育・保育費用、就学関係費用、高等教育費用や育児休業給付など子どもの成長にあわせて必要となる各費用について、一層の助成や給付拡大を行います。
- 子ども手当（児童手当）の増額および所得制限の撤廃を行います。

子どもの権利としての保育、育ちの支援

- 子どもの持つ生命・生存等の権利を明確にし、学校でも家庭でもどこにいても、子どもが伸び伸びと育つことができる環境づくりを目指します。
- いじめや不登校、部活動、進路など、子どもたちの悩みや苦しみに寄り添うため、少人数学級の推進、学校現場への専門家配置、フリースクールへの支援を積極的に行います。

子どもの育ちを支援

妊娠から出産までの支援の強化

- 妊婦検診費用、出産費用の助成を拡大します。
- 出産年齢の高齢化や子育ての孤立化の中で、産前産後の「うつ」や虐待も増えているため、「街なかの実家」としての産後ケアセンターの設置を促進する等、出産前後からきめ細やかな母子ケアを行います。
- 妊娠・出産・子育てに関する悩みについて、いつでも対応できるよう、24時間対応の全国統一番号の電話ホットラインやSNS上の窓口を開設します。
- 児童相談所の相談業務の対象に妊産婦も含め、若年妊娠など出産前からの相談体制を整備し、迅速に必要なサービスにつながるよう、他の行政機関や民間団体との連携を強化し、包括的な支援を提供します。
- 男女ともに年齢に応じた早期からの性教育等により、予期せぬ妊娠を防ぐ一方、若年であっても家庭を持てる支援など、若者への教育、相談支援を強化します。
- 不妊治療の費用助成など男女ともに受診しやすい制度へ公的支援の充実、治療期間に応じた「不妊治療休暇」の導入、カウンセリング体制の強化など、切れ目のない支援体制を確立するとともに、不妊治療への社会の一層の理解を促進します。

子ども・子育て支援新制度の充実

- 育児の不安や地域での孤立を解消して子育て支援機能を強化するため、医療機関、教育機関、児童館、企業、保健所、児童相談所、マザーズハローワーク、周産期母子医療センターなどの関係機関を日本版「ネウボラ」※を軸にワンストップの支援体制を再構築して、長期にわたり総合的に親子をサポートする体制を作ります。
※ネウボラ (neuvola) : 妊娠から出産後の育児までを一括して支援するフィンランドの取り組み。
- 保育園・認定子ども園・小規模保育・放課後児童クラブなどを通じた保育等のサービスで、育児と仕事の両立ができる支援を充実さ

せます。安全確保と万一事故が起きた場合の十分な補償のための体制を整備します。

- 公立の保育園を休日や祝日にも開園し、働く人を支援します。
- 病児・病後児保育の拡充と「子の看護休暇制度」を拡充します。
- 質を担保した上で小規模保育・家庭的保育を一層推進し、3歳以上の連携園が確保できるような体制を整えます。多目的トイレや保育ママの自宅へのスプリンクラーの設置など、子どもの安全や保育の質の確保に影響のない規制については、省庁横断的に見直します。
- 保育ママ制度を拡充し、質を担保した上で地域型保育の居宅訪問型保育の規制緩和を行い、居宅訪問型保育士が近所の空家や児童館に集まって保育を行うグループ型訪問保育について検討します。
- 一時保育、ベビーシッターについて、質の担保をした上で、保育時間の柔軟化、使い勝手の向上、複数の類似制度の整理に取り組み、安心して利用できる体制を整えます。

保育の質を確保しながら待機児童の解消

- 幼児教育の無償化は、待機児童を解消した上で、段階的に導入します。潜在需要も含め保育の需要予測を適正に行い、保育の質と量を確保しながら、親の就労状況にかかわらずすべての子どもたちが保育園・幼稚園・認定子ども園などへ通えるようにし、希望するすべての子どもに無償で保育・教育を提供できる社会を目指します。
- 就学前の保育・教育の完全保障を目指します。
- 今後設置される待機児童等に関する政府の検討会では、できる限り当事者をメンバーにします。
- 政府による「保育園等への臨時的な受入れ強化の推進」は保育の質の観点から反対します。
- 質の担保のために地元自治体の関与を強め、企業内保育所と事業所内保育事業との統合を図ります。
- 隣接市区町村での保育のポイント制の扱いについて、保育園の広域入所を進めるために自治体間の連携を促す仕組みを作ります。
- 「保育士等処遇改善法案」により、保育士1

人当たり月額5万円の昇給を実現させ処遇を改善するとともに、保育士のキャリア、スキルを「見える化」するキャリアカード制度を作り、就職、復職などを促します。また、保育所等の人件費比率を評価基準として公表し、保育士等の処遇改善を確認します。

- 地方自治体には保育所等への事前通告なしの立ち入り調査権を付与するとともに、通報窓口の充実や民間監査の活用により、保育の質を確保させます。
- 保育と教育に関わる事故のデータベース化と情報公開を進め、自治体や第三者検証委員会の設置を促進、保護者が保育所等を選べる体制を作ります。
- 保育士、幼稚園教諭の教育段階の統合と資格の一本化を検討します。認定子ども園への円滑な移行促進のために保育士、幼稚園教諭の資格の統合を検討します。給与や勤務時間等の待遇格差を改善します。
- 病児・病後児保育、延長夜間保育など多様な保育の提供の充実に取り組みます。
- ともに生き、ともに学ぶインクルーシブ保育・教育を推進します。
- 国および地方公共団体は保育所等用地を確保するための情報収集および公開を進め、不動産調査専門員を配置します。
- 都市公園や学校用地、国有地の利用を進め、保育所用地賃借料の補助を行います。
- 保育所等に活用される土地等の税負担軽減措置を検討します。
- 大規模集合住宅の建設に当たっては、事業者等と連携しつつ、人口増等による保育需要を想定した保育所整備、子育てのしやすい都市計画、街づくりを進めます。
- 保育所に対して近隣住民を含めた社会の理解が前進するために、より積極的な行政の対応を求めるとともに、その仲裁を行う第三者機関の設置等を検討します。
- ドイツの「子ども施設の騒音への特権付与」等を参考に、「子どもの声、音」に対する社会の理解を前進させるとともに、事業者の訴訟リスクの低減を図る法制度を検討します。

産休・育休制度の充実

- 産休・育休取得による既入園児の退園措置を撤廃します。
- 育児休業取得後速やかに育児休業給付金の支払いが行われるよう検証を行います。
- 育児休業延長のための不承諾通知書（入所保留通知書）をハローワークに提出する義務を撤廃します。
- 代替要員の確保の支援等により男性も女性も雇用形態にかかわらず育児休業を取得できる環境を整備するため、「中小企業両立支援助成金」を拡充します。
- 育児休業取得後の復職支援策を進めます。
- 短時間勤務の取得を性別や雇用形態にかかわらず促進します。
- 女性の社会参加に不可欠な男性の育児参加の抜本的拡充に取り組みます。
- イクメン支援のために父親に一定期間の育児休暇を取得できるよう割り当てる制度「パパクオータ制」の導入を検討します。
- 男性の育休取得促進に関して具体的な数値目標を設定するとともに、きめ細かな実態調査と分析に基づく実効性の高い方策を展開します。
- 産休・育休取得に伴うハラスメント対策に必要な措置を講じます。

居場所づくり

- 子どもが遊びと体験を通じて、生きる力を蓄える居場所、体験の機会を整備します。
- 学童保育を必要とする子どもの受け入れを拡大するため、放課後児童クラブおよび学童保育施設の整備、職員の待遇改善を行います。
- 子どもを連れて行くことのできる図書館など親が安心して子どもと過ごせる居場所を作ります。
- 若者が気軽に立ち寄れる安全な居場所を確保するため、若者の居場所「青少年センター（仮称）」の設置を進めます。
- 中高生の子どもたちと保護者などを支援する「中高生プラザ（仮称）」を作ります。元保育士、子育て経験者、元教師など地域の人材を活用し、思春期の子どもを持つ親が悩みを相談できる体制も作り、支援します。

- 子どもが不安や悩みを相談するための、文部科学省の「24時間子供SOSダイヤル」などについて、IP電話やSNSでも対応できるように施策を講じます。

子どもの貧困対策強化

- すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指します。
- 子ども手当（児童手当）を増額します。
- 剥奪指標（社会の中で生活に必要と判断される、衣食住といった物品やサービス、社会的活動などの項目を選定し、その充足度を指標化したもの）など子どもをとりまく困窮度がわかる実態調査を行います。
- 相対的貧困率等の毎年の数値目標を設定するとともに、生活困難度等多面的に見える化を図ります。
- わが国のひとり親家庭の貧困率はOECD加盟国の中で最悪水準にあることから、「子どもの生活底上げ法案」により、ひとり親家庭に対する「児童扶養手当」の支給月額を1万円増額するとともに、支給期間を20歳未満（現行18歳）まで延長し、ひとり親家庭の子どもの大学や専門学校等への進学希望を後押しします。また支払は毎月（政府案は2か月ごと）に改めることで、月ごとの収入のばらつきをなくし、ひとり親家庭の家計の安定を図ります。
- ひとり親家庭や生活困窮世帯の育児、生活、就業支援を充実させるとともに、居場所づくりにより孤立を防ぐなど、個々の家庭の実情に応じた支援を行います。
- 非婚ひとり親世帯へ寡婦控除を適用する等、制度差別をなくします。
- ひとり親が資格取得のために講座を受講する際の負担軽減や、講座受講時における子育て支援サービスの提供などの拡充を進めます。
- 障害のあるひとり親家庭や生活保護家庭を支援する障害年金、児童扶養手当、障害加算、母子加算などの制度拡充を行います。
- ひとり親家庭に対する病児・病後児保育事業、子育て・家事のヘルパー派遣を拡充します。
- 生活保護を必要としている人が確実に受けられるようにするとともに、現行の生活保護基準が健康で文化的な最低限度の生活を営むのに足りるものとなっているのか、運用の実態調査・検証・見直しを行います。
- 生活保護世帯の子どもの大学や専門学校への進学の妨げとなっている世帯分離の運用を改善し、生活保護を受けながら大学等へ通うことができるようにすることで、貧困の連鎖を断ち切ります。
- 就学援助制度の利用促進を図るとともに入学前は前倒し支給を行います。
- 就職や就労継続が困難な保護者への相談・生活・就労支援の強化、とりわけ生活困窮者自立支援制度における必須事業の自立相談支援に加え、任意事業である就労準備支援、家計相談支援や子どもの学習支援などの拡充と早期の必須事業化を図ります。
- 離婚後の住居問題解消のため、保育機能や無料学習支援を受けられるキッズルーム等が完備された母子家庭等のための「サービス付き子育て賃貸住宅」の整備を検討します。離婚後の養育費の確実な支払いを確保するため、公的関与の拡大の検討をはじめ、公正証書作成支援や裁判支援を強化します。
- 親から子に引き継がれる貧困の連鎖を断ち切ります。生活保護世帯の子ども、4人に1人が成人しても生活保護から抜けることができない実態を踏まえ、就学前教育や高等教育に対する負担軽減策を実行します。
- 「学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策」をさらに推進し、教育と福祉の連携を進めるため、小中学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などを加速します。
- 貧困が子どもの栄養状態・健康に悪影響を及ぼし、その結果として学習、就労等の活動を阻害するという悪循環を断つため、学校給食の無償化を実現します。「フードバンク」「子ども食堂」の促進等の施策を展開します。子ども食堂については、誰もが利用できるよう、官民連携体制の構築を支援します。
- 高校の未卒業者等の実態把握と居場所・相談・支援機能を強化します。

社会的養育環境の整備

- 社会全体で子どもたち一人ひとりの成長を支える仕組みを構築します。
- 子どもの成長を保障するため、家庭的養育優先の理念を尊重し、子育て支援のほか子どもと過ごす時間の確保や子どもの生活時間を尊重した保護者の働き方の改善等保護者の取り巻く環境整備に努めます。
- 実親による養育が困難であれば、子どもの時間感覚を尊重し、裁判所が早期に介入できるような期間を設定するなども含め、親子分離、代替養育として特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育等を推進する社会的養育環境を整えます。
- 家庭的な養育環境を確保するため、乳児院併設型の小規模児童養護施設を整備します。
- 施設退所後の安心な居場所や相談機能など自立支援を強化します。
- 特別養子縁組促進法の下、実親が育てることが困難な子どもも、家庭的な環境で育てることができるよう、実親の支援、特別養子縁組制度の周知なども進めていきます。
- 乳児院・児童養護施設などの児童福祉施設の居住環境の向上、職員の増員、待遇改善など社会的養育環境の抜本的見直し、児童養護施設退所後の自立援助ホームの充実および財政支援などを進めます。
- 里親制度に対する広報の強化と里親の育成や支援強化に向け、児童相談所および児童家庭支援センター等の体制強化を進めます。
- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を推進します。

児童虐待防止と対策

- 児童虐待を受けた子どもたちの保護と虐待防止対策を進めます。保護を必要としている子どもたちへの支援体制や保護者の相談体制を充実させ、児童相談所など関係機関の機能強化を図り、関係する民間団体との連携と支援を強化します。
- 児童相談所の体制を強化します。児童福祉司等の増員計画を前倒しして、さらなる配置基準の見直し、相談対応職員の常勤化と待

遇改善を図ります。児童心理司など専門職員の適正配置も強化します。

- 児童相談所、家庭裁判所、警察、自治体、医療機関、教育機関、性暴力相談支援センター等関係機関や地域との連携強化および情報共有を促進します。とりわけ転出等に伴う情報引継ぎの通知を徹底します。
- 学校や保育所等、幼稚園、養護教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校医（医科、歯科）や地域の医療機関、地域の福祉機関やNPO、児童相談所、居場所（児童館・学童保育・プレイパークなど）が連携し、子どもたちがどこに相談しても、誰が発見しても子どもたちを見守りサポートできる体制を整えます。
- 第三者的立場で相談、調整、支援する子どもの権利擁護センター等、子どもの最善の利益を考えた仕組みをつくります。
- 児童相談所の相談業務の対象に妊産婦も含め、若年妊娠など出産前からの相談体制を整備します。
- 児童虐待死亡事件の半数以上が0歳児である実態を踏まえ、市町村における子育て世代包括支援センターの体制・機能強化を図ります。
- 通告に応答できるコールセンター「189」機能を強化し、緊急度・重症度を判別した上で、適切な保護・調査機関に振り分けることができるようにします。
- 乳児から高齢者まで切れ目ない定期歯科健診を普及促進し、虐待の早期発見にもつながるよう小児歯科検診の充実に取り組みます。

子どもを守り、不幸な死を防ぐ

- 児童虐待とDVの相関関係の中で、性暴力相談支援センターのほか児童相談所にも婦人相談員を配置するとともに処遇を改善します。
- 暴力を防止する教育を義務化し、暴力被害にあった子どもへの個別対応を適切に行える体制を整備します。
- アダルトビデオ（AV）やいわゆるJKビジネスにおける女性・子どもの被害防止、被害者救済・支援、加害者取締り等のために、実態把握を進めます。既存の法制度を適切に運

用・周知するとともに、包括的な法整備を含む必要な改善策を検討します。

- 人身取引の防止、撲滅と被害者保護を強化するために、「人身取引対策行動計画 2014」に基づき被害者への支援を拡充します
- 若年世代の予期せぬ妊娠を減らし、また性暴力被害や加害を防ぐため、男女ともに年齢に応じた早期からの性教育を行います。
- 性的虐待・暴力は、被害者の人権を著しく侵害し、心身を害する重大、深刻な被害が生ずる犯罪であり、断じて許されるものではありません。子どもへの性暴力については「性暴力被害者支援法案」により、医療機関でのクライシス対応が可能な支援センターの設置や専門職員の配置など性暴力の被害者となる子どもに対する支援を強化します。
- 性犯罪捜査・公判などの過程において、被害者である子どもにさらなる負担を負わせることがないように、司法面接制度を改善、普及させ、人材育成、民間団体を含む関係機関との連携を強化します。(ジェンダー平等参照)
- 未成年者に対する性暴力に係る公訴時効について、被害者の視点にたって検討を行います。
- 事故や虐待で死亡した子どもの事例を記録・検証するチャイルドデスレビュー(CDR)を徹底し、再発防止につなげます。
- 自殺の絶対数は減少する一方、若年層の自殺数は微増傾向にあり低年齢化しています。小中高校での相談体制の強化と意見表明権を保障する仕組み作りを進めます。身近な友人の間で安心して相談し合えるよう、学校の学びにも組みこむ等環境をつくります
- 学校外にも若者の居場所作りを進めます。

仕事との両立支援

※厚生労働「仕事と家庭(子育て)の両立が可能な雇用・就労環境の整備」参照

ワークライフバランスの実現

- 男女がともに家族としての責任を担い、健康で仕事とともに自己啓発や地域活動もできるように、ワークライフバランスの実現が可能

な環境を整備します。

- 妊娠出産の権利と「親子で過ごす時間」を保障するため、退社から翌日の出社までの間隔を義務付ける「インターバル規制」を導入します。
- セクハラ、マタハラ、パワハラ、パタハラなどあらゆるハラスメントを禁止するとともに、防止のための職場環境を整備します。

非正規雇用対策

- 非正規雇用であることや仕事に就けないことなど生活の基盤が不安定なことを理由に、結婚し家庭を持つことや、子どもを育てることを諦めることがないように、若者の生活を安定させます。
- 有期契約労働者に対する育児・介護休業の適用要件をさらに拡大し、事業主・労働者双方への周知徹底その他積極的な取得促進策を講じます。
- 非正規雇用から正規雇用への転換を積極的に進める企業に対する社会保険料の軽減措置など、支援措置の拡充を行います。
- パートタイム労働者や有期契約労働者、派遣労働者などいわゆる非正規労働者の均等処遇を確保し、正規、非正規を問わず働く意欲を持つすべての人に対する能力開発の機会を確保するとともに、正社員への転換の推進を図ります。
- フリーランス、自営業者等の女性の産休・育児、所得保障、社会保険料免除について、実態把握・調査研究を実施し、改善策の導入を目指します。

企業支援

- 結婚・出産前後の女性が働きやすい環境を整備する企業への支援の拡充を行います。
- 結婚、出産、介護、看護など様々なライフステージにおいて、テレワークなど働き方の工夫を支援します。またやむなくの休職・離職に対応し、就業の継続・復帰を支援します。その際、不当・差別的な取り扱いをされないよう、職場環境を整備します。
- 企業内保育所が従業員のニーズを把握し、

過不足なく、保育士の配置等、質の担保されたものとして、設置運営されるよう改善に努めます。

民間団体の支援

- 子育て支援、暴力被害者支援などを行うNPOなどの民間団体が行政と対等な立場で連携し、活動しやすくするための環境を整えます。
- ニーズに合わせて必要なDV被害を受けた母子の支援プログラムを作る民間団体が、安定的に活動を継続できるよう、人件費を含め、国や地方自治体が予算を助成し、効果的なプログラムの全国展開を可能にします。また、NPOなどの民間団体の事務処理の負担を軽減する体制を作ります。
- 地域の中で、人材を育成し、子どもの育ちや助けを必要としている人を支える体制を作ります。

教育の権利の保障

多様な教育機会の確保

[少人数学級のさらなる推進]

※文部科学「教職員の働き方改革」参照

[インクルーシブ教育の推進]

※文部科学「社会全体ですべての子どもの育ちや若者の学びを支援」参照

[不登校の子どもへの支援とフリースクール・夜間中学への支援拡充]

- すべての子どもたちの学ぶ権利を保障します。一人ひとりに寄り添った、多様な学びを保障します。不登校の子どもとフリースクール等への支援を推進します。
- 学齢を超過した後に就学を希望する人への教育機会を確保し、夜間中学の拡充を図ります。

[医療的ケア児やAYA世代への支援拡充]

- たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする医療的ケア児の支援を拡充します。医療的ケア児童の学校教育を受ける権利を保障するために、学校での看護師の配置や通学支援などを拡充し、希望する学校

に通学しやすい環境を整えます。

- 闘病中の中高生の学びの支援として、全国の小児がん拠点病院に高等部を設置し、長期入院中の私立学校生にも院内学級との二重学籍を認めるとともに、院内学級への教員配置を増やすなど、AYA世代（思春期・若年成人）のがん患者の学びを保障します。

[若年妊娠での学業継続などのサポート]

- 妊娠した生徒や学生が退学することなく学業を継続できるような環境を整備します。妊娠退学についての全国調査を行い、妊娠により学びが絶たれることがないように、学業を継続し、卒業後まで見据えて、ソーシャルワークと保育が寄り添い伴走していく体制を構築します。
- 妊娠・出産などで高校への進学や卒業を諦めざるを得なかった女性の高等学校卒業程度認定の取得支援など家庭の様々な事情に沿った施策を行います。

所得制限のない高校無償化の復活と高校生等奨学給付金の拡充

※文部科学「社会全体ですべての子どもの育ちや若者の学びを支援」参照

高等教育の無償化と奨学金制度改革

※文部科学「社会全体ですべての子どもの育ちや若者の学びを支援」参照

被災児童等の支援

- 子どもの心身のケア、就学支援を長期的・継続的にを行い、未来を担う子どもたちの声を復興事業に反映させます。
- 健康や将来に対する不安を払しょくできるよう、「子ども・被災者支援法」（「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）に基づき、健康調査の強化、母子・父子避難者への支援、帰還支援などを進めます。
- 被災者・児童のニーズ把握・支援について、

ジェンダーや性的指向・性自認、複合差別への視点からも東日本大震災、阪神大震災等の検証を行います。

ヤングケアラーの実態調査と支援

- 家族に病気や介護のケアを必要とする人がいるため、年齢に見合わない家事や家族の世話を担う子ども「ヤングケアラー」の成長や教育に影響が出ているケースも指摘されています。全国的なヤングケアラーの実態の精査・把握を行い、関係者へ情報共有し、子どもと家庭への必要な支援策を早急に検討します。

ジェンダー平等

性別を問わずその個性と能力を十分に発揮することができるよう政治、経済、教育、健康などあらゆる分野でのジェンダーギャップを是正します。

ジェンダー平等の推進

- 女性も男性もライフスタイルや境遇にかかわらず、社会の一員として能力を発揮できる社会をつくります。
- 女性の人生の様々な場面での選択を広げ、社会で女性の力が発揮されるよう、ジェンダー平等の共生社会の実現を図ります。
- 女性に対するあらゆる形態の差別や経済的・社会的不利益や不合理を解消し、社会における女性の地位の向上を図ることが重要であり、同時に女性の視点や経験などを十分に反映させることで活力ある社会の実現につなげます。また、男女ともに生涯を通じたジェンダー平等教育を進め、ジェンダー平等社会を実現します。

【男女共同参画社会基本計画の着実な推進】

- 男女共同参画を実現するために、男女共同参画基本法のもと各次の男女共同参画基本計画が実効あるものとなるよう、重点方針を中心に各省での予算の金額や執行状況などをフォロー、分析し、第5次の基本計画の策

定に反映できるよう、内閣府の人員や専門調査会を増やすなどの検討をしていきます。

【ジェンダー統計の整備推進】

- 男女共同参画に影響のある政府の施策については、内閣府や男女共同参画会議等による監視体制の強化に加えて、施策の影響を正しく把握・分析する観点から、ジェンダー統計の整備を一層強力に推進するとともに、世論の動向を把握します。なお、各種の政府の計画における数値目標等についても、その達成状況を可能な限り男女別に示すようにします。

【自治体の実態把握】

- 政府が、全国の自治体における男女共同参画の推進に関する条例の制定状況を把握するとともに、条例制定や制定後の運用状況の監視について、積極的に情報提供・助言等を行うようにします。

【男女共同参画に関わる条約の批准】

- 女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、ジェンダーによる差別的な法制度を見直し、ジェンダー平等を実現するための法整備を進めていきます。
- 「パートタイム労働に関する条約」（ILO第175号条約）、「母性保護条約（改正）に関する改正条約」（ILO第183号条約）について早期に批准します。
- 「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」（ILO第111号条約）を批准します。
- 「外国人家事支援人材の活用」にも関連して、「家事労働者のためのディーセント・ワークに関する条約」（ILO第189号条約）の批准および国内法の整備を図ります。

【多様な生き方を可能にする社会の実現】

- 多様な価値観に基づく生き方を阻害しない社会をつくります。

【「選択的夫婦別姓法案」の制定】

※法務「個人の尊重」参照

【無戸籍児問題】

※法務「個人の尊重」参照

政治分野—

パリテ(男女半々の議会)の実現

- 男女半々の議会パリテの実現を目指します。

人口の半分を占める女性が、政策を立案し、決定する政治の場に参画し、より多様な声が公平に反映され、だれもが生きやすい社会を実現します。

- 制定された「政治分野における男女共同参画推進法」に基づき、男女が政治の政策・方針決定過程に参画し、ともに責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定過程に公平・公正に反映されるようにします。
- 特に政治分野における女性の参画の拡大を強く推進するために、地方議会をはじめあらゆる意思決定の場に女性の参画を進めます。人口の半分を占める女性の声が、正当に議会へ届く環境をつくり、政治を変えます。
- 地方議会における女性議員ゼロ解消を目指します。
- 「2020年30%」の目標達成など政治分野での男女不均衡の是正を先導します。政党における取り組み状況・実績の「見える化」を進めます。
- 女性が議員になることの障壁となっている法制的、社会的な阻害要因を取り除き、女性の立候補を促すために必要な法制度（立候補休暇制度など）や議員のための出産育児のための環境を整えます。

女性をとりまく就労環境の抜本改革

- すべての女性が社会で活躍できるようにするため、長時間労働の是正や均等待遇原則の確立など、女性が安心して働き続け、生活と仕事との両立が可能な環境を整えつつ、女性管理職比率の目標値の設定・公表を義務付ける等の具体的な施策を実行します。
- 女性活躍推進法（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」）を改正し、男女の賃金格差を是正することを義務付けます。
※厚生労働「女性の就労」参照

【女性の登用】

- 議員、各府省・地方自治体の幹部、企業などの役員・管理職など、意思決定に係るポジションへの女性登用、女性研究者の積極的な登用などを積極的に推進します。明確な指標・目標を設定し、進捗状況を可視化し

不断に検証します。社会的、法制度的阻害要因について調査、分析を行い、効果的な施策に結びつけます。

【同一価値労働同一賃金】

- 女性の平均給与額は男性の約7割しかなく、賃金格差が大きく開いたままです。ILO第100号条約の遵守徹底を図るためにも、同じ価値の仕事をするならば同じ賃金が支払われるよう、「同一価値労働同一賃金」を法定化します。
- 男女間・産業間・地域間・企業規模間の処遇格差の改善を目指し、労働契約法やパートタイム労働法の改正を行います。
- 有期雇用労働法等を改正して、「同一価値労働同一賃金（均等待遇）」を推進します。
- 日本が未批准のILO第183号条約（改正母性保護条約）の批准を求め、雇用形態に関係なくすべての女性労働者に対する母性保護と母性を理由とした差別の禁止が法令で担保されるよう改革していきます。

【復職・再就職支援】

- 女性のM字型雇用の解消のため、出産・育児休暇取得後の元（原）職復帰の制度化を図ります。
- 就業継続のための取り組みを前提として、妊娠、出産、育児により休職や退職した女性を同じ事業所で再雇用した場合に補助金を出すといった再就職支援策を進めます。
※厚生労働「女性の就労」参照

【尊厳ある暮らしの実現—家族的権利の行使】

- 個人が人間らしく生活できるよう、家事・育児・介護などを男女がともに担い、家族的権利を行使できるよう環境を整えます。

【個人の自立に向けた経済支援活動】

- 農山漁村や自営業における女性の産休・育児休、所得保障、社会保険料免除など経済的、社会的自立のための、法整備を検討します。
- 若者・女性の起業支援のため、社会的起業・小規模企業等へのマイクロクレジット・金融支援など中小・小規模企業の女性経営者を支援します。

【女性医師・研究者支援】

- 女性医師・研究者が能力を最大限発揮できるようにするため、環境の整備を行います。女性医師・研究者の育成・支援に取り組み、女性医師・研究者の割合を引き上げます。

- 雇用形態・給与等の処遇や研究資金等、女性研究者の研究環境について男女共同参画推進の観点から点検し、見直しを促進します。医療・研究活動と子育ての両立を実現するため、妊娠・出産・育児支援体制の整備を確実に進めます。

【職場におけるハラスメントの禁止】

- あらゆる形態のハラスメントを禁止する法制の整備を目指し、すべての労働者を保護し、被害者を救済する制度を整えます。
- セクハラ禁止法を制定し、フリーランス、就活中も含めセクハラ禁止を明記します。
- セクハラを行った社員などに対して処分を課す、被害者に対して支援情報を提供するなど、会社が社員などのセクハラに対応することを義務付けます。
- 国、地方公共団体は、セクハラ禁止の対象となる言動の具体的内容等を定めた指針を作成し、相談体制を整備、人材を育成します。
- パワハラ規制法案を成立させ、すべての働く人たちが安心できる職場環境で、お互いに支え合い、尊重し合うために、パワハラを放置しないよう、企業や政府の役割を明確にします。
- 社内だけでなく取引先など他の企業の従業員からのパワハラにも対応するようにします。
- 社会問題化している教育・研究現場でのアカデミックハラスメントおよびセクシュアルハラスメント対策を推進し、意識、慣行の見直しを促進します。

※厚生労働「職場におけるハラスメントの禁止」参照

【中立的な税制の実現】

- 共働き世帯の増加など社会の構造変化に対応し、男女共同参画社会に資する、性やライフスタイルに中立的な税制の実現に取り組みます。共稼ぎ世帯、ひとり親家庭の増加など世帯の態様の変化や家計の実質的な負担に配慮しつつ、配偶者控除も含め、人的控除全体の見直しを行います。

※財務金融・税制「所得税」参照

性暴力の禁止

- ポルノや売買春、痴漢等の被害からインターネット上の性犯罪、子ども・高齢者・女

性を対象とする性的虐待・暴力、あるいは性的指向や性自認に関する暴力に至るまで、性暴力は、被害者の人権を著しく侵害し、心身を害する重大、深刻な被害が生ずる犯罪であり、断じて許されるものではありません。さらに性暴力被害者は、就労が困難になるなど、格差を生む要因ともなっています。

- メディアにおける性・暴力表現について、子ども、女性、高齢者、障がい者をはじめとする人の命と尊厳を守る見地から、人々の心理・行動に与える影響について調査を進めるとともに、情報通信等の技術の進展および普及のスピードに対応した対策を推進します。
- 売買春等における買い手を生まないための教育・啓発など、「女性の性を商品化する風潮」を変える取り組みを具体的に進めます。

【性犯罪の適正な処罰】

- 2017年に100年ぶりに刑法の性犯罪規定の大幅改正が実現しました。残された課題について、法制審議会の開催を求め、改正に向けた検討を行うよう求めています。
- ジェンダーバイアスを排した適正な処罰が行われるよう、刑法の見直しを行います。
- 現行の強制性交等罪は、刑法の「社会的法益に対する罪」が並ぶ位置に置かれていません。第26章以降の個人的法益に対する罪に条文の移動を検討し、性犯罪が個人の性的自由の侵害であることを明確にします。
- 暴行脅迫要件については、恐怖のあまりフリーズしたケースについても含みうるよう、現行の犯罪類型を見直すか、新たな犯罪類型を別途設けることを検討します。
- 暴行脅迫要件の緩和により、監護者性交等罪についても、監護者に当たらないとされる教師や監督などについても、強制性交等罪が成立しうるよう検討します。
- 配偶者間においても強制性交罪等は当然成立しますが、DV事案においても適正な運用が図られるよう、附帯決議等に明記することを検討します。
- 性交等の範囲については、被害者の立場にたち、「性交等」の範囲について手指や異物の挿入による濃厚な性的な接触についても対象とすることを検討します。
- 青少年保護の観点から現行の児童福祉法等

を総合的に見直し、適切な規定整備を行うことを検討します。

- 公訴時効については、個人的法益の侵害の観点から、被害者が被害を認識しうる日を起算とすべきであり、本人が被害を認識しえなかった場合などには、公訴時効を停止させる制度を導入することを検討します。

【性暴力禁止法の制定など】

- 性犯罪は、その被害を訴えにくい、支援を求めにくく、一方で、魂の殺人ともいわれるほどの重大な被害を及ぼしうる犯罪です。この性犯罪の特殊性に鑑み、ジェンダーバイアスを排した適正な処罰がなされ、被害者の権利侵害の回復がなされるように性暴力禁止法を検討します。
- ジェンダーバイアスを排して適正な運用が行われるよう、捜査機関、司法機関など関係機関への通知、研修等が行われるようにします。

【性暴力被害者支援法案の制定】

- 性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性に鑑み、「性暴力被害者支援法案」（「性暴力被害者の支援に関する法律案」）を制定します。
- 各都道府県のワンストップ支援センターは緊急時における迅速な治療から中長期に及ぶケアを提供できるよう医療拠点型を目指します。
- ワンストップ支援センターの安定的な運営、支援員の確保、育成等が行えるよう、財政支援を行います。
- 警察への届けの有無に関係なく、急性期、中長期に適した十分な被害者支援を行うことができるようにします。
- 性犯罪捜査における関係機関の連携等により被害者支援を制度化し、真に子どもと女性の人権と一生涯にわたる健康を守ります。
- 性犯罪捜査・公判などの過程において、被害者である子どもにさらなる負担を負わせることがないように、司法面接制度を改善、普及させ、人材育成、民間団体を含む関係機関との連携を強化します。
- 被害者の権利擁護、犯罪防止等、総合的な性犯罪・性暴力対策を推進します。

- 性暴力被害カウンセリング費用について医療費控除を認めます。性暴力被害や児童虐待などによる被害の治療のため、医師の指導によらずとも、専門相談機関やその紹介によってカウンセリングやセラピーなどの心理療法を受ける際は、その費用について医療費控除の対象にします。

【性犯罪防犯教育プログラム】

- 性犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、性暴力が許されないこと、被害にあった時には、支援を求める権利があること等の具体的な防犯プログラムを検討し、若年者への啓発を進めます。
- 性的な行動において、本来の自分の意志に基づいた自己決定ができるよう、教育機関での性教育を進めていきます。

【子どもへの性暴力】

- 子どもへの性的虐待を許しません。2017年刑法改正で創設された監護者強制性交等罪などにより適切に処罰します。
- 教師や監督などによる子どもへの性犯罪やスクールセクハラは後を絶たず、深刻化しています。先生や監督は「監護者」には当たらず、先生や監督には逆らえないといった心理的な支配下におかれ、実質的な抗拒不能の状態に置かれている場合であっても、「暴行・脅迫要件」を欠くとし、強制性交等罪が成立しないケースがあります。強制性交等罪の暴行脅迫要件を緩和、あるいは暴行脅迫要件を不要とする新たな犯罪類型を創設し、適正に処罰されるようにします。
- 子どもは性暴力を受けたことが理解できず、成人してから認識することがあります。公訴時効について、被害者が被害を認識しうる日を起算とすべきであり、本人が被害を認識しえなかった場合などには、公訴時効を停止させる制度を導入することを検討します。
- 「性暴力被害者支援法案」を成立させ、医療拠点型のワンストップセンターの設置を推進し、子どもの性虐待に知見のある医師、専門職員の配置などを進め、性暴力の被害者となる子どもに対する支援を強化します。
- 被害児童の心理的負担を軽減する司法面接を改善します。児童にとってフラッシュバックによるPTSD等を防ぐために、児童の心理

的・身体的負担を軽減し尊厳を守るとともに真実を発見するため、犯罪に巻き込まれた児童をとりまくすべての関係者が連携し、ごく限られた回数で効果的な事情聴取を可能とする「司法面接制度」へ改善します。

- 司法面接ならびに身体的被害の把握のために、警察庁・法務省・厚労省の三者連携を担当者レベルのアドホックなものから常設の協議体に格上げすることおよびその中に司法面接に特化したチームを設置するよう取り組みます。また、虐待などの犯罪被害を受けた子どもの心身のケアのためにも、あるいは身体的被害を見逃さずに必要な事情聴取を適切に行うためにも、三者連携にあわせて医療従事者との連携を進めます。
- 児童が被害を受けた事件の刑事裁判において、司法面接による録音・録画や供述調書は、原則「伝聞証拠」として扱われています。せっかく被害から間もない段階で子どもをケアしながら供述を得ても、証拠採用されず、結合法廷における証言を強いられる負担をいかに少なくすることができるか、被告人側の反対尋問権の保障に配慮しつつ、今後検討を進めます。

【JKビジネス等】

- アダルトビデオ（AV）やいわゆるJKビジネスにおける女性・子どもの被害防止、被害者救済・支援、加害者取締り等のために、実態把握を進めます。既存の法制度を適切に運用・周知するとともに、必要な改善策を検討します。

【痴漢対策】

- 若年女性の被害が多い痴漢を放置しません。痴漢は犯罪であり、国として、痴漢対策に取り組むよう、具体的な施策を検討します。
- 痴漢抑止バッジ、ポスターなど痴漢を防止する効果のある方策について民間団体、鉄道会社等と連携し、開発します。
- 政府は鉄道会社と連携し、痴漢の実態調査を行い、効果的な施策の検討につなげます。

ストーカー事案への対応のさらなる充実

- 「ストーカー規制法」（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」）の改正、的確な運用

を進める等、総合的に推進します。

- ストーカー規制法について、さらに実効性を高めるために不断の見直しを行います。
- ストーカー被害者等の安全が確保されるために、警察の組織的な対応の推進、強化を図り、ストーカー事案を担当する警察官による迅速、的確な対応が確保される体制強化を図ります。
- ストーカー事案の特性を踏まえ関係機関等において適切な対応・支援がなされるよう、専門的能力や経験を有する人材を育成します。
- ストーカー行為等の被害者に対して、医学的・心理的ケアが適切に提供されるよう、必要な体制を整備します。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

【DV防止法の改正】

- 目に見える身体的暴力から、目に見えない心理的暴力、性的暴力に移行している等の被害実態を踏まえた、DV防止法の抜本的改正を検討します。
- DVの発見者による通報および医師等が業務上DV被害者を発見した場合の通報を義務化するとともに、その通報先に市町村を追加します。
- 婦人相談員の待遇改善、専門性の確保等について検討します。
- すみやかにDV加害者の更生のための指導や支援の方法について検討し、それらを実施できるよう環境整備をします。
- 配偶者間においても強制性交罪等は当然成立しますが、DV事案においても適正な運用が図られるよう、附帯決議等に明記することを検討します。
- 家庭裁判所でのDV被害者、支援者の安全を確保するために、出入り口を複数設けるなどの裁判所内だけでなく、出廷や帰宅までの被害者の安全確保のための工夫を進めます。

【加害者更生プログラム】

- DV、ストーカー対策等について、精神医学的・心理学的観点も含め加害者更生プログラムや啓発・教育を具体的に進め、加害者対策・研究を充実させます。

[DV被害ワンストップ支援センター]

- DV相談を的確に受けられることができるよう、窓口になる女性センター等の担当者の専門性を高め、定着を図ります。
- DV被害者支援をワンストップセンターで行い、人材を確保し、継続的に支援を行える体制を整えます。DV被害者支援者養成講座を充実させ、DV裁判専門スタッフの育成、加害者の加害行動更生プログラムを提供します。

[DV被害の母子を守る「レスパイトハウス(仮称)」]

- DV被害にあった母と子どもの安心安全を保障する「レスパイトハウス(仮称)」作りを支援し、母子の心のケア、自立支援プログラムの実施、年代にあった子どもへのプログラム、プレイセラピー実施、地域の中での学習支援、居場所作り、食事提供、「ともに生きる」地域のための人材育成を進めます。
※レスパイト＝一時休憩
- 内閣府の調査によるとDVと児童虐待との相互関係が指摘されています。児童虐待防止法とDV防止法を改正し、家庭内の暴力の連鎖を断ち切ります。

[養育費の確保]

- 離婚の養育費の確実な支払を確保するため、欧米諸国の例(行政機関の一時立替)を踏まえ、公的関与の拡大の検討をはじめ、公正証書作成支援や裁判支援を強化します。

生涯を通じた女性の健康の保障

- 女性が、子どもを産む・産まない、性的指向・性自認等にかかわらず、また人生の段階などに応じて、健康保持・向上のために必要な支援を受けられるよう施策を拡充します。
- 性と生殖に関する女性の権利と健康を守るための施策の拡充を図り、女性が自己決定権に基づき心身ともに健康で生き生きと自立して過ごせるよう、総合的に支援します。
- 生涯を通じた女性の健康を保持するためには、幼児期からの教育が重要であることから、学校等における性に関する指導の実施や科学的な知識の普及などを推進します。

[更年期障害への対応]

- 更年期障害の軽減、成年期、高齢期における女性の健康づくりを支援します。

困難を抱える女性への支援

- 困難な状況に置かれ生きづらさを抱える女性を支援します。全国どこでも確実に支援につながることができ、切れ目のない支援を提供できるよう支援体制を整備し強化します。
- 婦人相談員を全市町村に設置できるよう法制化の検討および財政的支援を拡充します。
- 婦人相談員を専門職として位置付け、女性の人権を擁護し、アドボケイターとしての活動が行えるよう体制を強化します。
- 売春防止法を根拠とする婦人保護事業の見直しおよび女性の総合的支援の確立を目指します。

障がい者への支援

- 女性障がい者が直面する課題への対応を強化します。「女性障がい者」の枠組みでの実態調査を行います。意思決定の場への参画を進めていきます。
- 障がい者が性暴力・DV被害を受けた場合の対策を推進します。

高齢女性に対する支援策

- 現在でも約半分が貧困状態にある単身高齢女性の生活環境の悪化を防ぐこと等を目的として、低額の年金受給者に対する追加的な給付を検討します。
- 今後、単身高齢者世帯が増加していくことに鑑み、空き家等の活用を含めた、介護度に限らない低所得高齢者でも入居できる支援付き住宅の整備を進めます。
- 生活保護受給資格の要件をわかり易く提示し、要件を満たした場合は適切に受給資格を付与するとともに、受給資格があるにもかかわらず、給付を受けない事態が放置されないように対応します。

多文化共生社会 (外国人)

包括的性教育の推進

- 「性の権利」を知り、性を自分のものとして行動するための包括的性教育を推進し、すべての人のセクシュアル・リプロダクティブ・ライツの実現を目指します。
- 10代の望まない妊娠や中絶を減らし、また性犯罪の被害や加害を防ぐため、男女ともに年齢にふさわしい性教育を行います。

男女共同参画教育

- 実体験に基づく事例から、男女が真に平等な社会こそ、すべての人に幸福がおとずれる最低条件であることを、小さい時から学べるようにし、就学以前の「性別役割分担意識を固定させないための教育」を行い、学校教育における男女共同参画を進めます。

災害対応における男女共同参画

- 防災計画・災害対応を女性の視点で見直すため、各レベルの防災会議への女性の参画を進めます。
- 避難所運営への女性の参加、女性や性的指向・性自認で困難を抱えている人のニーズ把握や相談に応じる体制の整備、知識・経験を有するNPO等との連携など災害対応における男女共同参画を推進します。

ジェンダー平等に基づいた国際協力

- 持続可能な開発 (SDGs) の5番目の目標である、ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ることを、国内外を問わず推進します。
- 紛争国や開発途上国で女性の教育水準向上と仕事の充実を図り、貧困を是正し、男女格差・国際間格差の解消に資するよう、政府開発援助 (ODA) の予算配分と実施に際して、調査、計画、立案、実施、評価の各段階にジェンダー平等の視点を取り入れます。

多文化共生庁などの創設

- 多文化共生社会実現基本法を制定し、多文化共生庁 (仮称) を創設します。国籍や民族の異なる人々が、互いに文化的・社会的背景等の違いを認め合い、相互理解と協調を基本に社会の対等な構成員としてお互い様に支え合い、ともに生きる「多文化共生社会」を実現します。多文化共生社会の構築と推進により、多様性の溢れる活力に満ちた日本社会の実現を図ります。自治体と連携、協力しつつ、省庁横断的に取り組むため、総務省の下に多文化共生庁 (仮称) を創設します。
- 就労目的で来日する外国人について「労働者」としての在留を認め、「生活者」として安心して暮らしを営むことができる体制や環境の整備を段階的に進める、外国人労働者を「労働者」として受け入れる「新たな外国人雇用認可制度 (仮称)」を創設します。

在留資格の見直しを含む 出入国管理制度の見直し

- 現行の就労にかかわる各種在留ビザについては、立憲民主党が提唱する新たな「外国人労働者雇用認可制度 (仮称)」の創設に合わせて抜本的な見直しを行います。
- 出入国管理制度の見直しも行き、多文化共生社会を実現する観点から、出入国管理行政と外国人労働者と生活者の支援・保護行政を区分けし、法制度上の措置を講じます。

難民認定制度

- 難民 (申請者・認定者等) の保護について、国際的な取り組みに積極的に関与する観点から現行制度の抜本的な見直しを行います。
- 適正な難民認定手続きや難民申請者の生活の保障について定めた法律を制定します。
- 難民認定行政を出入国在留管理庁から切り

離し、管理ではなく保護の観点に立った業務を行います。

- 難民申請者の生活や住居の支援を拡充します。

外国人共生のための施策

- 日本で就労、生活する外国人については、「多文化共生社会」の構成員として職場や地域における意思疎通、コミュニケーション手段の確保と、異文化や慣習等の相互理解の促進が必要不可欠であることから、①外国人在留者労働者側には職業上および生活上必要な日本語能力などの習熟を求め一方、②迎え入れる日本側（国、自治体、雇い主等）にはその習熟機会の提供や保証と、応分のコスト負担を求める新たな制度を創設します。
- 多文化共生社会の実現に向けては、国内で就労する外国人については国際条約等で確認された労働者としての基本的権利の保障と尊重を最大限、確保します。特に、賃金や手当を含む労働条件、社会保険等の適用、研修や教育訓練の提供等については、原則、国内労働者と同等の処遇を義務付け、法令違反に対しても同等の罰則や外国人労働者の受け入れ停止処分等をとることとし、不合理な格差や差別的待遇を禁止します。
- 外国人労働者の学齢期の子どもについては、学校教育の機会を保障するとともに、その体制の整備を行います。
- 多文化共生社会の実現に向けて、学校や地域社会における多文化共生教育や人権教育の実践、相互に交流する機会の確保などを制度的に位置付ける方向で、所要の措置を講じます。

選挙・政治改革

- 選挙制度、議員定数、衆議院と参議院の在り方など不断の見直しにより、国民の声がより反映される政治を実現します。
- 現行の各種選挙の被選挙権年齢を5歳引き下げ、若者の政治への直接参加の機会を増

大させます。

- インターネット投票制度について検討します。
- 立候補休職制度、議員の出産育児を支援する環境整備などに着手し、より幅広い人材が公職に立候補できる環境を整備していきます。
- 一般有権者もメールによる選挙運動を行えるようインターネットを活用した選挙運動の在り方について検討を進めます。
- 市町村境界等の地域・生活圏的な区分と小選挙区割との極端な乖離の解消を求めています。
- 外国人の政治参加の在り方について検討を進めます。
- パーティー券の購入を含めた企業団体献金の禁止と個人献金促進を図る法律の制定を目指します。また、政治資金の透明性向上のため、国会議員関係政治団体の収支報告書のインターネット公開を義務化する法律の制定を図ります。
- パリティを目指し、議会におけるジェンダー平等を確立します。
- 地方自治体議員の成り手不足が生じている現状も鑑み、地方議会の在り方、選挙制度の在り方の適正化に取り組みます。

国会改革

- 議員提出法案の審議活性化を進めるため、委員会ごとに議員提出法案の質疑のための定例日を設けたり、与党議員にも十分な質疑時間を確保し、与野党の議員間で活発な政策論議ができるよう配慮します。
- 国会審議の中で内閣提出法案を柔軟に修正できる環境を整えます。
- 疑惑解明に必要とあれば、行政官であれば、国会招致が可能となるよう、政府参考人の範囲を広げます。
- 国会の資料要求を適正化するため、理事会において理事から資料要求があれば、資料提出に応じるようにします。
- 国会による行政監視を強化するため、予算委員会の委員長にも野党議員が就任することを新たな慣行とします。
- 国会議員間の討議の活性化のため、委員会で法案審議がない時期には、議員間の自

由討議を積極的に行います。

- 財政規律が緩む中で、政治から一定の独立性を持つ財政機関を国会に設置し、中立的・長期的な観点から財政政策を調査・評価します。
- 防衛省・自衛隊の監視を強化するため、両院合同の防衛監察委員（防衛オンブズマン）制度を創設します。自衛隊員の自殺や自衛隊内のいじめ等が報告される中、自衛隊員の人権を守り、自衛隊内の規律を維持するため、防衛監察委員が中立的な立場から調査や査察を行います。防衛監察委員は、自衛隊員他からの苦情や請願の受け付け、安全保障委員会への勧告、年次報告書の作成等にあたります。
- 国会に原発事故調査委員会を再設置し、事故原因の究明と再発防止策、原子力行政の国民への説明責任の在り方等を検討します。
- 党首討論の在り方を見直し、①討論の時間を長くし、②参議院で行われている質疑の「片道方式」を導入するとともに、③予算委員会等に総理が出席しない週は必ず党首討論を実施するといった措置を講じます。
- 首相の解散権に制約を加える運用を検討します。
- 臨時国会召集の要求があった場合、30日以内に臨時国会を開会することを法制化します。
- 国会事務局の部署もスクラップ・アンド・ビルドし、統廃合できる部署の人員配置を見直し、国会改革で新設する部署や増強すべき部署の人員に回します。
- 調査局および法制局を統合し、重複を解消して浮いた人員を他の部署（前述の財政機関等）へ異動させたり、長期研修や人事交流に出すことにより、国会職員の専門性を高めます。
- 国会職員の府省や在外公館、国連機関等への出向や人事交流を増やし、国会職員の専門性や国際性の向上を図ります。
- 国会調査局で調査研究にあたる職員の採用は、衆参事務局の総合職・一般職の採用試験と切り離し、「研究職」として独自の採用枠を設けます。「研究職」には、新卒採用の他に博士号取得者や弁護士、実務経験者等の採用を行い、国会の調査研究能力を強化します。

- 質問の事前通告の適正化のため、委員会開会の前々日までに質問を通告する慣行とします。
- 印刷物のペーパーレス化を推進し、報告書等の配布先の絞り込みを徹底します。
- 請願の審査結果についてホームページ等で公開し、請願者が審査結果を知ることができようにします。
- 国会に国民から期待された行政監視を実現するため、少数会派であっても関係者を国会に証人として出席させ、証言を求める事ができるよう証人喚問の在り方を含む調査機能の強化等を実施します。
- 国会に対し、捏造或いは偽造された文書を提出した等の場合には、その違反について刑事告発等厳格に対応を行います。
- 公文書等の改ざん・隠蔽等の不適切な取り扱いの防止を実効的に講じられるようにするため、行政機関等の職員が作成しなければならない文書の範囲、行政文書・法人文書の範囲等について見直しを行うとともに、行政機関の公文書等の管理について評価・監視を行う公文書記録管理院を内閣の所管下に置きます。
- 政府による情報不開示措置の適否を判断する権限を情報監視審査会に付与します。このため立憲民主党が提案した「国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（情報隠蔽防止法案）」および「国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（情報隠蔽防止法案）」を早期に成立させます。
- 国の行政機関の業務、予算の編成・執行状況の調査・分析とそれに基づく政策評価を行う「行政監視院法案」の成立を目指します。
- 立憲民主党が提案した「会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（会計検査院権限強化法案）」の早期成立を図り、会計検査院は、資料の提出拒否・虚偽資料提出等のほか、検査上の要求に応じない等の事案が生じた場合、懲戒処分を要求することができるものとしします。

行政改革・行政刷新

公会計制度改革

- 国民に対し説明責任を格段に向上させるため、決算報告を従前型の官庁会計ではなく公会計財務書類等に転換する観点から、新たな公会計制度を検討します。具体的には、①異なる会計基準を統一し、勘定科目の統一と開示項目の標準化を進め、②政策ごとのコストやセグメント情報、公的団体・法人を含む連結財務情報の作成・開示を義務付け、③新しい公会計による財務指標をベースに目標が設定され、国民の目にモニタリングされる仕組みを導入し、④諸外国並みの超長期収支見込みを公共財政長期持続可能性報告として開示することを法律で義務付けること、等を検討します。

予算執行・行政監視の強化

- 国の行政機関の業務、予算の編成・執行状況の調査・分析とそれに基づく政策評価を行う「行政監視院法案」の成立を目指します。
- 会計検査院長への各府省幹部経験者の就任を禁止します。併せて「会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（会計検査院権限強化法案）」を成立させ、資料の提出拒否・虚偽資料提出等のほか、検査上の要求に応じない等の事案が生じた場合、懲戒処分を要求することを可能とするなど、会計検査院の権限を強化します。
- 行政のICT化を強力に推進するとともに、徹底した行政のスリム化とコスト削減を図ります。また、予算の執行状況をリアルタイムで把握できる環境に変え、税金の使い道の透明化と検索一覧性を向上させます。
- 特別会計改革・独立行政法人改革については、増加する独立行政法人等政府機関・基金・官民ファンド・特別会計等を徹底的に見直し、スリム化・透明化を進めます。

「知る権利」の保障

- 公文書等の改ざん・隠蔽等の不適切な取り扱いの防止を実効的に講じられるようにするため、行政機関の公文書等の管理について評価・監視を行う公文書記録管理院を内閣の所管下に置きます。
- 国会からの情報提供要請があるにもかかわらず、黒塗り状態での文書など政府がその要求に応じない場合に、特定秘密保護法運用の監視機関である情報監視審査会がその適否を判断することができるようにするため、「国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（情報隠蔽防止法案）」を成立させます。
- 「公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）」を改正し、行政文書の定義を見直すことにより、対象を拡大するとともに、保存期間の上限を最長30年に設定し、保存期間満了後は原則公開とします。また、メールやパソコン等で作成した電磁的記録である行政文書や、外部と接触した場合における当該接触に係る情報が記録されている行政文書の保存期間は、1年未満とすることができないようにします。これにより、行政文書の作成・保存・移管・廃棄を官僚が恣意的に行わないようにします。
- 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」を改正し、国民の知る権利の保障を強化します。具体的には、行政機関の長に、自発的に分かりやすい情報提供を義務付けるとともに、不開示情報規定および部分開示規定を見直し、開示情報を拡大します。不開示決定の通知に、その根拠条項および理由をできる限り具体的に記載することにより、運用の明確化を図ります。また、開示請求手数料を安くするなどし、手続きの簡素化を図ることで、税金の使途や行政情報を透明化します。
- 国による情報の恣意的・不適切な秘匿を防止するためにも、特定秘密保護法の運用を徹底的に監視し、その是正を進めます。具体的には、当該行政機関の恣意性を排除するため、内閣府に設置する第三者機関（情報適正管理委員会）が指定基準を定め、基準

非該当の秘密指定を知った秘密取扱者は、委員会への通知義務を負うこととします。

- 特定秘密に関する情報監視審査会の会議録が非公開にとどまっているところを、必要な保護措置を講じた上で公開とするための規程改正を行います。

調達改革・PFI

- 随意契約、指名競争入札、いわゆる「一社応札」における情報公開の徹底、請負時の労働条件の適正化を実現する法制化を行います。
- 国および地方公共団体がPFI導入に向けた検討を進める場合には、官民間でのリスク分担が適切になされているかどうかを十分に踏まえた上で、その是非を問うこととします。現政権下で頻発する官邸主導のモラルハザード・利益誘導は認めません。
- 民間資金を活用した官民連携による社会解決課題の仕組みである「SIB」(ソーシャル・インパクト・ボンド)」の導入について検討します。

消費者

消費者の権利

- 事業者と消費者との間に情報の質・量、交渉力に構造的な格差があることから、消費者の権利を第一として、消費者行政強化と消費者保護を推進します。
- 消費者契約法の2018年改正において組み込まれなかった、包括的な「受け皿規定(バスケットクローズ)」の導入や契約条項の事前開示、立証責任の転換について、改正を検討します。
- サブリース問題等で、被害者が個人事業主と定義され、救済対象にならなかったことから、消費者契約法における消費者要件の見直しを検討します。

消費者庁・消費者委員会・国民生活センター地方移転の白紙撤回

- 消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転は、消費者庁における消費者行政の司令塔機能をはじめ、それぞれが果たすべき役割や機能および専門的人材の維持・確保に支障をきたし、消費者行政ならびに消費者保護の推進・強化に逆行するおそれもあるため、地方移転の在り方について検討します。

エシカル消費等の推進

- 環境・社会や安全に配慮された製品や商品を優先的に購入・使用する「エシカル消費」を推進すべく、企業の取り組みを後押しする仕組みを検討します。
- 電源構成等について十分に情報提供され、消費者の知る権利・選択の権利が阻害されないよう、すべての電気について、電源構成等の情報開示の義務化を進めます。

消費者行政の強化

- どこに住んでいても消費生活相談が受けられるよう、消費生活センターの自治体への設置を推進します。地方消費者行政を継続的に下支えする財源を確保し、消費者行政担当者や消費生活相談員に対する研修体制の構築、消費生活相談員の雇用形態や処遇の改善による人材確保等に取り組み、地方消費者行政の強化、消費生活相談機能の充実・強化を図ります。
- 消費者裁判手続特例法の円滑な施行と運用、同制度の担い手である適格消費者団体および特定適格消費者団体等への財政等を支援し、消費者団体訴訟制度の実効性の確保と持続的活用を推進します。
- 消費者被害の支援者であり、様々な被害情報の窓口でもある、消費者団体やNPO・NGOとの連携を強化し、より消費者目線に立った消費者行政を推進します。

消費者被害への対策強化

- 地域における見守り活動の推進、消費者ホットラインの周知と利便性の向上、多様な媒体を通じた広報活動の充実などに取り組みます。また、その担い手である消費者団体における専門人材の育成や財政面・情報面等の支援を進めます。
- 過剰与信（支払い能力を超える与信）による被害や支払い能力を超えたクレジット契約、消費者金融等からの借り入れなどによる被害からの予防や救済のため、悪質な業者に対する取締りの徹底や消費者の側に立った消費者契約法等の運用を推進します。
- 高齢者を中心に被害が続いている預託商法に対応する法制度を検討します。
- 消費者契約やカード・キャッシュレス利用等に関する知識も含む学習機会の提供を、学童期から高齢者まで多様な形で推進していきます。
- 成人年齢18歳への引き下げによる若年消費者への被害防止対策として、学校等での消費者教育の充実や関連法の整備を推進します。
- 消費生活相談の過半を占める財産被害の救済のため、行政機関による財政の保全措置や、悪徳業者が違法に収集した財産をはく奪する制度の強化に取り組みます。

食品の安全・安心の確保

- すべての加工食品を原料原産地表示の対象とすることを原則とし、食品トレーサビリティの促進、食品添加物、遺伝子組み換えやゲノム編集食品、アレルギー表示など、消費者が自ら安心・安全を選択できる食品表示制度となるよう見直しを進めます。
- 輸入食品への不安に 대응するため、税関職員や食品衛生監視員等の人員を確保し、輸入検疫体制を強化します。
- 内閣府・農林水産省・厚生労働省・経済産業省・環境省に分断されている食品安全の管理機能を一元化します。
- 特定保健用食品や機能性表示食品といった健康食品について、消費者による商品の有

効性や安全性についての誤認や過信が起こらないよう、科学的根拠に基づく情報公開、表示・広告の適正化等を推進します。

食品ロス対策の推進

- サプライチェーンを通じた連携やフードバンク等の取り組みを推進するため、個人や企業によるフードバンク等への食品の現物寄付に関する税金控除等の優遇措置や、意図しない不慮の食品事故における寄付者への免責制度の導入、慣習的な商習慣の見直し等による食品ロスの供給システムの確立を進めます。
※農林水産「食品ロス対策」、環境「食品ロスの削減」参照

企業・組織のコンプライアンスの向上

- 企業・組織が持つ浄化作用を強化するため、通報対象事実の緩和や通報者の範囲の拡大など公益通報が抑制されないよう、違法行為の是正・抑止に実効性ある公益通報者保護法の改正を検討します。

災害対策

お互い様に支え合う災害対策の構築

- 多様な層の災害弱者を含め、すべての人がお互い様に支え合うインクルーシブな災害対策を構築します。具体的には、地域、世代、性別、職業、障害の有無等々にかかわらずすべての層の代表が参加して情報収集、発信、避難計画および実施、避難所運営などをする分権型の防災体制の構築を推進します。
- 消防団、防災士、自主防災組織、市民消防隊、女性防災クラブ、災害ボランティア、町内会など様々な住民組織や住民の参加協力を得ながら、地域における避難計画の策定や防災教育と訓練などを支援します。
- 避難先におけるエコノミッククラス症候群などを防ぐため、アプリの活用や、インター

ネット等を使用した安否確認システムの確立と避難所ごとの連絡手段の確保を図り、指定避難所以外に避難している方々（非指定避難所、車中泊等）の正確な状況把握を推進します。

- 高齢者、病院入院・通院患者、小中学校、幼稚園、保育園、障がい者施設、児童養護施設などの要援護者を含むすべての人々の避難計画に万全を期すよう推進します。
- 避難先となる公立小中学校をはじめとした施設のバリアフリー化を推進し、災害が発生した際の長期的で安全な避難先を確保します。
- 地区防災力を向上するために常設の避難所運営委員会設置、平常時ケアサービス利用者のケアプラン等へ災害時ケア、高齢者や障がい者・女性・子ども・外国人・妊産婦などに配慮した地域の防災計画の策定を推進します。
- 災害時に国民の命を守る緊急対応の観点を重視し、避難施設や経路の確保、ラジオ、インターネット、アプリ等を活用した防災情報の周知徹底、防災訓練などのソフト面における対策を徹底的に見直します。
- 首都中心に進む防災ポータルサイトを全国展開します。
- 避難所利用や一時預かりなど災害時のペット対策を検討します。
- 生活不安や避難生活での心身の疲労やストレスに対する心のケア対策、乳幼児、児童、生徒等に対するカウンセラーの派遣支援強化などを推進します。
- 指定外避難所も含めた福祉避難所等の拡大と整備を一層図るとともに、これら施設について、定員以上の人員を収容している施設への財政支援、福祉人材の派遣元への財政支援等を行います。
- きめ細かく機能的に連携した被災者支援が可能となる環境を整えるため、ボランティア団体や企業、行政の連携がスムーズとなるシステムを検討します。
- ボランティアの自己負担を軽減する措置について検討します。
- 復旧期において被災地の高速道路や鉄道などの公共交通網について無償化を検討します。

内閣府防災と復興庁の機能を強化拡充

- 10年の節目を迎える復興庁の発展的改組とあわせて、災害対策機能をネットワーク化し、減災防災から復旧復興まで一貫して対応する防災庁（災害対策庁）を設置します。
- 国会・行政の統治機構の崩壊も予想される首都直下地震に備えた政府業務継続計画（COP）の強化に加え、南海トラフ地震の予想域からも外れている地域に首都機能（国会・最高裁・気象庁・日本銀行などを検討）の一部を分散移転し、地方分散型統治国家モデルを検討します。
- 災害関連死の事例収集・データ化を進め、総合的な対策につなげます。
- 阪神淡路大震災以降、四半世紀の災害対策を検証し、首都直下地震、南海トラフ地震や大規模な津波に備え、耐震化、地震係数、前震・本震・余震の考え方等についても総括と更新を行い、新たな地震防災対策の戦略について検討します。
- 複合災害への対応など、被災状況に応じて柔軟かつ早急な対応となるよう、災害救助法を見直します。
- 大規模災害発災時の被災自治体バックアップ体制を強化します。
- 大規模災害対応の専門性や経験・ノウハウを持つ、各府省庁の担当者や自治体職員を現地の自治体に早急に派遣できる仕組みを検討します。
- 自治体・関係機関の災害協定締結を促進します。
- 自治体同士の助け合い（対口支援）を強化します。
- 避難所等における支援物資の現地調達やみなし仮設住宅の家賃給付など、給付の在り方を見直します。
- GIS（地理情報システム）の災害への活用を進めます。
- 土砂災害区域の速やかな指定と対策を促進します。
- 人と未来の防災センターの機能強化を検討します。
- がれき等災害廃棄物の市町村による処理と事後返還制度について検討します。

事前防災・減災対策の推進

- 事前防災を強化するための支援制度について検討します。
- 家屋罹災判定の基準の明確化を進めます。
- 避難所への自家発電機やプロパンガス機器の設置を促進します。
- 電気・ガス・水道などのライフライン情報の問合せ窓口の一本化を推進します。
- 全国の消火栓の総点検および更新を進めます。
- 発災後72時間生活できる食料・装備を避難所に完備できるよう推進します。
- 賃貸住宅の耐震化性能の公表を促進します。
- 高齢者住宅の耐震化を推進します。
- 木造住宅密集地域において、防火水槽の整備などを進めます。
- 災害時において食品表示制度の弾力的運用を検討します。
- 洪水対策の面から河川の流域管理を進めるとともに、治山事業（森林整備・砂防事業）を進め、地滑りや山崩れなどの山地災害防止に取り組みます。

被災者の生活・生業再建

- 被災者生活再建支援金については、支給範囲を大規模半壊から半壊にまで拡大するなど、支給基準を見直し、最高額を300万円から500万円への引き上げを目指します。
- 生活再建支援法で対象外となる商店や工場と一体型の住居への支援の在り方について検討します。
- 中小企業・小規模事業者の事業の早期復旧と事業継続のため、政府系金融機関等による金融支援をはじめとした総合的支援を進めます。
- 従業員の雇用維持のための雇用調整助成金等の拡充、雇用保険の給付日数延長など、雇用対策の実施を充実させます。
- 直接被災した農林水産業施設等の災害復旧事業の早期実施、経営困難な農林水産業従事者に対する特別支援の実施を行います。
- 旅館・ホテルなどの民間施設の借り上げ、また、みなし仮設住宅の十分な確保、広域での空家住宅・賃貸住宅の借り上げ等により

住宅を迅速に確保します。

- 観光をはじめとする風評被害を防ぐため、国と自治体が協力し正確な情報を発信する仕組みを構築します。

震災復興政策

震災復興

- 日本最先端の環境調和型の再生エネルギー拠点を目指し、被災地を中心にした東北6県のエネルギー開発を進めます。地方自治体、地域住民主導のエネルギー事業による、復興の加速化、地域活性化を実現し、持続可能な社会づくりを進めます。
- これまで復興に取り組んできた人やNPO法人などの参加を前提に、元々東北地域で抱える人口流出、過疎化、高齢化といった課題を乗り越え、人が集う魅力的な「新しい東北」づくりを前に進めます。
- 東日本大震災の復旧・復興に全力で取り組みます。支援金の額を300万円から500万円に引き上げ、対象を大規模半壊から半壊への拡大等を含む被災者生活支援法改正案や、東日本大震災復興特区法改正案、土地等処分円滑化法案の復興加速法案の早期成立を目指します。
- これまでも行ってきた復興交付金、特別交付税さらにグループ補助金、企業立地補助金、二重ローン対策、事業復興型雇用創出事業などの財政支援等を活用し、安易な事業廃止・縮小、地方への財源つけ回しは認めず、制度の根幹を維持・拡充します。地方負担を求めず全額国庫負担の原則を維持し、地域コミュニティ・住まいの再生、経済・雇用維持などまちづくりを支援するための新たな基金の創設を目指します。
- 被災地に寄り添った復興を加速します。「集中復興期間」以降も、被災地の復興に向けた施策をより強力に進めます。地域の声を十分に踏まえ、全額国費による負担を原則とし、新たな課題や行政需要に対応できるような体制を構築します。

- 被災地の本格復興に向け、規制・手続き等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効活用を図るため、特例の適用期間を延長し、制度の柔軟な運用を図ります。
- 復興特区・復興交付金など復興に向けた仕組みを活かし、地域で夢の持てるまちづくり、雇用・働く場の創出などに取り組むとともに、行政のワンストップサービス化を進めます。
- 被災自治体が、それぞれの実情にあった復旧・復興の取り組みを推進できるよう、人的支援について十分に配慮します。
- 被災地での公共工事の入札不調が続いている状況に鑑み、復旧・復興に必要な人材・資材の不足・高騰への対応に万全を期します。
- 被災地における各JR線等の鉄道早期復旧に向けた取り組み、復興に向けた道路ネットワーク構築に対する財政的支援などに万全を図ります。
- 復興を加速させるため、用地問題の解決等をさらに進める「復興特区法改正案」と「土地等処分円滑化法案」の早期成立を目指します。これにより、防災集団移転促進事業等に伴い虫食い状態となって点在する、あるいは市町村が買い取りを進めてまとまった被災跡地を活用したまちづくりを加速させます。
- 中小企業・農林水産業の復興・再生、海外を含む風評の払拭・販路拡大・新商品開発への取り組みを支援します。また、諸外国への速やかな輸入規制解除に向けた働きかけを強化します。
- 特に若い世代の東北6県へのUターン、Iターン促進施策を強力に推進するなど、東北地方の人口減少対策に取り組めます。
- 東日本大震災事業者再生支援機構の設置を目的に、既存事業の再生のみならず、イノベーションの促進や中核企業の育成を加え、被災地域の事業者の成長と起業を促進します。
- つくり育てる漁業の推進に対する支援を強化するとともに、調査研究をもとにした効果的な水産資源の管理を一層推進します。
- 被災地域に対する海外からの誘客、修学旅行等の団体旅行誘致などの地方の取り組みを支援し、「東北観光」を重点的に位置付けるとともに、国際会議やスポーツ大会等の大規模イベントの東北開催について特段の配慮を行い被災地域全体への来訪を促進します。
- 復興工事、まちづくりの遅れに合わせ、グループ補助金の拡充・延長に努めます。
- 復興の障害となっている医師の地域偏在の解消など東北地方の地域医療の課題解決に向けて取り組みます。
- 過疎地で1人暮らしを続ける被災者などにとって、コミュニティFMは孤独感を緩和し地域情報を入手する上で重要であるため、採算の苦しい被災地のコミュニティFMに財政支援を行います。
- 東日本大震災・原発事故に起因する不登校やいじめ等により、学校生活に困難を抱える子どもへの支援体制の強化および学校・教育委員会への指導の徹底に取り組めます。
- 被災県に対する教職員定数の中長期的な加配措置を行います。特に、心のケア等に対応する安定的な体制を確保する必要があることから、少人数指導等の政令加配を維持します。
- 健康や将来に対する不安を払拭できるよう、子ども・被災者支援法に基づき、健康調査の強化、母子・父子避難者への支援、応急仮設住宅の供与期間の延長、帰還支援などを進めます。加えて、被災地域の真の復興に向け、子どもたちの心のケア、地域医療・介護体制、お年寄りの孤立防止、子育て環境の整備、買い物支援、教職員加配やスクールカウンセラーの配置の継続および魅力的な教育環境の充実、地域公共交通網の構築、鳥獣被害対策等、中長期にわたりきめ細かな支援を行います。
- 中長期的な支援の必要性に鑑み、復興庁を発展的に解消し、災害対応および復興支援に国をあげて取り組む組織の設置を検討します。被災地の真の復興のための息の長い支援を実現するとともに、東日本大震災から得られた知見を蓄積継承し、今後の災害対応に活かします。
- 予算の使途の点検、事業の効果検証等を行うなど、これまでの復興事業の総括を実施し、その総括結果に基づき、災害対応法制・組織体制などを見直し改善につなげます。
- 農業、水産業等一次産業とその加工業の震災前水準への完全回復を目指し、6次産業化の

推進。観光業の振興加速（震災前水準の3倍を目標とする）、企業の新規立地、誘致を積極的に進めます。

福島再生

- 福島の復興なくして、日本の再生はありません。原子力政策を推進してきた国の社会的責任を認め、原子力災害からの復興および再生を強力に推進します。また、事故原発の安全確保に万全を期すとともに、廃炉の課題に主導的に取り組み、除染の徹底、営業損害を含め経済被害等に対する速やかな賠償などを通じて、生活の再建・安定化を可能な限り迅速に進めます。さらに、除染土壌や廃棄物の中間貯蔵施設への早期搬入に向けての取り組みを進めます。
- 未だ緊急事態宣言が出たままの東電福島第一原発事故について、事故原因究明を徹底的に行うとともに、これまでの事故収束の取り組みを検証し、今後の対応計画を再構築します。加えて、事故の対応を東京電力任せにせず、国が前面に立って早期の事故収束を実現します。世界の原子力研究者の英知を結集し、原発事故の早期収束を実現します。また、原発事故の対応において、汚染水漏れや停電などの事故が多発していることから、事故対応を強化し、再発防止を徹底します。
- 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）を復活させ、事故原因の徹底究明、事故に対する責任の明確化に取り組みます。
- 原発事故の一刻も早い収束、被災者への責任ある対応を徹底するため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織を改編します。これにより、廃炉措置、被災者支援を東京電力から切り離し、国主導で実施します。
- 福島第一原発の廃炉に向けた厳しい現実を直視し、廃炉作業の工程や計画の見直しを行います。
- 放射能汚染物質の拡散防止の徹底、安易な再利用、海への放流禁止を徹底します。
- 除染作業の実績評価と今後の計画の見直し

し、森林や溜池等の除染方法の検討と実施、除染作業の実施状況の監査、工事業者の適正管理などを行います。

- 福島県に廃炉技術および放射性廃棄物の保管管理、放射能影響モニタリング、放射能の健康影響等をテーマとする研究施設を誘致、原子力技術者の育成拠点として環境整備を進めます。世界の原子力研究者の英知を結集し、原発事故の早期収束を実現します。
- 被災者の希望に応じた健康診断の実施と情報の適正管理、健康被害の早期認定と補償の実施など、被災者の健康被害に関するフォローを徹底します。
- 区域外避難者も含めた被災者の希望と生活実態に即した経済支援を含む総合的な支援の継続など、被災者の生活再建支援を継続的に実施します。
- 東京電力福島第一原子力発電所・第二原子力発電所の廃炉、福島県等の除染、福島県民の健康管理については、国が責任をもって取り組むよう、強力に求めていきます。
- モニタリングポストについては、放射能汚染の状況を知る上で重要な施設であり、今後も地域住民の安心安全の確保のために設置・管理を継続することとします。
- 現時点では、長期にわたる個人の被曝線量の管理が一元的にできない状況にあるため、国の責任で、個々人の被曝線量を一元的に管理できるシステムを構築し、廃炉作業等の従事者の健康不安を解消します。
- 福島県の子どもがいつでも安心して医療を受けられる環境、子どもを産み育てやすい環境等を整備します。
- 子どもの心身のケアを長期的・継続的に行い、未来を担う子どもたちの声を復興事業に反映させます。また、健康や将来に対する不安を払拭できるよう、子ども・被災者支援法に基づき、健康調査の強化、18歳以下の医療費無料化、母子・父子避難者への支援、帰還支援などを進めます。さらに、福島再生を担う豊かな人材を育成するため、福島における様々な教育・研究活動への支援を強化します。
- 福島第一原発事故による汚染地域の住民・事故収束現場作業員等に対し、健康管理手

帳を交付し、年1回の健康診断を生涯にわたり受けられること等を定める法律の制定を目指します。

- 原子力損害賠償法を抜本改正し、被害者の保護を原子力損害の賠償に関する法律における唯一の目的とすることを念頭に改正を検討します。
- 福島第一原発事故被害の早期の補償の確定と支払いの実施、東京電力へADRの和解勧告への真摯な対応を促し、訴訟を回避、早期の補償実施を実現します。
- 区域外避難者を含むすべての原発事故被災者について、被災者の立場に立ち、一人ひとりの実情、希望に応じた生活再建支援（経済支援を含む）を、国の責任で継続、実施します。
- 「福島復興再生基本方針」に基づき、自然エネルギー産業、医療関連産業等の拠点の創出・形成を進め、地域経済を活性化して雇用を拡大します。加えて、製造業や観光業等を通じた経済再生を図ります
- 産業・雇用創出のために、技術力の高い企業が立地する福島県の強みを活かし、県が進めている産官学連携の航空宇宙産業集積事業の後押しをします。
- 福島県産の農林水産物の安全を確保し、その魅力を高め、販路拡大や販売促進等に積極的に取り組みます。また、避難地域等における営農再開についても、将来を見据えた本格的な地域農業の再生に向けた取り組みを加速し、農林水産事業者へのきめ細かな支援を強化します。
- 農産物の風評被害対策のために、あらゆる政策資源を投入し、農林水産業者への支援を加速します。被災地産品に関する農林水産物の安全性確保の諸施策の継続とともに、科学的根拠・事実を明らかにし、正確な情報発信、放射線に関する国内外への理解増進を図り、風評被害払拭に努めます。諸外国への速やかな輸入規制解除に向けた働きかけを強化します。
- 風評をもとにする被災地の子どものいじめをなくします。
- 里山再生モデル事業の着実な実施を進め、林業の再生を目指すとともに、除染地域の拡大を支援します。

○漁業再生の障害となっている風評被害を防止するため、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴う汚染水漏れ事故の防止、食品安全管理と科学的知見の周知徹底、諸外国がいまだに課している輸入制限の撤廃に努めます。

○原発事故被災者の支援、被災地の復興については、中長期的な途切れることのない支援が必須なことから特段の法整備を検討します。

財務金融・税制

アベノミクスによって所得格差、資産格差はますます拡大・固定化されています。格差の拡大・固定化は社会を不安定にし、経済の成長を阻害します。こうした所得や資産の偏在を税は是正する役割を持ちます。立憲民主党は、税制の4則「公平」「納得」「透明」「簡素」の確実な推進を目指します。

まっとうな金融政策へ

○マイナス金利や事実上の財政ファイナンスである日本銀行による国債購入など、異次元の金融緩和の見直しについて、市場の動向も見極めつつ検討を行います。

金融の技術革新

- フィンテックと呼ばれる金融・IT融合の動きの進展に対し、利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、決済サービスのイノベーション、規制の見直し等を進めます。
- 暗号資産の健全な発展を目指したルールを整備します。
- クラウドファンディングや暗号資産の発行による投資についての税制の在り方において研究を始めます。

所得税

○所得税については、所得再分配機能の強化、中間層の復活、中低所得者の底上げを

行う観点、また、共働き世帯、ひとり親家庭の増加など世帯の態様の変化を踏まえ、税体系を見直します。

- 不公平感を是正するため、諸控除の見直しを進めつつ、最高税率の引き上げなど、富裕層を対象とした所得税の累進性の強化を検討します。あわせて、所得控除は税額控除への置き換えを今後検討します。
- 基礎控除を増額することを基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控除しきれない額を給付する「給付付き税額控除」の導入を進めます。
- 金融所得課税については、所得再分配機能回復の観点から税率を引き上げます。同時に、多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、個人投資家を金融市場に呼び込む観点等から、損益通算の対象範囲の拡大を進めます。あわせて、総合課税を検討します。
- 新しい公共の担い手を支える税制をさらに拡充させます。NPO等に対する支援税制（市民公益税制）について改善を図り、大学等に対する寄附金税制を充実させるとともに、現行の寄附控除の拡充やNPO法人をはじめとする中間支援組織などへの新たな税制上の措置を創設します。また、不動産、有価証券等資産による寄附が促進されるよう新たな控除の創設等、税制上の措置を講じます。
- 配偶者控除と扶養控除は廃止・税額控除化し、両者を統合した世帯控除を新設します。
- 現行の「寡婦」「特別寡婦」「寡夫」の各控除制度を整理した上で、性別、所得、扶養、婚姻歴などで差別しない税額控除として「ひとり親控除」を創設します。
- 性暴力被害や児童虐待などによる被害の治療のため、医師の指導によらずとも、専門相談機関やその紹介によってカウンセリングやセラピーなどの心理療法を受ける際は、その費用について医療費控除の対象にします。
- 現役世代の社会保障への不安解消、高齢者の生活の安定に寄与するため、所得税法上および地方税法上の生命・介護保険・個人年金の各保険料控除の最高限度額を引き上げるとともに、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を引き上げます。

法人税

- 担税力のある企業に応分の負担を求める法人税制となるよう抜本的に見直します。
- 中小・小規模企業への法人税減税を検討します。

消費税

- 消費税率の引き上げは凍結します。税収は社会保障の4つの柱（年金・医療・介護・子育て支援）に使います。
- 軽減税率制度は廃止し、逆進性対策を行う場合は、最も効果的な対策である給付付き税額控除によるものとします。
- 医療機関における控除対象外消費税問題を解消するため、診療報酬への補填を維持した上で、新たな税制上の措置を早期に講じます。

相続税・贈与税

- 相続税については、格差是正の観点から、中長期的には最高税率を含む税率構造の見直しを行います。
- 教育資金贈与特例措置等の効果も見極めつつ、格差是正の観点から、真に次世代のためになるよう、相続税・贈与税の在り方について税率を含め見直します。
- 相続税の小規模宅地評価の軽減を検討します。

個別間接税

- たばこ税は健康被害の観点から課税強化を検討します。また、電子たばこに対する課税については、健康被害の実験結果も見ながら、適正な税率を検討します。酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点から引き続き見直しを行います。
- 自動車関連諸税については、地方財政に配慮しつつ、負担の軽減、簡素化およびグリーン化の観点から、抜本的な見直しを行います。

納税環境整備

- 納税者の利便性の向上を図る観点等から、複雑な手続きの改善等に資する「納税者権利憲章」の制定を含め、納税環境整備を進めます。

租税回避への対応

- 国際的に問題のある租税回避について、国際社会とも協力しながら規制する方策を検討します。

租税特別措置

- 租税特別措置はゼロベースで全面的に見直します。
- 「租特透明化法」による国会報告に基づき、効果が不明なもの、役割を終えた租税特別措置などは廃止し、真に必要なものは恒久措置へ切り替えます。

中小企業、農林水産業への支援

- 地域雇用の基盤である中小企業、農林水産業を支え、育てるため、取り巻く環境に配慮しつつ、支援・育成する税制について幅広い角度から検討し、強化・改善します。
- 税制、立地支援、規制などの見直しにより、空洞化対策や中小企業を含めて企業が活動しやすい環境を整備します。

住宅対策

- 住宅産業はすそ野が広い産業です。税制、歳出両面から、住宅購入者支援、特に中古住宅市場の活性化を念頭に、低迷が続く住宅市場へのテコ入れを図ります。

地方税財政

- 地方税財政については、地方分権の在り方の議論とあわせて、抜本的な検討を行います。
- 地方交付税の財源調整、財源保障の機能を強化した持続可能な地方財政を目指します。

総務・地方分権

地方分権～分権・地域のかたち～

- 「ヒト・モノ・カネ」の東京一極集中から脱し、地域の責任と創意工夫によって地域の自主性と自律性が最大限発揮できる、「補完性の原理」と「近接性の原理」を重視した分権型社会を構築します。
- 自然環境・歴史文化資産など地域の資源を最大限活用し、地方自治体と市民などの協働・連携によって地域の創富力を高め、地域の活性化、絆の再生を図ります。
- 地域の多様性を尊重した取り組みを自主的・自律的に実施できるよう、地方自治体の自発的な発意を重視しつつ、権限や財源を可能な限り地方自治体に移譲します。
- 地域ごとに差異のある喫緊の課題に、主体性をもって取り組むことができるよう国と地方自治体が対等の立場で協力関係を構築します。
- 国から地方への権限移譲は、全国一律に移譲を基本としつつも、地域を限定した先駆的取り組みも検討します。
- 国民主権の原理のもとで、地方自治の本旨のより具体的な議論を進化させます。
- 分科会を活用するなど、国と地方自治体が的確に議論できる「国と地方の協議の場」とします。
- 地方分権を中心とした課題を議論する新しい委員会を国会に設けます。
- 市町村、都道府県の枠、さらには国と地方自治体という枠をこえた多様かつ柔軟な連携によって、交通や雇用をはじめとする地域の多様な課題に対し、地域がみずから考え実行できる取り組みを可能とします。
- 地域の実情に応じた取り組みを可能とするため、地方自治体に対する「義務付け・枠付け」や「従うべき基準」を見直すための仕組みを法的に確立します。
- 国と地方の税源をそれぞれの役割分担に見合うように見直します。
- 地方税体系の見直しに当たっては、地方税の充実、偏在が小さい税源、税収安定性などに十分配慮します。

- 地方単独事業も含め地方の財政需要を的確に地方財政計画に反映し、地方一般財源総額を確実に確保、さらに充実させます。
- 地方交付税は、総額を確保しつつ、財源保障と調整機能の維持・充実を図ると同時に予見可能性の高いものとします。
- 地方交付税の法定率引き上げと臨時財政対策債の縮減を目指します。
- 国から地方自治体への補助金等は、災害など特定のを除き廃止し、地域独自の判断で投資事業の実施が可能な一括交付化します。
- ふるさと納税制度を見直すと同時に、地方自治体固有の事情に基づく事業について地域の責任ある判断と負担ができるよう課税自主権を行使しやすくします。
- 地方税財政制度全体として、納得感と実効性のある偏在是正を検討します。
- 非正規で働く官民の人々の無期直接雇用への転換を原則としつつ、待遇改善（同一価値労働同一賃金の促進）を行います。
- 国の期間業務職員と同様に会計年度任用職員にも勤勉手当が支給可能となるよう法改正を行います。あわせて、短時間勤務の会計年度任用職員にも常勤職員と同様の手当支給が可能となるよう法改正を行います。これらの取り組みを通じて、臨時・非常勤等職員の給与水準や労働条件について、常勤職員との均衡・均等待遇を目指します。また、雇用の安定を図るため、本格的な短時間公務員制度の実現を目指します。
- 地方自治体が利活用しやすい総合的な相談窓口を総務省に設け、国の省庁の垣根を超えた対応を可能とします。
- 地域防災を担う人づくり、体制づくりを進めるため、地域住民や企業団体等消防機関や自治体と連携して、日々の交流と情報交換の機会を増やすとともに、消防団の処遇改善を図る等により消防団員の確保を進め、防災士、自主防災組織など地域の防災リーダーを育てます。
- 地域の先駆的な取り組みに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施する総合特区制度などを整理しつつ、それらを最大限活用し、地域に根差した着想を積極的に支援します。

- 企業の経営戦略の判断に資する官民保有情報の利活用や、ICTを活用したマーケティング支援などを通じて、地域の中小企業がより一層活躍できるビジネス環境を創出し、地元企業を成長させることで地域経済の活性化を図ります。

ICT政策

- 世界中のすべての人やものがインターネットにつながるIoT時代を迎える中で、成長戦略のみならず国民生活の維持・向上戦略の柱にICT（情報通信技術）、AI（人工知能）を位置付けます。その恩恵を受ける環境に格差（デジタルディバイド）が生じないように配慮しつつ、あらゆる分野におけるICT・AIの利活用を積極的に推進し、日本経済・地域経済の再生を図ります。
- 情報セキュリティ対策の強化・向上と、個人情報の適切な保護を図りつつ、政府や地方自治体の情報システムのクラウド化や標準化を推進し、国・地方に通じた行政における情報通信システム運用コストの削減と、住民サービスの一層の向上を図ります。
- 今後、国際競争に打ち勝ち、世界をリードし得るAI、IoT等の技術革新やサービスの創造を促進するため、次代を担うICT人材の育成を進めます。
- フィンテックの推進により、東京の金融機能を強化します。
- 今後の本格的なIoT時代においては、第5世代移動通信システム（5G）の導入・展開が大きな役割を果たすことが期待されることから、国民の貴重な有限財産である電波の有効かつ公平・公正な利活用、一層の技術革新や、移行・再編の促進と円滑化を図り、多様な移動体通信サービスの開花を促します。また、その利活用を通じ、医療や介護、交通やインフラ、農業やエネルギーなど、国民生活の利便性向上を実感できる新しいサービスの展開を積極的に進めるとともに、早期の全国展開を図ります。
- 地域に根差したコンテンツの制作の重要性に配慮し、ローカル局の経営を維持しつつ、放送のインターネット同時再送信を実現します。

- 通信網・インターネットを安く早く使える環境を実現するため、オープンな無料WiFiの整備やMVNOの拡大等による移動通信分野での公正な競争を促進します。
- 頻発するサイバー攻撃に対応するため、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の権限を拡大します。
- デジタル教科書・教材の普及促進やICT活用環境の整備、教員の養成・育成等、ICT教育を着実に前進させます。また、ネット上における情報モラル教育や、障がいのある子どもたちが希望する教育を受けることのできるインクルーシブ教育環境を推進します。
- 「電子カルテ」や遠隔医療・診療の推進などの医療分野でのICTの積極的な利活用を進めます。
- ハード面で、例えば光ファイバー網の全国への100%整備などを着実に進めるとともに、ソフト面で、ICTの恩恵を受ける人と受けない人との間に生ずる格差（デジタルディバイド）の解消を支援します。
- コンテンツの海外展開の強化等の施策を推進します。地上デジタル放送については、難視聴対策、字幕放送、解説放送の拡大などを進めます。また、インターネットを介した放送番組の流通など、コンテンツの2次利用の促進を図ります。
- 成長戦略のひとつの柱として、企業のICT化を強力に推進します。
- AI、ブロックチェーンなどあらゆる先端技術に対応する法制度の検討を進めます。
- オープンガバメントを推進することで、制度や施策に関して意見交換するためのITを活用した仕組みを用意し、多様な市民と行政機関職員のリアルな対話の機会を創出します。
- 電子決裁システムを構築することで、コスト削減と意思決定の迅速化を図ります。
- 低所得者へのスマホ等の通信機器の貸与や購入・使用に当たっての支援を検討します。
- 地理的状況・身体的状況により投票所への移動が困難な者を含め、選挙人の投票機会を等しく確保することを目的にインターネット投票について検討を進めます。
- 現行のマイナンバー法で定められた社会保障・税・災害対策の3分野以外の利用の際

は、国民への丁寧な説明と合意形成を図ることを前提に、安全性の確保、行政の効率性、国民生活の利便性の向上が認められる項目のみを検討対象とします。

郵政事業

- 平成24年（2012年）に成立した改正郵政民営化法に基づき、国民利用者の利便性を高めるとともに、郵政事業のユニバーサルサービスの維持・向上に努めます。
- ゆうちょ銀行、かんぽ生命の新規事業の認可に当たっては、郵政グループ各社の経営の自主性の観点と利用者の利便性向上の観点等から、法律に基づく手続きを進めます。
- ゆうちょ銀行、かんぽ生命の資金については、政府の株価対策に利用されることのないよう、郵政民営化法の趣旨に沿った持続可能性のある適切な運用が行われることを推進します。
- 郵政事業に係る税制上の措置については、他の事業形態とのバランスを勘案しつつ、ユニバーサルサービス確保の観点から、さらなる検討を進めます。
- ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の限度額については、国民利用者の利便性向上の観点から、撤廃を含め検討致します。

法務

人権尊重

- 今ある人権擁護局は法務省の内部部局であるため、公権力による人権侵害への対処について限界があります。国際的にも政府からの独立性を有する機関の設置を求められていることもあり、あらゆる人権侵害行為を受けた人を救済することのできる独立性を有し、公正中立さが制度的に担保されたより実効性のある人権救済機関（人権委員会（仮））を設置し、救済活動を行う仕組みを創設します。

差別解消

- 日本は国連人種差別撤廃委員会から再三にわたり厳しい勧告を受けています。国際人権基準に立つ包括的な差別禁止法の制定を検討します。
- レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーに代表される性的少数者などが差別を受けない社会をつくるため、性的指向や性自認を理由とした差別の解消を推進する施策を盛り込んだ法の成立を目指します。
- 同性パートナーを法的に保障するため、民法を改正し、婚姻の平等を実現します。
- いまだに解消しきれていないわが国における偏見に基づく差別を解消するための取り組みを進めます。
- 人権条約に認められた権利を侵害された個人が、条約機関に直接訴え、国際的な場で救済を求めることができる個人通報制度を定めている女性差別撤廃状態の選択議定書を日本が批准することを目指します。
- 嫡出でない子（結婚していない男女間に生まれた子）の権利の保護を図ることを目的として、出生届書の記載事項から嫡出である子または嫡出でない子の別を記載する欄を削除する戸籍法改正を検討します。

個人の尊重

- 女性の社会進出に伴う、旧姓によるキャリアの継続性や改姓による同一性喪失の問題、ひとりっ子同士の婚姻に伴う家系・家名の存続問題への対策として、選択的夫婦別姓制度を導入します。
- いまなお残る、女性にだけある再婚禁止期間（100日間）をなくすように取り組みます。嫡出推定規定を整理することで、無戸籍児をなくします。

成年年齢引き下げ

- 成年年齢の引き下げに当たっては、民法改正を利用した悪徳商法の横行を許さないよう消費者契約法等のさらなる改正も視野に入れます。また、少年法の適用年齢や飲酒、喫

煙など制限理由が年齢だけに基づくものではない法律は、個別に慎重な検討を行います。

- 成年年齢の引き下げ、社会の複雑化の進展に伴って、法教育の重要性は高まっています。国民全体が一定レベルの法知識を得られる環境を整備します。

企業の法的支援

- 中小企業等に事業用の資金を貸し付ける場合には、会社経営者本人以外を保証人にする事（第三者保証）を法律で禁止します。経営者の個人保証についても、極力抑制します。
- 会社を新たに起こしたり、経営をしたり、親から子へ経営を引き継がせたりするときに法律上の支援をする制度等を充実させ、中小企業経営がより発展するようにします。
- 企業が持続的に成長していくため、コーポレート・ガバナンスの強化等によって生産性・収益性を向上させていくことが重要です。内部通報体制の整備義務や、公益通報者保護の拡充なども含め、総合的な改革を推進します。
- 債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）を改正し、債務者の利益保護規定を強化した上で、債権管理回収業者の取扱債権等を拡大します。

内閣・特定秘密

- 特定秘密保護法の運用を監視するために国会に設置された「情報監視審査会」は、法施行後の活動で、機能・権限が不十分であることが明らかになりました。外交安全保障政策における、政府の判断や政策決定プロセスが本当に正しかったのかどうか、国民の知る権利を守るため特定秘密保護法を見直し、国会や第三者機関の権限強化も含め行政に対する監視と検証を強化します。
- 情報公開法および公文書管理法を早期に改正し、国民に対する情報公開を進めます。

法曹養成改革

- 経済面や学歴などその人が置かれた立場に

関係なく、様々な経歴や専門性をもった人が法曹（裁判官・検事・弁護士）として活躍できる機会をつくるために、多くの問題・課題を抱えている現在の法曹養成の制度を根本から見直します。

- 司法修習生のうち、給費制が廃止されたため修習期間中に借金を負うこととなった、いわゆる「谷間世代」の救済策を検討します。

個人情報保護

- ビッグデータやAIの活用について、ポイントカードをはじめとする事業者による個人情報の捜査当局への提供が問題となる中、個人情報保護等の人権と鋭く対立する点について検討し、日本版GDPR（※EU一般データ保護規則）の調査・検討を進めます。
- 2018年12月に発覚した国税庁の委託先業者による、マイナンバーを含む70万件の個人情報漏えい問題を教訓として、ずさんな個人情報管理の在り方を改めます。

テロ対策・国民の自由

- 国民の生命・自由・安全を守るため、最先端技術を駆使して、入国審査などの水際でのテロ対策を進めます。あわせて、航空保安体制の強化、テロ目的の資金移動・麻薬取引の監視などを強化します。
- 2017年通常国会で強行採決された共謀罪について、監視社会をもたらすおそれがあることや、表現の自由、思想および良心の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を侵害するおそれがある一方、テロ対策としての実効性は認められないことから、廃止を求めます。
- 刑事訴訟法改正により6月から開始された通信傍受の拡大について、適正運用に努めます。

刑事司法制度

- 「人質司法」とも指摘される被疑者、被告人の身柄の扱い方について、人権保障と真実発見の調整の観点から課題を整理し、対応を検討します。

- 無実の人が罪を負わされる「えん罪」をなくすため、「取調べの録音録画（可視化）制度」の対象事件をさらに拡大します。同時に、公正な事後検証が裁判所などでできるよう、取り調べについて、最初から最後まで録音録画を実現します。
- 再審開始における証拠開示が適切に行われるよう再審請求手続きを見直し、真にえん罪のない社会を目指します。
- 犯罪の被害にあった方やその家族、また加害者の家族に対する精神的、経済的、社会的なケアが十分に制度化されるよう調査・検討します。

社会復帰支援

- 犯罪は総数が減る一方で、「再犯率」が高いことが問題となっています。「再犯防止を推進する法律」をもとに、刑期終了後の就職支援や住居確保等社会復帰支援策の強化充実を図ります。また、出所者を雇用する企業・団体等の採用活動等への支援も進めます。
- 矯正施設を出た元受刑者の社会復帰を支える保護司の高齢化となり手の減少に対応するため、保護観察制度を社会の変容にあわせて見直します。

外交・安全保障

基本的立場

- グローバル化する世界の新時代を見据え、国民生活を真に豊かなものにし、国際社会において名誉ある地位を占めるため、国際社会との連携を一段と強化し、世界の平和と安定、繁栄に大いに貢献していく平和創造外交を積極的に展開します。
- 専守防衛を逸脱し立憲主義を破壊する、違憲の「安保法制」を前提とした現行の外交・安全保障政策を断ち、専守防衛に基づく平和的かつ現実的な外交・安全保障政策を築きます。
- アジア太平洋、そして世界の中で、共生や国

際協調に基づきながら、国際政治・経済・資源・エネルギー・食料安全保障などを含めた総合的外交力を確固としたものにします。

国民の生命・財産、主権を守る

- わが国周辺の安全保障環境を直視し、専守防衛のための自衛力を着実に整備して国民の生命・財産、領土・領海・領空を守ります。いわゆるグレーゾーン事態への適切な対応のため海上保安庁の能力向上や新たな法整備の検討などにより、主権を守るため現実的な安全保障政策を推進します。
- 厳しい財政状況を踏まえ、高額な正面装備品に偏ることなく、救急救命体制の向上、実際の部隊運用に応じた後方装備品など、真に必要な防衛装備の効率的な整備を進めます。防衛装備庁の調達業務等を厳しく監視し、FMS（米国対外有償軍事援助）調達の見直しを含め、その他の研究開発や防衛装備・技術協力等の取り組みや運用についても不断に検証します。特に、地元住民の理解なき意思決定プロセスや費用対効果の観点などからイージスアショアの配備に反対します。いずれも型護衛艦の「空母化」は、専守防衛を逸脱しかねず、実際の運用についても明らかではないことから、見直します。F35の大量購入については、安全性への疑念も生じており、導入の在り方を再検討します。
- わが国の主権が関係する領土問題については、国際法に則り、その正当性を積極的に国際社会に発信していきます。
- サイバー空間・宇宙・海洋でのリスク対応力を強化するとともに、インテリジェンス能力を高め、情報収集体制等をレベルアップさせます。
- 緊密な国際連携や水際対策など、真に実効性のある国際テロ対策を実施します。
- 国際的な企業活動等に従事する在外邦人や企業の安全を確保するため、万全の態勢を構築します。

日米同盟・米軍基地問題

- 健全な日米同盟を安全保障の軸とし、アジア太平洋地域、とりわけ近隣諸国をはじめと

する世界との共生を実現します。

- 在日米軍基地問題については、地元の基地負担軽減を進め、日米地位協定の改定を提起します。
- 辺野古新基地建設については、県民の建設反対の強い意思、海兵隊の運用の実態、建設地の軟弱地盤問題などの観点から工事を中止します。新基地建設によらない一刻も早い普天間基地返還のための具体的方策について米国と再交渉します。

アジア太平洋地域を始めとする世界との共生

- アジア太平洋近隣諸国の中で、重要な隣国である中国、韓国との永続的な信頼構築のため、不断の関係改善に努めます。中国の南シナ海などでの現状変更の動きに対しては、国際社会とともに国際法遵守をあくまで求めます。
- ロシアには、これまでの日露間の諸合意および法と正義の原則を基礎として、わが国固有の領土である四島の帰属の問題の解決を図り、平和条約締結を求めます。
- わが国の中長期的国益や経済的互惠、さらには、資源確保等の戦略的視点も踏まえて、ASEAN等の国際機関等との一層の連携強化を含め、アジア太平洋地域、欧州、中東、アフリカ、中南米諸国等との関係も強化していきます。

北朝鮮への対応

- 北朝鮮の核・ミサイル開発は、わが国のみならず国際社会への深刻な脅威であり、断じて容認できません。国際社会と緊密に連携し、あらゆる外交力を駆使して、最終的に核・ミサイルを放棄させます。
- 主権と人権の重大な侵害である北朝鮮による拉致問題について、最後の1人の救出まで、解決に全力で取り組みます。

自由で開かれた国際経済システムの確立と経済外交の推進

- アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) の実現、日中韓FTA、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)、などの経済連携については、保護主義の台頭を食い止めつつ、国益の確保、戦略性、情報公開を前提に推進します。交渉中の日米貿易協議については、国益や国内産業への影響などを含め交渉の情報公開を求めます。
- グローバリズムの行き過ぎについては、農林漁業をはじめ、食の安全、医療・福祉、金融・保険、労働など多くの分野に甚大な影響を与えるので、国民生活、国益の観点から、歯止めをかけます。
- ODA等を活用しつつ官民一体でインフラ輸出を推進し、わが国が誇る安全性と利便性の高いシステムを相手国に提供し、経済発展と民生の向上に貢献します。
- 世界各国から、特にアジア太平洋・アフリカ諸国から、積極的に留学生と高度人材を受け入れ、人事交流を盛んにします。またODAを活用しながら高度人材育成に貢献します。
- 資源エネルギー安全保障と食料安全保障を確固たるものにするため、在外公館に資源エネルギーや食料の専門員を配置し、JICA、貿易保険機構、国際協力銀行などを活用する体制を築きます。
- 経済外交および積極的な人道支援により、中東諸国をはじめアジア太平洋、アフリカ等の資源保有国との友好関係維持と平和構築に貢献します。国際エネルギー機関 (IEA)、国連食糧農業機関 (FAO) 等の国際機関との連携・協力を積極的に行い、地政学的かつ長期的視点で資源・エネルギー供給国との友好関係を構築します。
- 国際金融の安定化・投機的取引の規制、タックスヘイブンの防止等に努めます。国際連帯税などの導入を検討します。

国連を中心とした国際社会の平和と繁栄に貢献

- 国際連合など多国間協調の枠組みに基づ

き、国際社会の平和と繁栄に貢献します。国際連合をはじめとする国際機関の改革にリーダーシップを発揮し、安保理常任理事国入りを目指します。

- パリ協定に基づく地球温暖化・気候変動対策を推進します。
- 唯一の被爆国として、非核三原則をこれからも堅持し、「核兵器のない世界」を実現するため、国連で採択された核兵器禁止条約を早期に批准することをはじめ、核軍縮の進展、核不拡散の強化に向けての国際社会での議論をリードします。
- 防衛装備品移転三原則については規制強化の方向で見直します。
- 核兵器廃絶、人道支援、経済連携、文化交流などを推進して、人間の安全保障を実現するとともに、自国のみならず他の国々とともに利益を享受する開かれた国益を追求します。特に、「人間の安全保障」の理念のもと、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成を目指し、ODAやNGOとの積極的連携、民間投資の喚起等により、貧困撲滅、差別解消、平和構築、民主化支援などを進め、途上国の発展に大きく貢献します。
- わが国のソフトパワーを駆使して文化交流や「JAPANブランド」の育成を促進し、NGOや地方自治体等とも連携のもと、外国世論への積極的な働き掛けを中心とする戦略的なパブリック・ディプロマシー (広報文化外交) を強化します。

SDGs (持続可能な開発目標) の達成を推進

- SDGsの達成とその基本理念である「誰も置き去りにしない」社会の構築を国内外で推進します。
- SDGsに関わる政策決定は、多様な関係者の参画と熟議に基づいた政策決定を確保するため、「SDGs推進円卓会議」の在り方を見直します。

文部科学

教育政策

社会全体ですべての子どもの育ちや若者の学びを支援

- 教育は国が一義的な責任を持つという観点から、国連社会権規約の漸進的無償化を実現することを前提に、国公立大学の授業料を半額程度に引き下げます。
- 公立小中学校の給食を無償化します。
- 給付型奨学金および無利子奨学金を拡充し、過去の有利子奨学金の利子分を補填します。
- すべての子どもが等しく教育を受ける権利を保障するため、高校の授業料無償化について、所得制限を撤廃します。
- 貧困の連鎖を断ち切るため、経済的理由で就学に困難をかかえる子どもへ学用品費等の援助を行う就学援助事業を拡充します。
- 大学等における修学の支援に関する法律によって、これまでの大学運営費交付金による大学授業料減免が後退しないようにします。
- 教育・研究への支援拡充を図るため、寄附文化を醸成し、大学等への寄付に当たっての税額控除の拡充などを検討します。
- 建学の精神や大学の個性と多様性を尊重し、多様な教育の機会を確保するとともに、公私間格差の是正のため、私学助成の充実を推進します。
- すべての外国籍の子どもの就学と日本語教育の充実のための環境と公的支援を整備します。
- 障がいがあってもなくてもともに学ぶインクルーシブ教育を強力に推進し、学校に訪問看護師の派遣を認める等の医療的ケアを含む合理的配慮を進めます。
- すべての小・中・特別支援学校へのネットワーク基盤環境の整備、デジタル教科書の普及、情報ネットワークを活用した教育の実用化に取り組みます。また、誰もがアクセスできるような電子図書館等の在り方を検討します。
- 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合

的に推進し、障がいの有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指し、読書バリアフリー法の制定を目指します。

教職員の働き方改革

- 教員の働き方を改革し、子どもとしっかり向き合える環境をつくります。
- 小中学校での30人学級を段階的に実現します。
- 給特法の廃止を含めた見直しと専科教員や専門スタッフの増員を推進し、教職員の時間外労働・長時間労働を是正します。
- 教員免許更新制を廃止し、更新に係る教員の負担を軽減することで教員が子どもと向き合う時間を確保します。
- 非正規教職員を正規化します。

子どもの権利条約「生命・生存・発達の権利」を保障

- 過度な競争的環境を生み出さないため、入試制度を見直し、全国学力テストの在り方を検討します。
- いじめ対策プログラムへの子どもの参画を保障します。
- すべての学校の校則について公表を義務化します。
- いじめや不登校、部活動、進路など、子どもたちの悩みや苦しみに寄り添い、一人ひとりの学ぶ権利を保障するため、フリースクールへの支援を積極的に行います。
- 国勢調査方法を改善し、義務教育未修了者数を正確に把握します。また、全都道府県への公立夜間中学の設置と、公立、自主を問わず夜間中学への支援を強化します。
- 児童虐待を防止し、社会的養護を必要とする子どもたちの育ちを支援するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの増員など総合的な体制を強化します。
- 虐待、面前DVから子どもたちを守るため、子どもからのSOSを見逃さず、子どもの命、人権を守る立場から、児童相談所、児童養護施設、配偶者暴力支援センターなどの関係機

関の機能を充実させ、警察や民間団体との連携を強め、虐待防止対策、DV防止対策と虐待を受けた子どもの保護を強化します。

- 子どもに関するすべての施策が子どもの最善の利益を基盤とした包括的な法整備として、子どもの権利基本法案（仮称）を検討します。
- 公立学校施設の特別教室や体育施設等についてもエアコン等空調設備の100%設置を目指します。
- ブロック塀など通学路の危険箇所への対策、通学中の自動車事故を根絶するためのゾーニング規制等を入れた児童通学安全確保法案の成立を目指します。
- 児童生徒が使いやすいトイレの整備や男子トイレの個室を増やし、快適な学校生活を確保します。
- 三条委員会のような独立した委員会に権限を移すなど、教科書検定の在り方を見直します。また、学校単位でも教科書を採択できる仕組みを検討します。
- 義務教育から高等教育課程において、男女共同参画社会の実現のための教育および啓発を進めるとともに、教育現場における男女共同参画社会の推進を図ります。
- 現実にある課題や争点について学び、自ら考えて判断し行動する能力を身に付けるための主権者教育を、義務教育から積極的に行うことを推進します。また、高校生の政治活動・選挙活動を無用に制限しないようにします。
- 男女ともに多様な生き方を選択できるようジェンダー平等教育とLGBTへの理解を推進します。
- 学校教育や社会教育において、男女ともに性暴力の加害者や被害者にならないように、性についての正しい知識を身に付けられるリプロダクティブヘルス・ライツ教育を導入します。
- 通信教育、夜間大学院などの充実を図り、学び直し（リカレント教育制度）など多様な教育ニーズに対応する生涯学習を推進します。
- 学問は心理の追求であるという視点に立ち、大学におけるあらゆる学問分野の重要性を強調します。
- 地域における教育機関、地場産業、地方自治体の協力と連携を強化し、教育・研究・地域

産業・地域再生の拠点としての国公立大学、高等専門学校づくりを進めます。

- 教育委員会制度については、2014年改正後の新たな制度の状況等を検証し、教育委員会の独立性を担保する見直しを行います。
- 教育再生実行会議を廃止し、教育政策に関する提言等は中央教育審議会に一本化します。
- 安易な株式会社化、公設民営学校等の設置には厳しく慎重な姿勢で臨みます。

文化

- 文化・芸術活動に関する海外留学制度を拡充し、人材育成に努めます。
- 日本の伝統的な文化芸術を継承し発展させるとともに、新たな文化芸術の創造を振興します。子どもたちが学校教育などで文化芸術に触れる様々な機会を増やします。
- 文化庁の移転に伴い、インバウンドや観光客への日本の伝統文化・伝統産業への関心を高め、発展・継承を推進します。また、生活文化を積極的に学校教育に取り入れ、日常的に日本の伝統文化が学べる機会をつくります。
- 真の知財戦略・著作権法のあるべき姿やインターネット時代における文化的所産の利用と保護のバランスを検討し、著作権法の在り方について提言します。
- 著作権管理団体の権利者への権利料・使用料の分配については、若手や新人のアーティスト・演者・作家などに配慮し、文化の発展に資するという法の目的に沿うよう著作権管理事業法の改正を検討します。
- 図書館を子どもたちの居場所の一つとして位置付け、学校図書館や児童図書館の充実を促進し、子どもの読書環境を改善します。
- 全国の公共図書館や郷土資料館、博物館等を充実させます。
- 司書の正規化による雇用の安定や、各図書館への配置の促進について検討します。

スポーツ

- 昨今の不祥事を鑑み、体罰の禁止や競技団体の透明性の確保を推進します。
- 部活動指導員の資質向上や事故防止を目的

とし、スポーツ指導員の資格制度等について検討します。

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を好機とし、スポーツを通じた健康増進を推進します。また、次世代に誇れるスポーツ祭典となるよう情報公開の促進や予算等の透明化、監視を強化します。

科学技術

- 研究者の学会の年会費・参加登録費・旅費等研究活動に必要な経費を税控除の対象とするなど、若手研究者の負担軽減策について検討します。
- 大学における教育と研究の質を高めるため、国立大学の運営費交付金の1%削減を食い止め、競争的な研究助成を改め、大学経営の自治・自律を守ります。
- 大学等の各研究機関で軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、基本原則や基本方針の導入、適切性を審査する制度などを検討します。
- 基礎研究については、短期的な成果の見込めるものなどに限らず、広く継続的に実施できるよう、予算の充実化を推進します。

[核燃サイクル]

※エネルギー「一日も早い原発ゼロ社会の実現」参照

厚生労働

共生社会

いのちの重さは平等です。多様な価値を尊重し個人の尊厳を守ります。地域でともに育ち、支え合い、すべての人に居場所と出番がある、インクルーシブ(包摂的)なユニバーサルデザイン社会を目指します。困った時にお互い様に支え合う社会を目指します。

LGBT差別解消法の成立

- 性的指向、性自認にかかわらず誰もが自分らしく暮らすことができる共生社会の実現に向けて、国会提出法案の成立を目指します。

同性婚の法制化

- 同性パートナーを法的に保障するため、民法を改正し、婚姻の平等を実現します。

性同一性障害

- ICD-11(国際障害疾病分類第11版)の採択に伴い、性同一性障害の戸籍の変更に關する特例法の名称変更を検討します。同時に戸籍変更要件となっている手術要件について見直しを進めます。ホルモン療法の保険適用を検討し進めます。

障害者基本法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法の改正

- 共生社会を実現するために、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法について、精神障がい、知的障がい者、女性の障がい者など当事者の声を反映し、実効性ある改正を進めます。共生社会の創造に向けて、地域住民・NPOの活動に対する支援を拡充し、障がいの軽重にかかわらず、健常者とできる限り同等に社会に参画する選択肢を増やしていきます。
- 内閣府に設置した政策委員会の機能強化、政策監視機関の設置を検討します。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人もともに生きる共生社会を実現するため、障害者差別解消法の実効性ある運用を目指します。
- 学校、病院の通報の義務化など第三者によるチェック体制を整備することなど、障害者虐待防止法を改正し、病院や学校等での虐待防止を進めます。

障がい者政策

- 障がいのある人のニーズを踏まえ、障がい種別や程度、年齢、性別を問わず、難病患者も含めて、家族介護だけに頼らずに、障がいのない人とともに、安心して地域で自立した生活ができるよう、仕組みづくりや基盤整備、人材育成に取り組みます。
- 「障害者の権利に関する条約」の批准のための一連の障がい者制度改革の成果を踏まえ、2014年に批准した同条約を誠実に履行します。
- 共生型福祉施設設置など、共生環境を整備します。
- 精神障がい、知的障がいの当事者、女性の障がい者の政策決定過程への参画を実現し、ともに議論しながら進めます。
- 社会保障と税の一体改革の3党合意における、医療・介護・障害福祉等に関する社会保障サービスの自己負担の合計額について、所得に応じて上限を設ける総合合算制度を創設します。
- 障がい者の活躍の場を広げるとともに障がい者本人の意思決定を尊重するための在り方を検討します。
- UD（ユニバーサルデザイン）推進のために改修補助制度を拡充します。またホテル等のバリアフリールームの拡大とUD化を推進します。
- 災害時支援の充実、小規模ホームのスプリンクラー設置を支援します。
- 障がい者の暮らしを支える制度を拡充します。介護保険優先原則の廃止、障害年金の引き上げなどを検討します。
- 障害福祉サービス等報酬の増額による経営の安定化とサービスの質の向上を進めます。
- 精神疾患による患者やその家族への地域生活支援の強化等を充実させ、地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への移行を促進します。患者の尊厳を守るため、精神科病院での身体拘束の削減を進めます。
- 障がい者の公共交通運賃補助制度の拡充を図ります。
- 障害福祉サービスにおける脱施設化を進めます。

情報コミュニケーション法、手話言語法の制定

- 聴覚障がい者などの自己選択と自己決定が実現できる社会環境を整備するため、手話言語法、情報コミュニケーション法を制定します。
- 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に推進し、障がいの有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指し、読書バリアフリー法の制定を目指します。（文部科学「社会全体ですべての子どもの育ちや若者の学びを支援」再掲）

電話リレーサービスの制度化

- 聴覚障がい者と聴者を電話で即時双方向につなぐ電話リレーサービスの制度化を目指します。

障がい者雇用

- 障がい者がそれぞれの能力を発揮できるよう仕事を切り出すなど、障がい者の雇用（国の行政機関および地方自治体を含む）を拡大し、定着支援を促進します。
- 障害福祉従事者の賃金を他産業並みに引き上げることを目標とし、第1段階として、立憲民主党の議員立法である「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」を早期に成立させ、月額1万円の引き上げ（政府の平成29年度の措置に上乗せ）を実現します。
- 報酬改定に当たっては、福祉施設事業所の活動の質の評価を反映させる仕組みや、事務職やパティシエ等の技術指導者の処遇改善も行います。
- 働くすべての障がい者が他者との平等を基礎とした就労の場を確保することを目標に据え、障がい者政策に取り組みます。
- 福祉的就労利用者の一般就労への移行を進めるため、現行の雇用率制度に基づく一般就労の在り方にさらなる検討を加え、すでに地方公共団体で導入事例のある多様な就労の場の創出や、尊厳ある生活を維持でき

る稼働所得の確保を目指します。

- 障がい者雇用を促進する観点から、障がい者納付金の在り方を検討します。

女性の障がい者への対応

- 女性障がい者が直面する課題の実態調査を行い、意思決定の場への参画を進めていきます。
- 障がい者が性暴力・DV被害を受けた場合の対策を推進します。

医療的ケア児等の学ぶ権利の保障

- 個別の教育ニーズのある子どもに対し、適切な指導と必要な支援を提供できるインクルーシブ(ともに生きともに学ぶ)教育を大学教育に至るまで実現します。医療的ケア児の就学の機会を確保するために、訪問看護師の付き添いを可能にする等の方策を検討します。
- AYA世代(思春期・若年成人)のがん患者が治療を受けながら学業を継続できるよう、特に取り組みが遅れている高校生のための院内学級を整備します。

インクルーシブ教育

- 希望する子どもたちが障がいの有無などにかかわらず、同じ場でともに学ぶことを追求し、難病や内部障がい、医療的ケア児を含む個別の教育ニーズのある子どもに対し、適切な指導と必要な支援を提供できるインクルーシブ(ともに生きともに学ぶ)教育を大学教育に至るまで実現します。
- 通級指導や交流および共同学習が、障がいのある児童・生徒を部外者として位置付けることがないようにします。教員や介助員、教材等の在り方について検討しつつ、普通学級で障がいのある児童・生徒が十分に学べるための環境整備を進めると同時に、すべての教職員、普通学級の児童・生徒が、障がいのある児童・生徒とともに支えあい、仲間として受け入れる理解を深めるための取り組みを進めます。
- 高校進学を希望する障がい者が、定員内にもかかわらず不合格になる事例もあることか

ら、こうした定員内不合格を禁止するとともに、入試時および入学後における環境整備を推進します。

- 障害者放課後デイサービスの体制の充実と併せて、学童への障がい児の受け入れを進めます。

オリパラ

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、内部障がいや発達障がい者を含めた移動困難者にとって大都市だけでなく地方でも移動しやすいユニバーサルデザイン社会を実現します。また、法の対象に災害時の避難対策も含めて、避難所等のバリアフリーを実現します。
- 障がい者のスポーツや余暇活動に対する支援の充実に努めます。

難病対策

- 難病・小児慢性特定疾患患者への支援を拡充します。
- 患者のニーズを踏まえ、難病対策を拡充します。2014年に制定された「難病の患者に対する医療等に関する法律」で全国に設置された難病対策地域協議会の実態を把握し、患者・家族の積極的な参画を促すための支援、地域間格差の解消、協議会の活動を活性化します。
- 難病法の見直しに向け、医療費の自己負担、医療費助成を受けていた小児慢性疾患の患者が大人になると助成を受けられなくなるトランジション問題等について、見直しの検討を行います。検討に当たっては、当事者の声に引き続き耳を傾け、ともに議論しながら進めます。
- 指定難病の医療受給者証等により、難病患者にも法定雇用率が適用できるよう、精神障がい者の雇用率算定の状況を見極めつつ、検討します。
- 難病法を見直し、医療費助成対象外となった軽症者支援、小児慢性疾患のキャリアオーバー患者が成人期医療への円滑な移行が図れるよう検討します。

- 低所得者に対する自己負担を軽減します。
- 疾病名による括りと制度の谷間の救済を進めていきます。
- 先天性の代謝異常症の患者が必要とする特殊ミルクの安定供給を進めます。

発達障がい

- 発達障がいに対する地域や企業、職場での他の職員、産業医の理解の増進、職場での意思決定支援者による支援の導入等により、さらなる障がい者雇用の拡充を図ります。既存の発想にとらわれず、障がい者に対し、福祉と農業の連携など新たな社会参加・就労機会を提供します。
- 発達障がい者に対して切れ目のない支援が行われるよう、2016年に施行された改正発達障害者支援法に基づき、発達障がいの疑いのある児童の保護者への支援、教育における配慮、関係機関と民間団体の間での支援に資する情報の共有、就労の支援、地域での生活支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障がい者の家族等への支援等を着実に進めます。また、特別支援教育コーディネーターの役割を担う教員の在り方について検討します。
- 大人の発達障がいへの対応（就労支援、ピアサポート等）を強化します。

失語症対策

- 失語症対策を進め、失語症に対する障害者手帳制度を是正し、障害年金等級の見直しを検討します。

生活保護

- 健康で文化的な最低限度の生活を保障できる生活保護基準を検討し、必要な措置を講じます。
- 児童扶養手当の拡充など子どもの生活底上げ法案を制定します。
※下記「子どもの生活底上げ法案」参照
- 生活保護が適正に運用され実施されるよう、体制整備、行政処分のチェック機能の

強化と人材育成、権利擁護を強化します。

- 福祉事務所の実施体制について抜本的な見直しを行い、総合相談体制の強化と正しく法の解釈と運用がなされる環境を確保します。

生活困窮者支援等

- 生活困窮者自立支援制度において、現在任意事業となっている就労支援や学習支援などについて義務化を目指します。
- 本制度とホームレス自立支援制度については、相互の役割分担のもとに円滑な事業の連携を進めます。
- 困窮している人や社会的に孤立している人に対し、生活支援を拡充するため、求職者支援制度の活用、ハローワークや自治体の様々な相談機能の縦割りの解消、NPO等との連携により、社会復帰、早期就労や住居確保、学習支援など、自立支援を充実させます。
- 無料低額宿泊所にかかわる問題を解決し、いわゆる「貧困ビジネス」などによる被害を防止します。
- 今後、単身高齢者世帯が増加していくことに鑑み、空き家等の活用を含めた、低所得高齢者でも入居できる支援付き住宅の整備を進めます。
- 子ども、若者、女性等の生活実態等について貧困との関連からの縦断調査を含め総合的な調査と分析を進めます。

子どもの生活底上げ法案

- 貧困世帯の子どもの生活を安定させます。
- 貧困の連鎖を断ち切るために、生活保護世帯における大学在学中の世帯分離をなくし、子ども達が希望に応じて高等教育を受けられる環境を整備します。
- 児童扶養手当等の支給対象を「20歳未満」まで拡大します。
- 児童扶養手当の支給額を1万円増額します。
- 児童扶養手当の年支払い回数を毎月支払いへ変更します。
- 障がいを持つひとり親が子どもを育てることができるよう、児童扶養手当と障がい年金の併給を可能とするなど支援を拡充します。

家賃補助

- 低所得者および単身学生などのための住宅補助（家賃補助）手当を創設します。

引きこもり等対策

- 若者が気軽に立ち寄れる安全な居場所を確保するため、若者の居場所「青少年センター（仮称）」の設置を進めます。
- 家族が悩みを相談できるワンストップ窓口を作り、家族全体を支援します。精神保健福祉士や保育士などの専門職や子育て経験者、元教師など地域の人材を活用します。
- 引きこもりの状態など、生活実態等についての縦断調査を含め総合的な調査と分析を進めます。
- 不登校、引きこもり、摂食障害等、心の悩みや問題を抱える青少年への診療体制を整備します。
- 福祉事務所、市町村保健センターなどと連携し、支援の手が伸びていない家庭に対し、アウトリーチにより、対策を進めます。

自殺対策等

- 改正自殺対策基本法に基づき、都道府県・市町村の自殺対策計画作りを支援し、計画に基づく事業への財政支援も行います。
- 自殺予防対策を強化します。精神医療における向精神薬への過度の依存を是正し、アウトリーチ支援を充実させます。また、厚生労働省、内閣府、文部科学省等の連携をさらに充実させます。
- 若年世代への「包括的な生きる支援」の強化や、働く人の尊厳と健康が守られる職場を増やすための枠組みづくり、「よりそいホットライン」の拡充など、「自殺総合対策大綱」に即した対策を実現するための予算等を確保します。引き続き自殺対策を推進し、自殺ゼロ社会に向けて取り組みます。
- 自殺の絶対数は減少する一方、若年層の自殺数は微増傾向にあり低年齢化しています。小中高校での相談体制の強化と意見表明権を保障する仕組みとともに、学校外にも

若者の居場所作りを進める等、子どもの自殺対策を進めます。

ハンセン病対策

- ハンセン病患者・回復者への偏見や差別の解消に取り組みます。「らい予防法」が廃止された現在でも、社会に残る偏見・差別から、親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない、自由にふるさとに帰ることができない、実名を名乗ることができない、亡くなくても故郷の墓に埋葬してもらえない等、困難を抱える患者・回復者をサポートします。
- ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化を進め、退所者・非入居者への医療・介護・相談等の体制整備と、継続的・安定的な経済支援を行います。
- 国立ハンセン病療養所の医療、介護、看護の充実を図るため、医師、看護師、介護職員等の必要な体制を確保します。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めます。
- 患者・回復者と同様の差別や偏見により大きな被害を受けた患者・回復者の家族の被害回復に向け、訴訟の状況も見守りながら、具体的対応について政府への働きかけを行うと同時に、立法措置についても検討します。

強制不妊手術被害者対策

- 旧優生保護法下での強制不妊手術被害者に対する一時金支給法の施行を受け、地方自治体と連携し、対象者への周知に取り組みます。
- 強制不妊手術が進められた背景・原因を検証するとともに、優生思想の問題点や社会の多様性の重要性について、啓発を進めます。

被爆者援護施策

- 被爆者やご家族、それを支える方々の意見に真摯に向き合い、被爆者援護施策の一層の充実を図るとともに、原爆症認定の遅れに伴う援護措置の遅延など、懸案の諸課題の解決を図ることを検討します。訴訟によらない

全面解決を図るため、原爆症認定制度の抜本的な見直しを行います。

戦没者遺族等に対する援護施策

- 諸外国や他省庁、民間団体との協力や情報の収集を積極的に行い、遺骨収集に集中的に取り組めます。
- 戦争体験者が高齢化していることを考え、平和を守り、戦争被害が風化しないよう後世に伝えるために、被爆者のみならず、空襲被害者、沖縄戦体験者などの体験を伝承する伝承者の育成を行い、全国に派遣する事業を作ります。

アスベスト訴訟等

- 全国各地で提訴されているアスベスト訴訟において国の敗訴が続いている現状を鑑み、すべてのアスベスト被害者の全面救済を図ります。
- トンネルじん肺についても、訴訟を提起しなくても補償を受けることができる基金制度の創設等の解決策を作ります。

子育て

子ども手当（児童手当）の拡充

- 子ども手当（児童手当）の増額および所得制限の撤廃を行います。
※子ども「社会全体で切れ目ない子育て支援」参照

働き方

まっとうな雇用を創ります

- 1990年代以降、雇用の非正規化、不安定化、低賃金化を招いてきた労働者保護ルールの緩和政策に反対し、真っ向から取り組みます。
- 女性や若年層の正規雇用化、賃金上昇に向けて取り組みます。
- 誰もが安心して働き、安心して年齢と経験を

重ねていけるよう、原則、すべての労働者に社会保険（被用者保険）の適用を拡大するとともに、中小零細企業の雇用や労働に関わるすべての政策検討・決定プロセスにおいて「三者構成主義」を原則とし、政府、労働者代表、使用者代表が対等な立場で協議して、決定し、お互いに尊重して実行することを確保します。

- 過半数労働組合が存在しない事業場において、従業員代表が対象労働者による民主的な手続きで選出され、代表制が確保されるよう、現行制度の徹底と監督の強化を図りつつ、労使団体と協議の上、「従業員代表制法案（仮称）」を検討します。（再掲）

まっとうな働き方を創ります

- 国民一人ひとりのライフスタイルと希望に応じた働き方を選択できる「ライフ・ワーク・バランス社会」を実現します。
- 法定労働時間である「1日8時間、週40時間」働けば、安心して普通の暮らしができる労働環境の整備を目指します。
- 毎日の睡眠時間と生活時間を確保するため、勤務間インターバル（休息）規制を義務化（原則11時間以上）して、「過労死ゼロ」社会を実現します。
- 夜勤を含む深夜労働や連続長時間勤務などの問題に対応するため、健康への影響を含めた包括的な研究調査を実施し、具体的な規制対策を講じます。
- すべての労働者が、生活上・健康上必要な休暇・休業（有給休暇、出産休暇・育児休業、病気休暇・介護休業など）を必要な時に取得できる環境を整備します。
- 現行の裁量労働制については、制度の濫用・悪用による健康被害などが生じていることから、現場の実態を踏まえつつ、抜本的な制度改革を実行します。今後もし崩しの適用拡大は許しません。
- 労働時間規制の適用が除外されている業務等（管理・監督者、農業・漁業従事者、研究開発業務など）や時間外労働の法的上限規制の適用が5年間猶予された業務等（建設業、自動車運転手、医師など）については、

規制の適用・強化に向けた抜本的な見直しを図ります。

- 事業主に労働時間の把握・記録・保存・管理の徹底を義務付け、残業代の完全な支払いを確保するとともに、事業所の労働組合や労働者に対し、前年度の月平均所定外労働時間の実績や前年度の有給休暇の平均取得日数を公開すること等により、労働時間の削減等に向けた労使の話し合いを促進し、総実労働時間の削減につなげます。
- 労働基準法の違反にあたる不払い残業（サービス残業）の実態の把握などを進め、すべての職場から不払い残業をなくしていきます。
- 「働き方改革関連一括法」によって創設された高度プロフェッショナル労働制は廃止します。
- 教職員の健康と安心を確保するため、産業医の確保を実現します。
- 未批准のILO中核条約（強制労働に関する105号/差別撤廃に関する111号）の早期批准を目指すとともに、既に批准した条約で履行が不十分な条約についてもその適正な履行の促進を目指します。
- 社会正義の確立を通じた恒久平和の実現というILOの基本理念にたち、三者構成主義と国際労働基準、およびディーセント・ワークの国内外でのさらなる推進を目指します。

非正規雇用対策

- 「無期の直接雇用」を雇用の基本原則として確立し、雇用に安定と安心を取り戻します。
- 無期・直接雇用以外の雇用形態については、臨時的・一時的なものとの位置付け、有期雇用について入り口規制（雇入れ要件）の導入と出口規制（更新期間や回数要件など）の改善を図ります。
- 労働者派遣法については、真に労働者にメリットがある制度となるよう、対象を専門職等に限定することも含め、抜本的な見直しを断行します。
- 正規雇用の採用や増員、非正規雇用の正規雇用への転換、および社会保険の適用拡大など、雇用の質的・量的充実に取り組む中小企業経営者への支援策を強化します。

労災ゼロ

- 労働災害による死傷者は約13万人にのぼっています。労災ゼロを目指し、労働安全衛生法等の見直しを行います。
- 軽度脳損傷の労災認定が適正に行われるよう、認定要件の見直し等を行います。

過労死対策

- 過労死等防止対策推進法に基づいた施策を一層、着実に実行します。
- 「人間らしい質の高い働き方を実現するための働き方改革」を実現し、過労死ゼロ社会の実現を目指します。
- 事業場外の労働や在宅勤務などにおける使用者による労働時間の適正な把握と管理を徹底し、総実労働時間の削減を図るとともに、労働災害が発生した場合等の労働時間認定を容易にし、労災認定が迅速に行われるようにします。

ブラック企業対策

- 「ブラック企業ゼロ」を目指して、ブラック企業やブラックバイト対策を徹底します。長時間労働を抜本的に改善し、過労死や過重労働を断固、撲滅するために、残業時間を含む総実労働時間の上限規制の遵守徹底を図り、時間外労働の上限時間のさらなる規制を検討していきます。
- 労働法令遵守の徹底や質の高い雇用の維持・確保、労働条件の向上や福利厚生への拡充に努める経営者を支援します。
- 労働基準監督官や労働需給調整官等の増強を含む抜本的な労働法令遵守の徹底・強化策を実行するとともに、求人情報開示のさらなる適正化と違反企業等に対する罰則の強化を図ります。
- 企業および事業所ごとの働き方情報（3年以内離職率、残業時間、有給・育休・産休の取得率、過労死・労災死の有無など）の開示義務の法制化を目指します。
- 固定残業制（みなし残業）については、基本給と残業代（所定外賃金）の明示を義務化します。

不当解雇をなくす

- 労働者を使い捨てにし、解雇をしやすくするような「解雇の金銭解決制度」の導入に反対します。
- 地域や職務を限定する「限定正社員」の名を借りて正社員を解雇しやすくしたり賃金引き下げなどを狙う見かけ正社員づくりなどの労働規制緩和は認めません。
- 不当な解雇が多発している現状に対して、紛争解決や救済制度の拡充による労働者保護の強化を図ります。

官製ワーキングプアの解決

- 国・自治体が率先して非正規雇用問題に対応するため、公務部門における非常勤雇用問題や官製ワーキングプア問題の解決を目指します。
- 公正労働基準や労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の基準とするため、公契約基本法の制定を目指します。
- 公務員や消防職員への労働基本権の回復・保障を図ります。
- 自治体においても国の期間業務職員と同様に会計年度任用職員にも勤勉手当が支給可能となるよう法改正を行います。
- 短時間勤務の会計年度任用職員にも常勤職員と同様の手当支給が可能となるよう法改正を行います。
- 臨時・非常勤等職員の給与水準や労働条件について、常勤職員との均衡・均等待遇を目指します。
- 民間企業同様、ジェンダー平等の推進、長時間労働の是正を促進します。

中小企業支援

- 5年程度を目途に「最低賃金1300円」の実現を目指し、中小零細企業において、最低賃金の引き上げに対応できるよう、中小零細企業への支援を強化します。
- 誰もが安心して働き、年齢と経験を重ねていけるよう、社会保険（被用者保険）の適用を拡大するとともに、中小零細企業の労使へ

の支援策を講じます。

- 新規雇用者に関わる社会保険料の事業主負担を軽減するための法律（中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案）を成立させます。

フリーランス支援

- 社会保険料負担逃れなどの目的で個人請負やフリーランス契約などを濫用・悪用する行為を規制するとともに、兼業・副業などについても労働法令による保護を確保します。
- 個人請負やフリーランスが幅広く労災保険の特別加入制度の対象となるよう検討します。

フランチャイズ問題

- 名ばかり店長など雇用契約の濫用・悪用行為の規制を強化するとともに、フランチャイズなどを含め、労働時間や賃金、安全衛生など労働者保護ルールの適用のあり方を検討し、働く者すべての命と健康と暮らしが守られる環境を整備します。

職場におけるハラスメントの禁止

- あらゆる形態のハラスメントを禁止する法制の整備を目指し、すべての働く人を保護し、被害者を救済する制度を整えます。
- セクハラ禁止法を制定し、フリーランス、就活中も含めセクハラ禁止を明記します。
- セクハラを行った社員などに対して処分を課す、被害者に対して支援情報を提供するなど、会社が社員などのセクハラに対応することを義務付けます。
- 国、地方公共団体は、セクハラ禁止の対象となる言動の具体的内容等を定めた指針を作成し、相談体制を整備、人材を育成します。
- パワハラ規制を強化し、社内だけでなく取引先など他の企業の従業員からのパワハラにも対応するようにします。
- コールセンターなど消費者対応業務に関係する「カスハラ」に対応するようにします。

最低賃金

- 5年程度を目途に「最低賃金1300円」の実現を目指します。中小零細企業への支援策を講じつつ、地域間格差を是正します。(再掲)

「保育士等処遇改善法案」の早期成立

- 立憲民主党が提出している「保育士等処遇改善法案」により1人当たり月額5万円の給与を引き上げます。保育のプロとしての専門性に見合う給与を受け、社会的地位を高めることができますようにします。
- 保育士の継続的なキャリアとスキルを証明し、賃金の客観的な指標となる仕組みを検討します。保護者などに対して保育士のキャリア、スキルの「見える化」を進めます。
- 保育士等の長時間労働や持ち帰り残業の実態を把握し、保育現場における長時間労働を一掃します。
- 保育所等の人件費比率を評価基準として公表します。これらを用いて、保育士等の処遇改善が確実に進んでいるかをチェックします。
- 保育士を続けながら子育てができるようワークライフバランスを実現します。キャリアカードの活用等により、潜在保育士の復帰を促します。
- 地方自治体は保育所等に事前通告せずに効果的な立ち入り調査を実施します。通報窓口を充実させ、保育所等の質をチェックします。自治体だけでなく民間評価も活用し、保育の質を確保します。

高齢者の雇用

- 年を重ねても就労を希望するすべての国民が就労可能な環境を整備し、年金と雇用との接続を確保します。
- 働き続けたいシニア世代が働き続けられるよう、高年齢者雇用安定法の徹底等により、定年の引き上げや継続雇用制度の導入に加え、高齢者の積極採用などを企業に促す取り組みを着実に実行します。再雇用後の労働条件については、労働契約法20条の規定

に則り、不合理な差別待遇とならないよう周知と指導を強化します。

雇用創出

- 雇用を守るため、雇用調整助成金を維持します。他方、現政権が進める「失業なき労働移動」を推進するための「労働移動支援助成金」については、一部企業による不正・悪用が明らかになったことから、適用対象の制限や要件の厳格化等を行って適正化し、成長産業への移動を希望する労働者への支援策として活用を図ります。
※経済産業「新産業創造・新雇用創出」参照

就職氷河期世代への支援

- 就職氷河期時代に学校を卒業し、不本意ながら非正規雇用で社会人としてのスタートを切り、その後も正規雇用への道が閉ざされている世代にも、各種の積極的労働市場施策により、正規雇用・無期転換の促進を図ります。

若者の就労支援

- 若者の自立と就労を支援します。
- 自らの起業や、農林漁業やものづくりなどの専門職への道を希望する若者を応援する制度を強化します。
- 高校、大学等における職業教育・訓練やキャリア教育を大幅に拡充するため、企業に協力を求め、その企業規模に応じて、職業教育・職業訓練やインターンなど生徒・学生の受け入れを行い、様々な仕事を実際に体験する制度を展開します。
- 公的職業訓練の求職者支援制度について、新卒者も含め、制度を周知徹底し、ニーズをより重視したカリキュラムの再編など抜本的な拡充を行います。特に企業の協力を得て、職場実習を重視するように見直します。さらに訓練期間の大幅延長を図ることで、多様な資格取得の支援も可能とし、確実な就労につなげます。
- 社会に出る若者が、自らの権利等を守るこ

とができる力を養えるよう、ワークルール教育を推進します。また、健全な労使関係の醸成にも資するよう、社会に出てからの継続的な知識の習得や、使用者のワークルール教育についても行います。

- 大学と企業との連携による再教育機会の推進や通信教育・放送大学の拡充などを進めます。社会人のキャリアアップ促進のための対策を大学・企業等に求めます。同時に大学等高等教育機関における社会人特別選抜枠の拡大等の編入制度の弾力化、夜間大学院の拡充、科目等履修制度・研究生制度の活用、通信教育の拡充を進め、社会人の受け入れを促進します。

リカレント教育

- 教育機関が、急増した非正規雇用、女性、高齢者をはじめ再チャレンジを求める方々に学び直しの機会を提供し、複線型のキャリアパスの形成を支えていくことを可能にします。「教育訓練給付制度」を利用しやすい環境を作り、社会人の学び直しに対応した入学・履修制度、カリキュラムの整備を図ります。

雇用におけるジェンダー平等の推進

- 日本が未批准のILO第183号条約（改正母性保護条約）の批准を求め、雇用形態に関係なくすべての女性労働者に対する母性保護と母性を理由とした差別の禁止が法令で担保されるよう改革していきます。

同一価値労働同一賃金

- 女性の平均給与額は男性の約7割しかなく、賃金格差が大きく開いたままです。ILO第100号条約の遵守徹底を図るためにも、同じ価値の仕事をすれば同じ賃金が支払われるよう、「同一価値労働同一賃金」の法定化を目指します。
- 男女間・産業間・地域間・企業規模間の処遇格差の改善を目指し、パート・有期雇用労働法等を改正して、「同一価値労働同一賃金（均等待遇）」の実現を図ります。

女性の就労

- すべての女性が社会で活躍できるようにするため、長時間労働の是正や均等待遇原則の確立など、女性が安心して働き続け、生活と仕事との両立が可能な環境を整えつつ、女性管理職比率の目標値の設定・公表を義務付ける等の具体的な施策を実行します。
- 女性活躍推進法（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」）の実効性を高めるため、男女の賃金格差と女性労働者の非正規比率等について、企業等が把握し目標を設定することを義務付ける法改正を行います。
- 必要な休業・休暇を取得できる環境を確保できるようにします。
- 女性の採用や管理職・役員における女性の登用についての具体的な目標を設定するなど、実効性のある計画を策定します。
- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に際しては、「継続就業のための環境整備」にとどまらず、物理的な「職場環境の整備」も進めます。
- 在宅就労を可能とするテレワークの普及、教育訓練給付制度を活用したスキル習得機会の拡大などにより、女性の社会参加を促進するとともに、結婚・出産前後の女性が働きやすい環境を整備する企業への支援の拡充を行います。
- 就業継続のための取り組みを前提として、妊娠、出産、育児により退職した女性の再就職支援策を進めます。

仕事と家庭（子育て）の両立が可能な雇用・就労環境の整備

- 子どもにとっての生活時間と生活習慣の獲得、情緒の安定、安心できる居場所を保障するために、保護者が子育てと仕事を両立できる社会をつくれます。
- 労働時間を適正化します。原則1日8時間週40時間以内勤務で安定的な生活が営める雇用と待遇を実現します。残業時間上限の徹底と原則11時間以上の勤務間インターバルを実現します。絶対週休（最低7日に1日）等

の確保など、働く者のための真の働き方改革の推進による「ワークライフバランス実現社会」を達成します。

- 家族（とりわけ子ども）のための休暇や休業制度の整備と、その取得が男女や雇用形態等の差別なく可能な就労環境を確立します。
- 出産・育児休業が男性も女性も取得可能な就労環境を整備します。
- 男性の育児休業取得の促進策を推進します。
- 育児休業給付のさらなる拡充をします。
- テレワーク・やむを得ず退職した社員の再雇用制度、育休の延長や時短勤務など仕事と家庭の両立支援に取り組む事業者を支援します。

社会保障

- 税制の所得再分配機能を強化します。また、社会保険料については、負担と給付の関係性を重視しつつ、低所得者への保険料軽減措置などを拡充します。
- 医療・介護・障害福祉等に関する社会保障サービスの自己負担の合計額について、所得に応じて上限を設ける総合合算制度を創設します。
- 医療・健康・福祉のスマート化（いつでも・どこでも健康状態を確認できるオーダーメイドの健康管理システム等）を推進します。
- 世代間公平に配慮しつつ、重点化と効率化によって、子どもから高齢者にわたる、持続可能な社会保障制度を構築します。
- 短時間労働者への社会保険の適用拡大を進めます。

年金制度

- 持続可能で暮らしを下支えする、国民に信頼される年金制度を確立するため、財政検証の在り方を見直し、現行の年金制度における将来の給付推計を正しく国民に示した上で、老後の安心を確保する年金制度の抜本的見直しを国民の皆さんとともに構想します。
- 年金のマクロ経済スライド強化策の影響を検証し、年金制度改革論議の中でその在り方を検討します。

- GPIFによる年金積立金の運用について、より安心・安全を確保する観点から、情報公開を進め、ポートフォリオの見直しを行います。

医療

医療提供体制

- 国民にとってわかりやすい専門医制度を確立します。地域包括ケアを実現するために2次医療圏内の関係機関が自主的に地域医療構想ならびに地域医療連携を作成できるよう積極的に支援します。
- 地域における医療と介護の切れ目のないサービスの提供を目指します。
- 中小病院および有床診療所をはじめとした地域の医療機能全般の底上げを図ります。
- 地域医療の中核としての役割を果たす公的病院の再生や存続を目指すとともに、救急医療・産婦人科・小児科などの医療体制の確保に努めます。
- 医療人材の育成と確保、グローバルなブレインサーキュレーション（頭脳循環）を強化します。
- 専門医養成の在り方や、指定医の認定制度の在り方に検討を加えた上で、診療報酬上の評価を行うことを目指します。
- インフォームド・コンセントをはじめ、カルテやレセプト（診療報酬明細書）などの医療情報について開示を進めるとともに、医療関係者と患者との信頼性を高め、医療の質を向上させます。
- 医師不足・偏在対策を進めます。
- 医療現場における医療職間の連携を強化するとともに、医師の指示の下で看護師が行う行為の在り方を見直します。
- 在宅医療の拡充のため、訪問看護ステーションの活用を促進します。
- 医薬分業の適正化を図り、患者本位の新たな医薬分業制度を推進します。
- かかりつけ医制度を活用し、病院機能の役割をより明確にすることで、患者と医療機関との緊密性を高め、より質の高い、効率的な医療提供体制を目指します。
- 遠隔医療、ドクターヘリの配置、運営の強化

など、緊急対応のための体制を整備します。

- 精神医療については、入院患者の地域生活移行を促進し病床数を削減します。同時に、精神病院に配置される医療従事者の配置人員を改善します。

医師などの働き方改革

- 医師および医療従事者の働き方改革（タスク・シフティング（業務移管）やタスク・シェアリング（業務の共同化）の推進）を進めます。
- 医師と患者の立場にたって新専門医制度を改善します。

医療保険

- 皆保険を堅持し、安定した医療保険制度をつくりまします。
- 被用者保険からの大幅な拠出金が課題となっている高齢者医療制度については、抜本的な改革を行います。
- 高額療養費制度を拡充することにより、治療が長期にわたる患者の負担軽減を図ります。
- レセプト審査の効率化、医療ビッグデータのさらなる活用によって、保険者機能の強化、医療費効率化、健康課題の改善を推進します。
- 高額医薬品については、総額医療費に配慮しつつ、保険適用の対象とすることを目指します。
- 医療機関における控除対象外消費税問題を解消するため、診療報酬への補填を維持した上で、新たな税制上の措置を早期に講じます。
- 診療・調剤報酬の不正請求事例をなくします。

診療報酬

- 医療と介護の需要が増加する中、地域医療を支える観点から診療報酬の適正な改定を進めます。
- 誰もが必要な医療を受けられるようにするため、今後も医療の技術や医学管理を評価する観点から、引き続き、診療報酬の引き上げに取り組み、医療の質の改善や効率化を進めていきます。

歯科医療

- 生涯健康な歯を持つことができるよう、口腔ケアをはじめ歯科医療の充実に取り組みます。
- 歯科口腔保健法に基づき、口腔ケアをはじめとする生活を支える歯科医療を充実し、歯科領域でもチーム医療を推進します。
- 地域包括ケアシステムにおける口腔ケアや歯科治療を明確に位置付けます。
- 歯科技工士の賃金・労働時間等の就労環境を改善し、「製作技工に要する費用」の考え方を明確にします。歯科衛生士については、健康寿命に極めて重要な口腔ケアの担い手としての働く場を拡大する等、就労環境を改善すると同時に、復職支援を進めます。
- 生涯健康な歯を持つことができるよう、乳児から高齢者まで切れ目ない定期歯科健診の普及促進、高齢者・障がい者の地域生活を支える在宅歯科診療・障がい者歯科医療の充実を図ります。また、虐待の早期発見にもつながるよう小児歯科健診の充実に取り組みます。

予防医療

- 医療のビッグデータ活用、医療情報の積極的な活用による予防医療が重要であり、保健指導の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムの中で、市町村が実施主体となり、地域住民の主体的な参加と保健師および栄養士などによるフレイル対策と栄養指導、食育を充実させます。
- 健康寿命を延ばすため、保健衛生と健康指導、ロコモ（運動器障害）対策の充実、口腔ケアの奨励などの予防医療を充実させ、健やかに老後を迎えることができるようにします。
- 予防重視で、妊娠から乳幼児健診、学校保健、産業保健、老人保健までを国民のライフサイクルに応じた切れ目のない生涯保健事業として実施します。メタボ健診、がん検診、婦人科検診などの受診率を高めます。
- 予防やりハビリ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の活用に対する診療報酬上の評価を行います。

予防接種

- 安全性や効果が確認されている予防接種の定期接種化を検討します。
- 予防接種の副反応等が迅速に把握され、その検証や被害者救済、接種継続の可否判断等が適正になされる体制を確立し、国民が安心して予防接種を受けられる社会体制の整備を目指します。必要なワクチンについては、完全に遅滞なく供給されるよう、可能な限り、国内生産体制の整備・確立を目指します。

子どもの医療費

- 子どもは健やかにかつ安全に育つ環境が保障されるべきものであり、子どもの医療費について、国においてナショナルミニマムとして、統一的な医療費助成制度を検討します。子育て家庭などの医療費の経済的負担を軽減します。

不妊治療

- 不妊治療の助成制度を見直し、不妊治療支援策を拡充します。
- 将来子どもを持ちたいと思う方への性および妊娠・出産に関する知識の教育・理解を深める機会を作ります。

医療の安全

- これまで薬害肝炎事件をはじめ様々な薬害事件が起きたことに鑑み、薬害防止のために、医薬品行政を監視・評価する第三者組織の設置について検討します。
- 助産師の実習の在り方と助産師教育の充実、助産師増員政策の在り方を検討します。
- 医療事故調査体制の充実を図り、医療に対する国民の信頼を回復するとともに、医療事故を未然に防ぐ仕組みづくりを加速させます。また、被害者救済のための制度づくりを目指します。

死因究明制度の推進

- 成立した死因究明等推進基本法に則り生命の尊重と個人の尊厳を保持するとともに、法医学人材の育成および犯罪防止につながる等死因究明制度を推進します。

違法薬物対策

- 違法薬物への依存に対しては、治療を中心に据えて依存からの回復と社会復帰を進めます。

医薬品・医療機器の開発・普及

- 2017年に成立した臨床研究法に基づき、実効性のある取り組みを進め、研究における多様な利益相反を適切に管理し、研究対象者の健康と人権を守ります。
- ドラッグラグやデバイスラグの解消を念頭におきつつ、PMDA（医薬品医療機器総合機構）の機能強化をはじめ、高度管理医療機器の申請と更新の適正化、国産医療機器医薬品推進政策を進め、医薬品・医療機器の審査が迅速に進むように制度を整備します。
- 医薬品などに係る副作用など有害事象を正しく評価できるように疫学調査なども充実し、日本発の医薬品の信用向上と過度な規制緩和の抑制に努めます。
- 日本発の先進医療および画期的な新薬および再生医療を世界に向けて発信できる環境を整えます。
- iPS細胞を利用した再生治療研究等の促進・創薬への支援や創薬の環境整備を進め、日本発の医療技術を海外に輸出するための産業育成を図ります。
- 開発途上国が必要とする医薬品の開発を支援し、日本の医薬品が海外で使用される基盤づくりを進めます。
- ワクチン開発を支援し、日本企業の国際競争力を高めます。
- 成長産業である医療関連産業の育成に努め、新たな労働市場を開拓していきます。
- 研究開発型の独立行政法人について、世界の第一線で競う研究開発の特性に応じ、研究開発成果を最大化するための制度構築・

運用改善を行います。

- 抗生物質などの研究開発、難病治療を促進します。
- 後発医薬品の質の確保、先発品の特許切れ後の値下げについて進めます。

がん対策

- がん対策基本法に基づき、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにします。
- がん患者の療養生活の質を維持向上させるための施策と就労支援を推進します。また仕事と治療の両立に向け、事業所の理解促進と時間単位の休暇取得を推進します。
- 小児がん患者が学業と治療を両立できるようにするための施策を推進します。
- 小児がん治療後に予防接種を再度受け直しする費用の支援を検討します。
- AYA世代（思春期・若年成人）のがん対策を重点化し、実態調査を進め就労支援および治療と就労の両立支援や教育環境を整備、理解・啓発を促進します。
- 希少がんおよび難治性がんに関する研究や治療等を着実に推進します。
- ドナー休暇制度を導入するなど、骨髄ドナー支援を充実させる方策について検討します。
- iPS細胞による再生治療研究等を促進します。
- がん患者の緩和ケアをはじめ、わが家で療養できる在宅医療の基盤を整備します。

感染症など対策

- 感染症指定医療機関の拡充、医療従事者の専門性強化、関係機関との連絡体制の強化など、感染症対策を拡充します。

HIV対策

- 薬害HIV被害者の生活を支援します。
- キーポピュレーション（高い感染リスクにさらされている集団）への働きかけを強化し、対策を進めます。
- 現在の基準に合わなくなった障害者手帳の取得基準の見直しを進めます。

- HIVに対する啓発を一層進めます。

脳卒中など対策

- 脳卒中・循環器病対策基本法に基づく施策を着実に推進します。
- 脳卒中・心臓病（心不全など）予防のための継続的・全国的な市民啓発を進めます。
- 適正な救急受診を促す市民啓発を推進します。
- 義務教育における予防教育の充実を図ります。
- 診断および治療における地域間格差のない医療機関の体制を整備します。
- 超急性期脳卒中・心臓病に対応できる施設の把握を進めます。
- 救急隊員の教育により的確な搬送先を選別できるようにします。
- 脳卒中・心臓病の発症登録、調査、評価、公表を通じた、地域医療の質を客観的に評価する体制を構築します。

依存症対策

- 薬物（危険ドラッグを含む）、アルコール、ギャンブル、ゲーム、スマホ等の依存症から患者が回復できるように、民間団体を支援し、相談体制、専門的な治療、リハビリの体制を充実させます。

統合医療等

- 漢方、あんま・マッサージ・指圧、鍼灸、柔道整復、などについて、調査・研究を進め、専門的な医療従事者の養成を図ります。

心身医学

- 心身医療の提供体制の整備を着実に進めます。
- カウンセリングの再評価を行い、カウンセラーの資格、評価を見直し、薬剤治療を中心としなくても適切な治療ができるようにします。

受動喫煙

- 2018年に改正された健康増進法による規制を徹底させます。
- 屋内全面禁煙に向けて健康増進法の見直しを検討します。

その他

- 適切な臓器移植医療の推進と、臓器移植に関する啓発活動、骨髄移植におけるドナー・レシピエントの環境改善を目指します。

介護

高齢者が住み慣れた地域で住み続けられ、医療、介護、生活支援サービスを安心して受けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築（コミュニティの再生）を進めます。その上で、介護を受ける高齢者、介護サービスを提供する事業者、従事する介護職員、介護を担っている家族のそれぞれが安心できる持続可能性のある介護保険制度となるよう、国庫負担の引き上げの検討やサービス向上を進めます。

介護保険制度

- 高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需要が増加していく一方で、支え手である現役世代が減少し、地方自治体の財政負担が大きくなる中で、保険料が過度に増加することがないよう、国庫負担の引き上げ、自己負担の在り方、被保険者の対象について検討を進め、将来に向けて持続可能な介護保険制度を構築します。
- 介護報酬の改定に当たっては、すべての介護事業者のサービスが安定的に提供されること、介護従事者の賃金が改善して生活が安定し、離職が防止されることにつながるよう配慮します。
- 介護保険制度の改正、介護報酬の改定については、前回の改正、改訂の影響の調査、分析、評価を踏まえて調査、予測、評価を行います。
- 共生型サービスにおいて重訪資格で介護保険サービスを提供できるよう資格要件の緩和

和を検討します。

- 介護サービスの安定的な提供の観点から、要介護1、2の生活援助サービスを介護保険から総合事業へと移行することには反対します。

介護サービス提供体制

- 地域の絆を強め、医療・介護・教育などが連携することによって、地域包括ケアシステムを拡充し、地域の「支え合いを支える」仕組みを構築します。
- 介護・保育・障害福祉等の複合施設である共生型福祉施設の整備促進を図ります。
- かかりつけ医と訪問看護など医療と介護、医療および介護従事者、ケアマネジャー等との連携を強化します。
- サービス付き高齢者向け住宅の確保など安心して暮らせる住宅の提供、在宅サービスの充実、配食や見守りなど生活援助サービスの促進などにより、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らせるように配慮します。
- 地域包括ケアシステムを、子どもからお年寄りまで全世代を支援するシステムへと進化させ、地域コミュニティの再生に努めます。
- 軽度者に対する介護サービスを将来にわたり全国で十分な内容と水準で提供されるようにするため、地域支援事業に移管された要支援高齢者向けのサービスの実態調査を行います。
- 現行制度の高齢者の健康増進策を推進します。要介護1、2の生活援助サービスを削減することがないようにします。
- 医療・介護のIT化をさらに推進し、地域医療連携ネットワークの構築や、情報共有による日常生活圏を中心としたシームレスな医療介護サービスの提供を目指します。

介護離職ゼロ対策

- 介護休暇を時間単位での取得を可能にするとともに、家族を介護する期間が長期化した場合に介護休業の通算期間を延長するなど、仕事と介護が両立できる環境を整えます。
- 特別養護老人ホームの整備、入居基準を見直し、待機者を解消します。

- 在宅で介護をしている家族に対するケアを重視し、レスパイト入院など、介護する家族が一時的に介護から解放され、リフレッシュするための支援を進めます。
- 介護報酬の改定に当たっては、すべての介護事業者のサービスが安定的に提供されること、介護従事者の賃金が改善して生活が安定し、離職防止につながることを目指します。
- 介護現場の人手不足解消のために、立憲民主党が提出した「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」を早期に成立させ、現行のヘルパーのみを対象としている処遇改善加算を、事務職やその他の職種の職員にも可能とします。
- 政府の2017年度の措置に上乘せして、ヘルパーのみの処遇改善を行う場合は月額1万円、全職員の処遇改善を行う場合は月額6千円の賃金引き上げを目指します。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）、社会福祉士（ソーシャルワーカー）などの医療機関・介護施設への配置を進めます。
- 介護ロボットや人工知能（AI）の普及を促進し、介護従事者の負担軽減や作業の効率化を進めます。
- 子ども達が介護を職業として積極的に選択できるよう、介護という仕事の意味や魅力を学校教育の中で学ぶ機会を設けます。

認知症対策

- 認知症になっても住み慣れた地域で暮らすことのできる「見守りのネットワーク」をつくりまします。
- 認知症を早期に診断するシステムを構築し、診断後の心身のケア・見守り・生活支援等の早期サポート体制を確立するとともに初期認知症の人の居場所や生きがいつくりの支援環境を整備します。また認知症グループホームの費用負担軽減を図ります。
- 若年性認知症患者の地域生活、就労支援、認知症グループホームの費用負担軽減を図ります。若年期認知症への適切なケアが提供されるよう介護支援専門員や介護スタッフの研修を進めます。
- 認知症になっても本人が希望すれば働き続

けられるようにするため、企業が認知症に対する理解を深め、支援者を置く等の環境を整えます。

経済産業

新産業創造・新雇用創出

イノベーションを下支えするため、財政的な支援のほか、ビッグデータの活用支援、特区制度、国境を超えた人材技術交流、社会実験のための環境整備、規制等の障壁の除去などをスピーディに進めます。

- テクノロジーファーストを軸に据えて、民間の企業、起業家、大学、研究機関等が進める技術開発やイノベーションの後方支援を行います。
- グリーン（環境・エネルギー）、ライフ（医療・介護・保育）、カルチャー（観光、文化）、農業の6次産業化、「ものづくり」を横断的に担う中小企業などの地域資源を活かした事業への投資を促進し、地域での多様な事業主体の活躍の場を広げ、経済を活性化し雇用を創出します。
- 新産業やベンチャー企業の創出に向けた人材育成を進めるとともに、投資減税などにより、第4次産業革命（IoT、ロボット、人工知能、ビッグデータ、自動運転等）や、最先端の技術革新などを後押しする研究開発、生産性向上に係る支援を拡充します。
- 産官学、中小-大企業、国内外の企業家など異分野のプレーヤー同士を結び付ける手法（オープン・イノベーション）を積極的に活用し、「能力が発揮できる・生活の質を高める」ためのテクノロジーを推進します。
- シェアリング・エコノミーの在り方を検討し、その法的、社会的基盤整備を推進します。
- キャッシュレス化を推進し、決済手続の省力化等利便性の向上、データ利活用による消費の活性化を目指します。
- 政府系資金を呼び水に民間投資と合わせて年間20兆円規模以上の研究開発費を確保します。
- 斬新な発想、アイデアが生まれる環境を整備し、ベンチャー企業の創業を支援します。

また、起業家が定住しやすい環境整備を進め、グローバルマーケットで戦い続けることのできる産業育成を目指します。

持続可能な経済成長

- 低賃金で人手不足が続いている介護や農業などの産業に対して、最先端のIT技術やロボット技術などの導入を積極的に進めます。
- 社会的投資促進税制などにより、身近な分野において共助の精神で活動するNPO団体などを支援します。

中小企業

- 産業・雇用の中核的な役割を担う地域の中小企業を育てるため、中小企業憲章の理念を実践します。また、中小企業や、創業間もない企業への支援を強化します。
- 中小企業へのきめ細かな支援体制を構築するとともに、ものづくり技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心市街地の活性化、ODAを活用した海外展開支援などを一元的に推進します。
- 世界で活躍できるメイドインジャパンの企業を数多く輩出するためにスタートアップ支援を行うとともに、既存中小企業の成長産業・高付加価値創出産業への転換を支援します。
- AI・ドローン・自動運転車・ロボット・ブロックチェーン・フィンテックなどの先端技術を中小企業が導入しやすい環境を整備し、中小企業の産業革命を牽引します。
- 「オーダーメイド型の企業支援サービスを拡充し、企業サポート行政」を積極的に展開します。
- 中小企業における正規雇用を推進していくため、中小企業の社会保険料負担を軽減します。
- 地域の自主性を尊重しつつ地方都市のコンパクト・シティ化を推進し、中小企業の仕事づくりにつなげます。加えて、意欲を持って努力と創意工夫を重ね、個性や可能性を存分に伸ばすことのできる地域経済を実現します。
- 中小企業の生産性向上のため、研究開発、

人材、IT、デザインなどソフト面への支援を強化します。

- 中小企業を支援する税制の強化・改善に取り組みます。特に、外形標準課税の中小企業への適用拡大には反対します。
- 製造業が対象となっている減税（設備投資減税・研究開発税制・固定資産税減免等）や補助金制度について、非製造業に適用拡大することを検討します。
- 小規模事業者などの経営の効率化を図るために、中小企業組合（企業組合、協業組合含む）の起ち上げと運営を支援します。
- 中小企業における円滑な事業承継を促進するための制度改革に取り組みます。中小企業の持つ技術の価値を見出し、将来のものづくりの担い手に技術を伝達するための環境整備に努めます。単なる事業承継にとどまらない、事業の拡大発展のためのアドバイス、人材および事業マッチング支援を実施します。
- 中小企業への融資は、融資の際に不動産担保・人的保証に過度に依存することなく、中小企業の自立と発展に一層資する制度となるよう改革を行います。また、中小企業経営者の融資について、第三者連帯保証の原則禁止を徹底します。
- 中小企業の工場や仕事の現場において安全対策の充実を促進するために、働く者の安全に資するための設備投資に対して、支援制度を設けます。
- 中小企業の知的財産権を活用した技術革新を促進するために、弁理士などを活用した取り組みに対する補助制度を創設します。
- 貸付制度である高度化事業については、都道府県による弾力的対応を可能とするよう、抜本的な改革を推進します。
- 中小企業の交際費課税の特例について、拡充を検討します。

ものづくり・人材育成

- 多様な専門科の導入を促進するため、高等専門学校、専修学校、工業高校等への支援を拡充します。大学等においても研究、開発やものづくりの基盤を支える高度人材の育成を推進します。

- 生涯を通じて社会人の職業訓練を伴奏型で支援するとともに、セーフティネットを強化した上で成長分野への人材移動と集積を進めます。
- 人材育成に当たっては、高度な専門領域に精通する人材の育成に加え、複数の専門領域を学べる環境整備を進めます。
- 同業者、異業種企業、大学等教育機関、研究機関、政府の間の交流・連携を推進し、産業全体の総合力を高め、日本のものづくり競争力を強化していきます。
- 第4次産業革命に対応した経済産業政策の充実と合わせ、時代を先取りし第5次産業革命をリードするプラットフォーマーを生み出すことを目指し、人材育成、基礎研究支援を行います。

エネルギー・電力の安定供給

- 原発について再稼働を認めず、原発ゼロ基本法成立後5年以内に全原発の廃炉を決定します。
- 省エネルギーの促進および自然エネルギー普及をさらに進め、地域分散型エネルギー社会を実現します。2030年電力供給における自然エネルギー比率40%以上、2050年100%を目指します。
- 自然エネルギーの効率的な導入に向け、発送電の所有権の完全分離を実現し、電力市場の活性化など制度・ルールの見直しを行います。
- IoT、AIなどの最新デジタル技術、蓄電技術、VPP（バーチャルパワープラント）等の高度な需給コントロールシステム、海流発電、小型高効率地熱発電の開発・導入を加速し、省エネ・自然エネルギー分野を日本の経済成長の柱となるように育てます。
- エネルギーの地産地消を推進し、エネルギーの自給を通じて地域でお金を回すことにより、地域の自立、地域活性化と雇用創出を図ります。これを実現するため、分散型エネルギー社会推進4法案（分散型エネルギー利用促進法、熱エネルギー利用促進法、公共施設省エネ再エネ義務化法案、エネルギー協同組合法）の成立を目指します。
- エネルギー政策基本法については、エネルギー利用に関する原則の追加、国・地方公共団体等の責務の拡充等を内容とする改正を行うとともに、エネルギーの地産地消と省エネ・再エネ中心の社会への変革をエネルギー基本計画などで明確化します。
- 建築物省エネ法を改正し、新築建築物の断熱を義務化します。
- 住宅断熱の義務化・省エネ努力の見える化など、日本の持つ優れた技術の飛躍的な普及を図るとともに、熱供給などのエネルギーインフラ整備を推進します。世界最高水準の省エネルギー社会を実現し、日本の技術を海外にも広め、世界の脱炭素化に貢献します。
- 中小企業の省エネルギー設備導入を進めるため、省エネ診断や省エネ機器導入への大胆な財政支援を行います。また、大企業の省エネ競争を促進するための支援や情報公開の在り方について検討を進めます。
- 地中熱利用促進法を制定し、省エネ効果の大きい地中熱の導入を加速化します。
- 発電に利用されていないダムへの水力発電の推進、温泉の持つエネルギーの農業等への有効活用などを進める法整備を行い、エネルギーの地産地消を推進します。
- 波力発電、潮力、など、新たな自然エネルギー技術の開発を進めるとともに、Power to Gas等の余剰電力対策の実用化を目指します。
- 分散型エネルギーの普及と同時に、公正な競争を確保する観点から、電力・ガスシステム改革の課題検証を行い、消費者の立場に立ったエネルギー政策を推進します。
- メガソーラーについては、地元自治体の同意や環境影響評価の導入も含め規制の在り方を検討します。
- 農地を活用するソーラーシェアリング促進法を制定し、資金貸し付けのネックとなっている農地法上の一時転用許可についての規制緩和措置などを講じ、全国的にソーラーシェアリングを展開します。また、生産緑地についてもソーラーシェアリングを可能とするよう法改正を目指します。
- 太陽光発電パネルについては、有害物質を含むパネルの適正処理を徹底するとともに、中古市場の活性化により再利用を推進します。

- リースの活用等により、2030年までにすべての道路街灯をLED化します。

海外展開

- ODAなどを活用した中小企業の海外展開支援や、水・鉄道・都市開発・医療システムなどインフラのパッケージ輸出を積極的に推進します。
- 特許や著作権など、知的財産を守り積極的に活用するため、国際的な知的財産戦略を推進します。また、日本の食文化やコンテンツを海外に積極的に展開し、ソフト分野でも稼ぎ、雇用を増やす産業構造をつくります。

エネルギー

一日も早い原発ゼロ社会の実現

- 「原発ゼロ基本法」に基づき一日も早く原発ゼロ社会を実現します。
- 「原発ゼロ基本法」の早期成立を目指します。原発ゼロ基本法成立後5年以内にわが国すべての原発を速やかに停止し、再稼働をさせることなく、すべての原発を廃炉します。建設中、計画中および小型原発を含む原発の新設・増設は中止します。核燃料サイクル事業は即時中止のうえ撤退し、原発輸出は行いません。東電福島第一原発事故の原因の徹底究明早期収束、被災者の生活再建に国を挙げて取り組みます。
- 原子力利用推進を目的とする原子力委員会を解散し、原子力発電事業からの撤退を管理する組織の設置を検討します。
- 核燃料サイクル事業の扱いおよび使用済み核燃料、放射性廃棄物の保管、最終処分について検討する調査を国会内に設置することを検討します。
- 原子力発電所および原発関連施設の廃炉期間中の安全確保を徹底するとともに、立地自治体および周辺自治体を含めた地域を対象とする実効性ある避難計画を立案し、訓練を実施し、万が一の放射能漏れ事故に対し万全の体制を構築します。
- 地域の実情に合わせ、地域住民の意向に沿って原発に頼らない地域経済の基盤の確立、経済活性化、雇用の維持、地域住民主体のまちづくりなどの支援を行います。原発立地地域を、原発関連インフラを活用した持続可能なエネルギー基地へと転換させます。
- 核燃料サイクル事業（六ヶ所村の再処理事業、高速増殖炉開発中止）からは撤退します。使用済み核燃料については全量を直接処分とし、乾式貯蔵により一定期間管理することとします。
- 青森県については県が計画する産業振興戦略の実行を国として全面的に支援します。県内には自然エネルギーにつながる資源が豊富に存在していることから、エネルギー産業の集積基地としての発展を実現させます。
- 放射性廃棄物の最終保管場所の候補地の選定、候補地における合意形成を進めます。
- プルトニウムについてはこれ以上増やさないことを大前提に、保管管理方法確立、査察の受入等の各種条件を整備します。また、国際協力による処分方法について検討します。
- 国の責任による安全確保、事業の透明化、管理運営の一元化によるコスト削減、原子力関係技術者の確保、廃炉技術・放射性廃棄物の管理および最終処分技術の効果的な開発、海外への廃炉ビジネスの展開を目指し、廃炉および放射性廃棄物の保管管理に関わる事業の国有化を検討します。
- エネルギー対策特別会計電源開発促進助定、一般会計のエネルギー関連経費等において計上されていた原子力関連等エネルギー関連予算を、廃炉および放射性廃棄物に関する事業（協力自治体支援を含む）、省エネルギーや自然エネルギー普及のための事業に重点的に割り当てます。
- 廃炉および放射性廃棄物の管理・処分に関わる技術開発について各電力会社、研究機関等に分散している研究者を統合し、研究費等による支援を計画的に実施します。
- 廃炉および放射性廃棄物の管理・処分に関わる技術開発拠点を福島県内既存施設の活用により整備するとともに、大学等研究施設と連携して、原子力関連技術者を計画的に

育成します。

- 世界が原子力発電所の廃炉時代を迎えるに当たって、日本の廃炉技術で世界の原発ゼロの進展に貢献していきます。原発事故の経験、廃炉技術等をパッケージ化して、廃炉事業の輸出を目指します。
- 日米原子力協定については、原子力事業からの撤退、使用済み核燃料の再処理中止を明確にした内容での改定を目指します。

エネルギー

- 自然エネルギーの普及を通して、エネルギーをめぐる紛争や貧困、格差、気候変動といった課題の解決に日本として積極的に貢献します。自然エネルギーを核とした社会インフラの整備について、資金と技術（含む人材育成）をパッケージで提供し、支援国・支援地域の自立的内発的発展を促します。
- 自然エネルギーを主力電源と定めることによりその普及を進め、電力供給における自然エネルギー比率2030年40%以上、2050年100%を実現します。省エネルギーのさらなる推進と合わせて、日本の資源である自然エネルギーを最大限活用することで、年間20兆円を超える資源輸入のための国富流出を止め、エネルギー自給率100%を目指します。
- 世界では自然エネルギーは新しい産業として雇用を生み出し世界の経済を牽引するエンジンとなっています。日本でもこうしたエネルギー分野での成長の果実を享受できるよう、自然エネルギーのさらなる普及拡大を目指します。
- 固定価格買取制度（FIT）は自然エネルギーの導入促進に大きな役割を果たしています。よりきめ細かな買取価格区分設定（規模別条件別価格設定など）、設備認定の運用の見直しなど、自然エネルギーの拡大の趣旨に沿った制度改正を行います。
- 自然エネルギーの優先接続を法律で明確にします。
- 発電電分離により系統の独立を実現するとともに、自然エネルギーの最大導入を実現するため、国策として電力送電網の整備を進めます。
- 地域間連携線の運用ルールを見直し、送配電分離についても自治体の参画などを視野に入れ実現させ、地域でのエネルギー自治の確立を目指します。
- 電力システムのデジタル化を進め、電力市場を拡大活性化し市場メカニズムによる需給コントロールを実現します。
- 託送料金の透明化を実現し、多様な特色のある電力小売会社（PPS）の参入を促します。
- 消費者への電力小売における電源構成表示の義務化などにより、消費者が的確に電力会社を選択、購入できるよう市場の環境整備を進めます。また、第三者機関による市場の監視を徹底し、公正な競争を促進します。
- FIT後をにらみ、蓄電システムとの融合等による自家消費型、自立型の発電給電システムの導入を促進します。FITの買取期間が終了した電源について、新たな電力販売ルールを確立します。
- IoT、AIなどの最新デジタル技術、蓄電技術、VPP（バーチャルパワープラント）等の高度な需給コントロールシステム、海流発電、小型高効率地熱発電の開発・導入を加速し、省エネ・自然エネルギー分野を日本の経済成長の柱となるように育てます。
- コミュニティパワー（地域主導自然エネルギー）の普及により、地域における経済循環を生み、地域の自立的発展につなげます。地域の特性を活かした自然エネルギーの開発を進め、地域の中小企業、地方自治体、市民組織等が活躍する地域再生、活性化を実現します。
- エネルギー事業、公共交通事業、上下水道事業等を一体的に運用することにより地方自治体が運営する事業の安定化、サービス向上を実現します（※日本版シュタットベルケ）。※シュタットベルケ＝ドイツにおける地域の様々な公共サービスを担う事業者
- 農林漁業とエネルギー事業の融合、エネルギー兼業などにより、農山漁村や過疎地域を自然エネルギーにより活性化します。そのためにソーラーシェアリング、小水力発電、バイオマス発電、洋上風力発電等の利用拡大のための制度改正とコストダウンを目指します。
- ポテンシャルが世界第3位の地熱大国である日本の特性を活かして、地熱の利用を拡大し

ます。比較的低温でも発電できるバイナリー発電を活用し、温泉利用と調和のとれた地熱発電を普及させます。発電と合わせて熱の直接利用も広げ、地熱を有効に使い尽くすカスケード利用を推進します。国の責任で地熱に関わる情報の収集と分析を進めた上で、データに基づいた効果的効率的で持続可能な地熱利用、環境保全のためのゾーニングの実施、地域の合意形成を支援します。

- 土地利用のゾーニング、再エネに関する環境影響評価ルールの確立、地方自治体の権限強化などを通して、自然エネルギーの乱開発による環境破壊を未然に防止します。また、太陽光パネル等の再エネ機材のリサイクルを促進します。
- 高効率機器への切り替え促進、建物の断熱化、ゼロエネルギー住宅の拡大、新築住宅の太陽光パネルの設置義務化等に加え、クールシェアなどライフスタイルの変革によりさらなる節電・省エネを推進し、2030年に2010年に比べ、年間電力需要の30%削減を目指します。
- 日本では多くの熱が利用されていないことから、熱利用の拡大を目指します。地中熱や河川熱などの再生可能熱や廃熱利用の拡大、電熱併給のコジェネレーションの導入、熱エネルギーの面的利用（地域熱供給等）など熱エネルギーの効率的な利用を進めます。
- 自然エネルギーの普及拡大を待つ間のつなぎの発電源として高効率天然ガス火力発電の利用を促進します。天然ガスの輸入価格の低減を目指し、仕向地条項の撤廃、輸入元の拡大、天然ガス開発への出資、パイプラインの整備等の施策を検討実施します。
- 化石燃料の安定確保のための資源外交を進め、またメタンハイドレードなど日本近海の海洋資源の調査・開発を進めます。
- これまで原発に投入してきた予算を組み替えること等で財源を生み出し、次世代のエネルギー関連技術の開発に国を挙げて取り組みます。次世代型太陽光パネル、洋上風力発電、環境調和型地熱発電（地熱のカスケード利用等）、海流発電、高効率蓄電技術、直流ネットワーク、自然エネルギーと組み合わせた水素利用モデル、IoT技術に基づくスマー

トコミュニティ、デマンドレスポンス、グローバルなエネルギー分配に向けた送電線の開発など、新たな技術開発を加速化させます。

原発立地地域等の経済、雇用

- 国の新たな要請によって影響を受けることになる原発立地地域には十分配慮して、経済、雇用が安定的に維持できるような措置を講じます。
- 立地自治体の構造転換を支援するため、自然エネルギーの導入支援を含めた各種施策を優先的・重点的に行います。
- 原発ゼロにより影響を受ける電力会社の雇用が守られるよう、国による支援を行います。

グリーンイノベーション

- グリーン成長を社会の大変革につなげていきます。グリーン（環境・エネルギー分野）をわが国の主要な産業へと育成し、次世代自動車の研究開発促進や、スマートシティ構築の強力な推進、洋上風力を中心とする海洋エネルギーの戦略的開発、蓄電池の高度化・低コスト化・普及を加速させることで、新たなマーケットの創造を図りつつ、地産地消の分散型エネルギーシステムを展開します。これによって、再エネ・省エネ産業における雇用を拡大していきます。
- 自然エネルギー固定価格買取制度（FIT）については、小規模優先・地域優先、安定電源優先などの原則を整理し、買取価格の見直しを適宜適切に行うとともに、送電網への接続義務を確実に実施させます。また、系統強化・安定化への支援も行います。
- 住宅の省エネ化を進めるため、新築住宅の断熱・省エネ義務化・省エネリフォームの推進、断熱性の高い木材住宅の普及などを図ります。
- 「公共施設省エネ・再エネ義務化法」を制定し、国の施設への導入を義務付け、省エネルギー・自然エネルギー機器の供給を拡大し普及・低価格化を進めます。
- 住宅やビルなどの建築物の断熱性能は欧米に比べて低いことから、建築物省エネ義務化

法を改正し、すべての新築建物の高断熱化を義務付けます。また、リフォームにおける高断熱化を推進し、建築物の価値を高めるとともに、建築物の省エネ表示（エネパス）を義務化し、流通市場において省エネ建築物の流通促進を図ります。

- 都市のヒートアイランド対策として、保水性アスファルト舗装の推進、建築物の遮熱塗装や高断熱化の推進、地中熱・河川熱の利用拡大などにより、大幅な省エネルギーと快適な生活の両立を図ります。
- 日本では熱の有効利用が十分に行われていません。「熱は熱で」の原則の下、バイオマス、太陽熱、河川熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱など再生可能熱エネルギーの普及目標等を定めるとともに、大規模な再生可能熱供給に対する買い取り制度や再生熱供給機器への助成制度の導入、国の施設での再生可能熱導入の義務付けについて検討を進めます。
- 「分散型エネルギー利用促進法」、「エネルギー協同組合法」を制定し、省エネの徹底、自然エネルギーの普及拡大、再生可能熱利用促進施策を導入することにより、エネルギーの自給自足ができる自立した地方自治体を大幅に増やします。
- 農業分野における化石エネルギーに頼らない持続可能な農業（小水力や太陽光発電の電力を耕耘機に利用、ビニールハウスの地中熱利用など）モデル事業を各地で展開し、エネルギーの自給自足を支援します。
- 自然エネルギーを含む広域的な供給力を有効に活用し、市場を活性化させるため、地域間・地域内の送電網の増強を進めます。
- 原発ゼロ社会を実現するとともに、環境エネルギー分野での革新的技術開発と実用サービス展開を図るため、「スマートグリッド革命」を推進します。具体的には、自然エネルギーの安定的な利用と国民全体の省エネ・節電行動の拡大を同時に実現するため、①あらゆるレベルでのエネルギー管理システム（EMS）の普及促進、②デマンドレスポンス（需要応答）の導入、③民間資金を活用した日本版グリーンニューディールの導入を図ります。

- （参考）今後制定を目指す省エネ・再エネ関係法案

分散型エネルギー社会推進4法案

- ①分散型エネルギー利用促進法案
- ②熱エネルギー利用促進法案
- ③公共施設省エネ・再エネ義務化法案
- ④エネルギー協同組合法案

分散型エネルギー社会実現のための省エネ・再エネ拡大8法案

- ①自然エネルギー自治体・市民参加法案
- ②ソーラーシェアリング促進法案
- ③生産緑地ソーラーシェアリング解禁法案
- ④建築物省エネ法改正案
- ⑤河川におけるエネルギー利用促進法案
- ⑥地中熱利用促進法案
- ⑦中小企業省エネ支援法案
- ⑧自然エネルギーゾーニング法案

環境

気候変動対策

- 気候変動対策を推進するため、炭素税を引き上げます。
- 温室効果ガス対策として脱石炭、脱石油し、自然エネルギー代替を促進するため既設・新設石炭火力発電を2030年までに全廃します。その際、北海道の石炭火力発電所に燃料を提供している旧産炭地域で実施されている事業等の影響や、予想される地域経済への甚大な影響を勘案し、石炭火力発電所の停廃止に合わせた石炭活用の新たな開発支援や関連地域の振興策を実施します。
- 気候変動政策については、2030年に温室効果ガスの排出を「2013年比26%削減」との目標がかかげられているものの、パリ協定の実現に向けてさらなる目標の向上が求められています。現状の目標を引き上げ、「パリ協定」の目標とされる「1.5~2°C未満」に整合のとれたものとした上で、2050年までの脱炭素社会実現に向けた取組のロードマップを策定します。

- 2030年にガソリン車の新車販売の禁止を検討します。
- パリ協定を推進するため、徹底した省エネルギーと自然エネルギー電気40%以上の導入等により、2030年に1990年比30%以上の温室効果ガス削減を目指します。
- 温室効果ガス対策として脱フロンの実現、自然冷媒への切り替えを促進するため、フロン税の導入を含む、生産・流通規制の強化を検討します。
- 自然冷媒への切り替えを進める製品開発への支援、自然冷媒への切り替えに関する助成制度を充実します。
- フロンを使ったダストブロワーの製造・使用を禁止する措置を導入します。
- すべての国が参加する将来枠組みを採択するため、わが国から具体的な将来枠組みを提案し、主導的な環境外交を展開します。
- 地球温暖化対策に関する国際社会に通用する新たな中長期数値目標の設定、自然エネルギー導入目標の設定、省エネルギーの徹底、技術開発、環境外交の推進、適応等を盛り込んだ基本法の制定を図ります。これにより、地球環境・生態系の保全、新たな産業の創出、就業機会の拡大など環境と経済発展の両立を図ります。
- 自然エネルギーとして、河川エネルギーの利用促進策について検討します。
- 太陽光発電（ソーラーパネル）の持続可能な循環利用について、環境負荷の大きいメガソーラー発電に関しての規制等を検討します。
- 環境金融やESG投資の観点から、気候変動リスクの開示を義務化するなど、金融機関の動きを促進する法律の制定に向けて検討を行います。

脱使い捨てプラスチック・廃棄物対策

- 3Rの基本として、使い捨てプラスチックの使用量を減らすことが最も必要かつ効果的な対策であることから、廃プラゼロ法案を提出し、脱使い捨てプラスチック社会を目指します。
- 省資源型の循環型社会への転換を実現し、廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐため、廃棄物に関連する法制度を抜本的に見直します。

- 拡大生産者責任を重視するとともに、リサイクル費用の負担の在り方を幅広い関係者一体となって検討し、各リサイクル法での費用徴収時期を統一するなど、分かりやすい制度の構築を目指します。また、将来のリサイクル費用に充当するための引当金制度の創設など、製造事業者によるリサイクルを支援します。

生物多様性の保全

- 侵略的外来生物駆除、野生生物適正管理を機動的に行うための基金を創設します。
- 外来種対策の強化として、問題を引き起こしている外来種の中から特定外来種をリストアップし、その移入や移動を禁止する「ブラックリスト」方式ではなく、海外からの生物の持ち込みを原則禁止し、徹底した予防原則に基づいた安全等が確認されたもののみ輸入を許可する「ホワイトリスト」方式への変更を検討します。
- 狩猟を行う後継者の育成のため、狩猟を学び訓練する施設の増設を進めます。
- 湖沼等の水を抜いて水質浄化し、外来生物を駆除する「かいぼり」を積極的に活用し、在来種保護と生態系保全を推進します。
- 遺伝資源の取得の機会およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）について、薬品や健康食品等について、産業界から学術分野など多様な分野にわたっており、指針だけでの対応では限界があるため、ABS国内指針の法制化を検討します。
- 2018年に種の保存法の改正が行われましたが、いまだに日本市場から他国への不正な象牙の取引は止まらず、象牙の違法な国際取引を阻止するための規制強化等を検討します。
- ゲノム編集技術の一部は生物多様性を確保するカルタヘナ法の規制対象とはなりませんが、科学技術の進展によっては今後、環境や安全へのリスクが増大する可能性に鑑み、法が規制をしていない対象物についても、政府が情報収集を行うよう提言します。
- これまでの拙速な議論を見直し、予防原則に立った遺伝子組み換え生物の施策の在り方について検討します。
- 日本の美しい自然、豊かな生態系を後世に

引き継ぐため、民間が行うナショナルトラスト活動に対し支援を行う法制度（ナショナルトラスト法案）の検討を進めます。

- 里山、里地で育まれていた生物多様性の復活を目指して、里山、里地の自然再生とバランスのとれた活用を進め、都市部における緑地の保全、緑のネットワーク整備を進めます。
- 生物多様性の宝庫でもある海を豊かな状態で保つため、海と海岸域や河川さらには森林と、陸域とのつながりを重視した一体の保全と管理を実施していきます。
- 森林は生物多様性の源であり、またCO₂（二酸化炭素）の吸収源としても重要な多面的価値を持つことから、間伐等森林の計画的な管理、更新期を迎えた森の伐採とその後の潜在植生による自然林の復活を進め、健全な森林再生を推進します。
- 伐採木材の有効活用（国産材の利用促進、C・D材のバイオマス資源としての活用など）を充実させ、合わせて海外から流入し日本の木材市場に悪影響を及ぼす違法伐採木材の関連法についても検証し、対策強化について検討します。
- 生態系保全、国立公園管理、外来種対策、野生鳥獣保護、エコツーリズム等を推進する環境省自然系職員（レンジャー）の増員を行います。合わせて分野を限定せずに地域でサポートをする人・団体が増加する仕組みを検討します。

動物愛護・福祉の強化

- 人と動物が幸せに暮らす社会に向け、動物を飼養・管理する者の責務と動物取扱業者の責任の強化、動物に不必要な苦痛を与える虐待行為に対する罰則の強化などに取り組みます。
- 産業動物や動物実験への対応を含め、動物福祉に関する法整備を推進します。
- 動物の高額取引や密輸入などを規制するため、罰則の強化について検討します。

環境教育・環境情報の公開

- 環境問題の解決のため、自分たちの生活と

自然環境との関係について学ぶ機会が重要であるという観点から、地域やNGOと協力し、環境教育プログラムの開発や学校などでの環境教育を充実させ、環境と経済が両立する持続可能な社会を構築します。

- 幼少期の自然との触れ合いは自然環境への意識、感性、命に対する意識に大きな影響を与えるものであることに鑑み、学校教育におけるプログラムに加え、地域における環境教育プログラムの充実を図ります。
- エコツーリズム・グリーンツーリズム（自然や農業に親しむ観光）・里山体験・ホエールウォッチングなどを推進し、自然環境保全態勢を整備するとともに、自然環境・生物多様性の重要性、希少性、経済性を学び、自然環境が損なわれる事態が生じないように、意識の向上のための取り組みを進めます。
- 政策形成過程における市民参画の在り方、環境団体訴訟（環境団体が、環境利益を守るために、行政や企業などに違法行為の差止め等を求める公益訴訟）の導入について検討します。

食品ロスの削減

- 食料廃棄の削減に向け、サプライチェーン全体の連携により食品の廃棄を抑制し、フードバンク等を通じて貧困世帯への支援や子ども食堂などの福祉分野での活用を進める取り組みを支援します。
- 食品ロス削減目標（2030年度に2000年度比で50%削減）達成に向け、慣習的な商習慣の見直しや免責制度の導入などを推進していきます。
※農林水産「食品ロス対策」、消費者「食品ロス対策の推進」参照

化学物質対策、化学物質過敏症への対応

- 縦割り行政を排し、人の生命・健康と環境を守る観点に立った総合的な化学物質対策を進めます。昨今被害が増加してきた香害などへの対応を含め、成分表示や表記の統一等、化学物質の製造から廃棄までの全体を、予防的取り組み方法に基づいて包括的に管理するための総合的な法制度の検討を進めます。

- 建築物に由来する化学物質被害を防止し、シックハウス被害者がこれ以上増加することを防ぐため、建築物完成後の居室内の有害化学物質濃度測定を義務化し、基準を超えた場合には改善を求める、大規模な公共建築物における有害化学物質の定期的な測定を義務付ける等を内容とするシックハウス対策のための法制度の検討を進めます。
- シックハウス症候群や化学物質過敏症など、化学物質による健康リスクを低減させるために、実態調査や発症メカニズムの解明など科学的知見を充実させます。被害者には、有効な治療体制の確立、都道府県ごとに長期滞在型療養施設を建設するなどの対策を進めます。

健康被害対策

- 環境健康被害の回復・軽減策および被害防止対策の迅速な実施を図るため、「環境健康被害者等救済基本法」を制定の検討を進めます。
- アスベスト被害者の属性により救済内容に格差が生じない隙間のない救済を実現するため、縦割り行政を排し、情報公開、情報開示の促進、患者・家族をはじめとする関係者の参加を確保しながら、基金の創設などのアスベスト対策を総合的に推進します。
- 呼吸系、循環器系への影響が心配されているPM2.5について、モニタリングポストを増やし監視体制を充実させるとともに、有効な発生源対策を講じていきます。また、海外の発生源に対しては環境技術供与などを通じて、日本に飛来するPM2.5を減らしていきます。また、PM2.5の濃度が増加した場合の措置（注意報）を大気汚染防止法に位置付けるなど、全国で統一的な対応ができるよう検討を進めます。
- 公害を風化させないため、公害問題のアーカイブ化などを推進し、且つ、他国への知見の共有を推進します。

環境を巡る様々な課題の解決

- オリンピック関連施設の建設などへの違法

伐採木材の使用や、開催時には多くの使い捨てごみが懸念されていることから、責任ある調達や積極的な3R体制の構築を推進し、東京オリンピック等の大型イベントのグリーン化を積極的に進めます。

- 重大な環境影響を未然に防ぐことを目的とした環境影響評価法ですが、事業の実施決定後に配慮書が作成されるものの、住民の参加や情報公開がまだ不十分であることなど問題点が散見されていることに鑑み、課題克服について検討し、必要な改正を実施します。
- 気候変動や生物多様性の喪失など、環境問題には切迫した課題があり、持続可能で、環境にも調和した社会への移行に対応するため、国家レベルにおいて専門的かつ省庁横断的な課題解決の仕組みを検討します。
- 環境に対する情報アクセス権の保証・意思決定に対する市民参加・司法へのアクセスに関するオース条約への批准を目指します。
- NGO・NPOからの知見や声を丁寧に聞き、環境分野での政策立案をともに進めます。
- 下水道、農業集落排水、合併浄化槽の適切な配置について見直しを行い、良好な水循環の確保と効率的な生活排水対策を進めます。特に、新たに公共下水道の排水区域となる地域については、硬直的な接続義務を見直すことにより、より効率的に事業を進めます。

国土交通・沖縄北方

まちづくり

- 「まちづくり基本法」（仮称）を制定し、美しく住みやすいまちをつくりまします。また、地域の美しいまちを維持するために、都市計画法、建築基準法の規制の見直しを進めるとともに、地域が独自の基準で規制を見直すようにします。
- 「低炭素まちづくり法」を活用し、人と地球に優しい健康・安心住生活を実現します。また、建物の断熱化・エネルギー性能表示（エネパス）の義務化など建築基準法の改正の

検討を進めるとともに、耐震改修を強力に推進します。さらに、まち全体の低炭素化を推進するため、LRT(次世代型路面電車)への転換、ITS(高度道路交通システム)普及に努め、自動車流入規制・ロードプライシング(通行の有料化)の在り方の検討を進めます。

- 都市農業の機能や効果が発揮できるように、市民農園のさらなる開設に向けた取り組みやソーラーシェアリングの活用を含め、生産緑地等の持続可能な都市農業を守るための政策の推進を図ります。また、税制の見直しについて検討します。

住宅

- 「住宅宿泊事業法」(民泊新法)が成立していますが、違法民泊の取締り、安全・衛生管理・防火・騒音等の対策、訪日外国人観光旅客急増に向けた健全な民泊の普及等の諸課題の解決を目指します。
- 「中古住宅高付加価値化法」(仮称)を制定し、地域の工務店・大工などの人材と地元の木材などの資材を活かした中古住宅のリフォーム(耐震化、ゼロエネルギー化)の推進、既存ストックの高価値化、宅地建物取引業者などへの支援、中古住宅の流通合理化・活性化を図り、中古住宅流通・リフォームの20兆円市場化を目指します。
- 子育て家庭への住宅支援、団地の世代循環、高齢者向け住宅の供給拡大を進めます。
- 住宅ストックの耐震強化を促進することにより、住宅の質を高め、中古住宅市場を活性化し、リバースモーゲージの拡充・活用促進など、高齢者の資産の有効利用を図ります。
- すべての建築物の断熱を義務化することにより、健康寿命を延ばします。
- 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を活用し、地域包括ケアシステムを構築し、まちづくりと一体となって高齢者の居住の安定を図るとともに、サービス付き高齢者住宅の建設を促進するなど、自宅と介護施設の間間的な施設の拡大を図り、安全・安心な高齢者居住を実現します。
- 公共建築物において自然エネルギーの導入を

促進するための法制度を整備し、公共建築物への自然エネルギー導入を進めます。また、小水力・地中熱・河川熱・下水熱などの自然エネルギーの導入を進めるため、規制緩和や手続簡素化、財政支援強化を行います。

- マンションの省エネ化・長寿命化を図り、住民の安全と健康を守るとともに、築年数が古い物件について、建て替えを促進する政策をさらに拡充させます。

交通・物流

- 「交通政策基本法」と「バリアフリー法」に基づき、整備水準を高めるなどによりバリアフリー化をさらに進め、地域公共交通が維持され、公共交通が便利で移動が円滑な暮らしを実現します。
- 鉄道・地下鉄の駅ホームからの転落防止等の安全対策について、財政的な負担の大きさから工事等が遅れているものについては、国が財投資金等を活用して早急に進めます。
- 「タクシー特措法」に基づき、行き過ぎた規制緩和を見直し、ツアーバス対策の徹底を含めバスとタクシーの事業における経営環境および労働条件を改善するための法制度を整備します。
- 改正物流関連法に基づきさらにモーダルシフトを進め、エコで、安全な交通・物流が整うよう、陸・海・空の交通・物流の安全事業規制の見直し・強化を行います。
- 高速道路の活用を促し、地域の活力につなげます。高速道路の活用を促す料金制度を検討し、地域の活性化、物流の効率化、財政の健全化の視点とともに、維持更新財源のねん出、公共交通への配慮と支援をしっかりと行います。
- 空港・港湾の、各施設の連携強化(羽田・成田空港など)により国際競争力を高めます。特に顕著な経済成長を遂げているアジア圏・北東アジア圏に対して、東北から沖縄に至る日本海沿岸域のゲートウェイ機能を強化するとともに、太平洋側と連結する日本海側の交通ネットワークを充実させることにより、国内外のヒトモノ情報の交流・連携を促進し、経済の活力と成長を促します。

- 道路整備に際しては、ミッシングリンクの解消など、地域が活性化するための道路ネットワークを整備します。
- 整備新幹線については、新函館北斗・札幌間、金沢・敦賀間、武雄温泉・長崎間については、工事の短縮を目指します。同時に、並行在来線に関わる地方負担の軽減、貨物運送ルート確保の確保、青函トンネル共用走行の高速化・安全対策等に取り組みます。
- 過疎化に伴う利用者の減少、災害等の影響で経営が悪化している鉄道等の在り方については、地域の声を聞き、地域の理解を得ながら検討を進めていきます。
- 「航空保安法」を制定し、今や国家レベルの課題であるテロ・ハイジャックに対し、航空保安に関する国の責任を明確化し、防止策を強化します。
- 交通事故の原因究明に資するドライブレコーダーの設置義務化について検討します。

観光

- 観光人材の育成、観光資源の付加価値化・ブランド化の促進、旅館・ホテル業の振興、観光圏の開発など、観光環境を変革し、観光立国を強力に推進する施策を講じます。
- 年次有給休暇の取得促進および休暇の分散取得などの休暇改革に取り組みます。
- エコツーリズム、グリーンツーリズムを推進し、持続可能な観光を目指します。加えて、観光地において、文化財を活用した地域づくりのための規制緩和等を検討します。

社会資本・河川・ダム

- 従来の20世紀型公共事業の延長線にある国土強靱化ではなく、自然と共生し、スリムでしなやかな国土を形成するため、21世紀型社会資本整備を着実に進めるとともに、豊かで多様な社会資本の再生とより有効な活用を図ります。さらに、地元のニーズに根ざし、地元企業が自信と誇りを持って仕事ができ、人に優しく思いやりのある地域密着型の社会資本整備を進め、防災力を向上させるとともに、地域の暮らしと雇用を守ります。

- 公共事業の選択と集中を図り、社会資本の円滑な維持管理・更新を進めつつ、都市部を含め、国土の安全性・防災性と効率の向上を実現します。これにより、今ある社会資本の老朽化・安全対策に万全を期し、縮減管理・ダウンサイジングを計画的に進めます。
- 社会資本の整備、老朽対策等、重要な使命を担う労働者の賃金等の労働環境を改善することにより、建築土木品質の向上を図ります。また、解体業、建築士事務所等の次代を担う産業分野について業種としての確立を図ります。
- 高度成長期に整備されたエネルギー、情報通信を含む基幹インフラの老朽化が原因となって大規模な事故被害が出ている現状を改善するため、その改修を促進します。
- 大型公共事業を点検し、ムダな公共事業を見直した上で、真に必要な公共事業に振り分けていきます。
- 河道拡張や堤防補強、遊水池の設置など総合的な流域治水により、できるかぎりダムに頼らない治水を推進します。
- ダムの見直しにより中止となった地域の振興・生活再建のための法律を制定し、ダムに頼らない地域振興を行い、生活支援を行います。
- 下水道、農業集落排水、合併浄化槽の適切な配置について見直しを行い、良好な水循環の確保と効率的な生活排水対策を進めます。特に、新たに公共下水道の排水区域となる地域については、硬直的な接続義務を見直すことにより、より効率的に事業を進めます。
- 近年の気象の変化による水害の発生など、河川の流域管理の重要性が高まっていることから、河川の流域全体を見据えた施策の推進を実施します。
- 河川の持つエネルギーを最大限活用するために、河川のエネルギー利用促進法（仮称）を制定し、小水力発電や河川の熱利用を進めます。

水資源

- 「水循環基本法」に基づき、生命を育む水循環・水資源を守り、次世代に引き継ぐために、循環する水全体、森・川・海を一体としてとらえ、流域すべてを視野に入れた健全な水循環を確保します。水の広域的な需給調整を行うことにより、流域全体で水を有効活用します。雨水の利用を促進します。
- 地下水は地域共有の貴重な資源であり、水循環の一部をなす公共水であるとの認識に立ち、健全な水循環が維持されるよう、地下水の保全と利用の在り方を定める地下水基本法（仮称）を制定します。

海洋

- 海上保安庁などの警戒監視、警備体制を拡充し、尖閣諸島をはじめとする領土、領海の守りを固め、国境離島の保全を進めます。
- 「海洋基本法」、「宇宙基本法」、「地理空間情報活用基本法」等を活かし、海洋国家日本を維持・発展させるために、宇宙や海洋に関わる産業を活性化するとともに、海洋・水産資源の確保と保全、日本人船員の育成を図ります。
- 洋上風力や海洋資源の利用等海域における自然エネルギーの技術開発・導入拡大によって、地球温暖化対策やエネルギー安全保障に加え、エネルギー関連産業の創出と経済発展の実現に努めます。

離島

- 「離島振興法」を活かし、離島活性化交付金等を活用し、離島の交通・教育・医療福祉の充実・強化を進めます。
- 「有人国境離島地域保全特別措置法」により、有人国境離島地域の保全および特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する措置を講じるなど、わが国の領海、排他的経済水域等の保全に努めていきます。

森林

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を活かし、公共建築物の木造建築化や公共事業での木材活用を推進します。
- 木材を建築材として活用するだけでなく、未利用森林資源の活用、間伐材等の端材を原料とするバイオマス発電と熱供給、木材ペレットに整形した熱エネルギー利用の促進や、森林資源からプラスチック代替材やバイオエタノールを生産する等の施策を進め、石油産業に代わるバイオマス産業の基盤を構築します。

地域経済の再生

- 東京一極集中が地方の疲弊を招いています。一方で、都市居住者の多くは長い通勤時間にストレスを感じ、生産性の低下を招いています。これらの問題を解消するため、「職住近接」（職場と住居が近接）、「商住近接」（商業施設等が住居と近接）、「医住近接」（医療機関等と住居が近接）の「3つの近接」を基本とするコンパクト・シティの形成を、地域の自主性を尊重しつつ進めます。
- 東京からの本社機能の移転、工場などの誘致に加えて、農林水産業、中小企業・創業支援、観光、スポーツ等の施策により、地域に眠る資源を積極的に生かすことで地域産業の活性化を図り、安定した雇用を地域で創出します。

グリーンイノベーション

- グリーン成長を社会の大変革につなげていきます。グリーン（環境・エネルギー分野）をわが国の主要な産業へと育成し、次世代自動車の研究開発促進や、スマートシティ構築の強力な推進、洋上風力を中心とする海洋エネルギーの戦略的開発、蓄電池の高度化・低コスト化・普及を加速させることで、新たなマーケットの創造を図りつつ地産地消の分散型エネルギーシステムを展開します。これによって、再エネ・省エネ産業における雇用を拡大していきます。

- 住宅の省エネ化を進めるため、新築住宅の断熱・省エネ義務化・省エネリフォームの推進、木材住宅の普及などを図ります。
- 都市のヒートアイランド対策として、保水性アスファルト舗装の推進、建築物の遮熱塗装や高断熱化の推進、地中熱・河川熱の利用拡大などにより、大幅な省エネルギーと快適な生活の両立を図ります。

6次産業化

- 農林水産業と商業、工業、観光業を組み合わせた6次産業を生み出すことで、地域社会の自信と誇りを取り戻します。

沖縄振興

- 沖縄振興一括交付金を充実し、先端的な特区を創設するなど、自然や地域の特性を活かした産業の育成に取り組むことで沖縄の自立的かつ継続的発展につなげていきます。
- 沖縄振興策を総合的・一体的に推進します。貧困対策や離島振興、観光振興など積極的に進めます。
- 沖縄の地政学的な優位性をいかして、アジアの物流の拠点となるよう港湾、空港の整備や規制緩和等進めます。
- 基地や米軍施設移転後の跡地の利用について、地権者、地元自治体等と協議のうえ、国の責任で再開発等必要な後押しができるよう制度の検討を進めます。
- 在日米軍基地問題については、沖縄の基地負担軽減を進め、日米地位協定の改定を提起します。
- 辺野古移設については、埋め立て工事を中止し、米国と再交渉します。また、普天間基地の一日も早い返還を実現します。

北海道開発

- 農業や観光、自然エネルギー等様々な資源に恵まれ、多くの可能性を持つ北海道のポテンシャルを最大限に引き出す総合的な開発を進め、道民所得の向上など、振興を図ります。

- 広大な面積に恵まれ、風力や太陽光、バイオマスなど、自然エネルギー資源の宝庫である北海道を自然エネルギーの拠点として、整備、推進していきます。
- 現在も北海道の旧産炭地域を中心に行われている事業については、石炭火力発電所の廃止によって地域の経済・雇用に大変大きな影響があることが想定されます。そこで国産石炭の活用について検討支援を進めるとともに、旧産炭地域の地域振興を実施します。
- 先住民族であるアイヌの皆さんの尊厳を第一に、アイヌの人々の生活支援および教育支援に資する事業等アイヌ文化の振興策等を実施します。
- 北方領土、尖閣諸島、竹島等については、国際法に則り、わが国の主権の正当性を積極的に国際社会に発信していきます。
- 旧北方領土島民の高齢化に配慮し、北方墓参や交流事業でのバリアフリー化や利便性の向上を図ります。
- 旧島民の高齢化が進んで行く中で、次の世代にもこの問題を引継げるよう、若者世代への継承対策を進めます。
- 北方領土における経済交流活動については真に互恵的であって、国民、道民の理解を得られるものについて進めるよう検証し進めます。

農林水産

農林水産政策の基本的考え方

- わが国の農林水産業は、国民の生命と生活を守る基盤です。
- 農業および水産業は、国民が生きるために不可欠な食料を安定的に供給するとともに、国民生活の安定に欠かすことのできない国土・自然環境の保全、集落の維持・発展並びに文化の伝承等の各般にわたる機能を発揮しています。また、林産業にあっては、国民生活に不可欠な林産物を供給するばかりでなく、防災機能等による国土の保全、水資源の涵養並びに地球温暖化の防止等の多面的機能を発揮することにより、国民

の生活を守っています。

- こうした重要な役割を担っている農林水産業の経営の持続的かつ安定的発展を図るとともに、農業、林業および漁業が有する多面的な役割を一層強化することを基本として、諸施策を展開します。

経済連携・貿易協議

- グローバリズムの行き過ぎが問題となっています。アメリカの自国第一主義の姿勢が、わが国存立の礎（いしずえ）である農林漁業や食の安全など、多くの分野に甚大な影響を与える懸念があります。
- 米国との貿易協議については、徹底した情報の開示を求めます。わが国の農林漁業・農山漁村の持続可能性や、食の安心・安全および食料の安定生産に看過できない影響が想定されるときは反対します。

農業

食料自給率の向上

- わが国の食料自給率は、カロリーベースで40%を切る極めて厳しい状況にあり、主要な農産物の外国へ輸入依存度が年々高くなっています。まずは、食料自給率の向上を目指すことを基本とし、農地の有効利用等による国内生産の拡大を図って参ります。
- わが国農業の中心である家族経営を活性化し、国内農産物の需要拡大を図るとともに、農業者戸別所得補償制度の構築によって農業経営を安定化・下支えしていきます。
- 農業者戸別所得補償制度とともに、耕地利用率や農業生産力の向上に向けた施策および食育・地産地消の取り組みを総合的・一体的に推進し、食料自給率50%を目指します。

農業者戸別所得補償制度の法制化・恒久化

- 農家所得・新規就農者の増大、食の安心・安心の向上につながった農業者戸別所得補償制度を法制化し、恒久的・安定的な制度

にします。あわせて、環境の保全に資する度合いや中山間地域への加算を行う等、制度のバージョンアップを図ります。

- 収入保険制度については、農業者戸別所得補償制度と一体となって真に農業者の経営の安定に資する内容になるよう、制度の対象となる農業者の範囲等について検討します。

農業所得の安定・向上と人材（担い手）の確保

- 農業・農村の活性化には、農業所得の向上と農業従事者の確保が必須です。このため、下記の諸施策を推進していきます。
 - ① 「農業者戸別所得補償制度」の再構築
 - ② 農業生産基盤の整備および保安全管理
 - ③ 生産資材価格の適正化
 - ④ 安心・安全な農畜産物の生産と適正価格の形成による需要拡大
 - ⑤ 地域資源の活用等
 - ⑥ 青年就農給付金等の強化
 - ⑦ 農産物の付加価値を高め、農業者所得の向上と地域雇用のさらなる創出を図るため、6次産業化を推進。
- 農畜産業に従事する担い手の育成・確保とともに、女性農業者の活躍の場を拡大し、高齢者には活動と生きがいの場を提供していきます。
- 地域にある自然環境や文化資源などを見直し、農林漁業体験機会の提供促進や滞在施設等を整備することで、都市住民との交流並びに農業および国産農産物への理解の促進を図って参ります。

新規就業者支援等

- 人・農地プランの作成により、多様な経営体の育成を図りつつ、農地の有効活用、農村の維持・発展など、今後の方向性を明確にする取り組みを支援します。
- 中核的な担い手の育成や農地集積を図る中で、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）制度の充実などを通じて意欲と能力のある若者・女性農業者等に対する積極的な支援を行います。

- 農林水産業における新規就業者への給付金の充実等を図ることによって、新規就業をさらに促進し、地域のリーダーの育成策を講じます。
- 農林水産業経営専門マネージャーなど、農林水産業経営に特化した専門家の育成や採用を進めます。
- 特色ある農林水産高校の活性化を通じて、新規就業者の確保を進めます。

都市農業の振興

- 消費地に近い場所で営まれる都市農業は、新鮮な農産物の提供、豊潤な緑地・景観の保全、防災空間の提供および都市住民との交流による農業への理解促進等、多様な役割を果たしています。今後とも、意欲ある都市農業者が、都市農地を有効に活用し、安定的に経営できるよう施策を拡充していきます。
- また、都市農地が「なくてはならないもの」であることに鑑み、実情を踏まえた支援措置の創設を図ります。対象農地を貸借した場合における相続税納税猶予制度の継続適用の拡大や、農業経営の安定的な継続を可能とする固定資産税の見直し等の税制改正を検討します。

農業協同組合の役割と体制・機能の強化

- 農業者の相互扶助組織である農業協同組合は、農業者の経営、生活の安定・向上がその存在の第一義的な目的であり、さらに現在では、金融、保険、生活物資の販売、燃料の供給、病院の経営等の生活に欠かせないインフラを地域住民に提供しています。地域におけるこうした農協の役割を明確に位置付け、支援することで農村地域住民の生活と利便性の向上を図ります。
- 官邸主導で改正された農協法を見直し、「地域のための農協」として、農家の所得向上と経営の安定を図るのみならず、生活や医療、福祉など地域における様々な機能をも支える組織であることを法律上明確化します。
- 農業協同組合が100%民間出資の団体であることに鑑み、農協の在り方については自主

性を重んじ、その自主改革案を後押しするとともに、JA准組合員や員外利用の規制の在り方についても、民間組織であるJA自らが判断すべきであって、経済活動に対して過剰な介入を政府は行わないこととします。

- 農協など、地域に根差した協同組合の活動や、協同組合間の協同・連携を促進するための仕組みづくりを検討します。

多面的機能の発揮

- 農業・農村が有する防災機能をはじめとする多面的機能の効果は、全国民が享受しているものです。これらの多面的機能の発揮は、急峻なわが国土の中で優れた生産装置である水田をはじめ、畑作、酪農畜産、果樹、施設園芸など、多様な農業が展開されてはじめて発揮されるものであり、農業者の経営が健全かつ安定的に行われることが大前提です。わが国農業の中心である家族経営や集落営農などを積極的に支え、多面的機能をさらに発揮するため、

- ① 中山間地等条件不利地における地域資源の活用および農業生産の活性化
- ② 地域の特性にあった多様な農業の展開
- ③ 多面的機能に着目した直接支払い
- ④ 環境保全型農業の推進等の施策を実施
これらを戸別所得補償と一体で推進します。

気候変動と災害対策

- 近年、急激に進行している気候変動は、豪雨、大型台風、異常高温等の発生による農地、農業施設、作物の流出、作物の生育不全などの大規模な被害をもたらしています。さらには、生産適地の変化に伴い、加工・流通体制の再編をも余儀なくされています。農業者等が直接に受けた被害については、可能な限り早急に復旧することはもとより、災害の発生防止と営農継続に向けた防災・減災事業を積極的に進めます。また、二次被害対策を含め、被害農業者の救済と農業経営の再建等のための支援策を拡充していきます。
- 気候変動に伴う作物の生産適地の変化については、試験研究機関等と連携し、地域の特

性に合った作物を奨励し、その生産拡大と加工・流通体制の見直しにより、営農の継続および安定を支援していきます。

農業のスマート化の推進

- AIの活用やGPSを利用した無人トラクター、ドローンを使つての防除など、農業分野での技術革新を支援します。またブロックチェーン技術等の情報技術の進歩は流通情報の正確性を確保するものであることから、農業における流通改革やブランド価値の発信に適用できるよう検討します。

畜産・酪農の振興

- 将来展望を持って畜産経営が行えるよう、飼料高騰への対応を行うとともに、中長期的な視点に立ち、水田等地域資源の有効活用による自給飼料基盤確立に向け、飼料政策の一層の展開を図ります。
- 畜産経営の安定を図るため、肉用牛肥育安定特別対策事業および養豚経営安定対策事業を強化します。
- 地域の特色に応じたブランド力の高い畜産・酪農経営を支援し、家族経営を中心とする、中小規模でも持続可能な酪農生産を目指します。
- 草地交付金など所得補償と合わせて酪農を主産業とする地域経済の安定化を目指します。
- 海外からの家畜伝染病流入の防止強化や、国内発生時の防疫体制の点検、強化を実施します。また、国内農家の防疫レベルを上げるための支援を実施します。

アニマルウェルフェアの推進

- 2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会での国産食材の提供を契機とし、生産性の向上や畜産物の安全にもつながらるアニマルウェルフェアを推進していきます。

地域支援農業(CSA)の推進

- 播種前に前払いすることで農業者の経営のり

スクを低減し、農作業や出荷などに消費者が参加することで生産者と消費者が連携する地域支援型農業CSA(Community Supported Agriculture)を推進していきます。

園芸作物(野菜・果樹・花き・茶等)

- 園芸作物ごとの生産状況等を的確に踏まえた上で、世界各地への輸出も視野に入れ、改植およびこれに伴う未収益期間における経費支援等、引き続き園芸作物の戦略作物化も含めた効果的な生産振興を図ります。

安定した農林水産政策の実現

- “猫の目農政”が生産者に混乱を与えていることから、政権交代や政権の枠組みに変更があった場合であっても、基本的な農林水産政策が維持・継続できるよう、その仕組みづくりを検討します。

輸出促進

- 日本の農林水産物の魅力や、ユネスコ無形文化遺産である「和食」など日本の食文化を世界に向けて発信し、販路拡大を含め輸出倍増に向けた戦略的施策を推進します。きめ細かい情報提供などによって輸出促進に向けた農林漁業者の取り組みを促進します。
- 農林水産物輸出を促進し、東京オリンピック・パラリンピック大会で国産食材等の使用を可能にするため、農業における「グローバルG.A.P.」「AS IAGAP(旧JGAP Advance)」、食品関連事業者を対象とした「HACCP」、林業における「FSC」「SGEC」、漁業における「MSC」「ASC」等の国際的な認証の取得を推進します。
- 国際的評価の高まる日本酒・焼酎(泡盛を含む)や、日本産酒類(ビール、ワイン、ウイスキー等を含む)の生産・流通支援、文化の発信、輸出の促進を行います。

森林・林業・林産業

森林の多面的機能の発揮と保全

- 森林は、国民生活に不可欠な木材生産、国土の保全、水資源の涵養、地球温暖化の防止並びに生物多様性の保全等の多面的機能を有しており、森林の健全な状態での維持は、国民生活および国民経済全体に多大な利益をもたらすものと考えます。このため、森林経営者や林業従事者の所得を安定・向上すること等により、健全な林業経営を継続するとともに、社会全体で森林づくりを行うとの考え方の下、所有者不明森林の管理保全を含め、地元の森林組合および市町村、国および都道府県が、公的役割を連携・活用して実施する体制をさらに強化します。
- 豪雨災害による山腹崩壊の早期復旧および山地防災力の強化のため、森林経営者が受けた損害の救済対策、森林土木事業等を拡大実施し、併せて、森林の適正な保全に支障を及ぼす開発行為等についての規制を強化します。
- 森林を適切に管理・保全することにより、土砂災害の防止や水源のかん養など、森林の持つ多面的機能を向上させます。森林・林業再生プランに基づき、木材の安定供給の強化、国産材の利用促進を図り、また、フォレストアー、プランナーなどの山の専門家の育成等を支援します。
- 間伐、主伐後の造林等適切な森林管理を実施する者に対する直接払い制度を維持・拡充し、「木材自給率50%」を目指します。また、国産材の価格を低下させる要因のひとつでもある違法伐採木材の日本市場への流通を阻止するため、クリーンウッド法の実効性を評価し、効果向上に向けた検討を行います。
- 森林環境税のさらなる有効な活用に向けて検討し、森林吸収源対策のための諸政策を拡充します。

林業構造の確立による林業所得の安定・向上

- わが国の林業は、小規模・零細な所有構造であり、多面的機能の発揮に対する支援を行い

つつ、複数の森林所有者が一体となって主伐、再造林および保育等の循環型森林施業を実施する体制を構築していきます。

- 担い手を育成・確保し、安全労働環境を整備し、雇用の安定および高齢者の生きがいある働く場を確保するとともに、林道・森林作業道の整備、林業機械の活用および優良種苗の確保等、総合的施策の展開により堅実かつ安定的な林業構造を確立し、林業所得の安定・向上を図ります。

木材産業の振興

- 国産材供給量、木材需要量ともに年々回復傾向にある中で、わが国の木材自給率は、着実に上昇を続けています。木材の利用は、快適で健康的な住環境を形成するだけでなく、山村経済の活性化、森林の多面的機能の持続的発揮に寄与しており、今後においてもさらに森林・林業に関する国民の理解を深めつつ、公共建築物の木造化の推進、CLTの活用、木造住宅ポイント制度の推進などにより、木材利用を促進します。
- こうした中、木材産業は、原木の購入を通じて山村や森林の整備を支え、また、需要者のニーズに応じた木材製品の供給によって木材利用を推進するという重要な役割を担っており、今後においても木材産業への原木の安定供給体制を強化するため、林地および施業の集約、再造林体制の強化並びに林業と木材産業との川上・川中・川下の連携等を推進します。
- 路網整備や高性能林業機械導入への支援、販路開拓など流通ルート各段階における支援の強化、森林施業集約化をさらに進め、林業の発展と雇用の拡大を図ります。その際、林業における労働安全衛生の徹底を図ります。
- 「植える→育てる→使う→植える」という森林資源の循環を維持するため、川上（森林所有者・素材生産業者）と川中（木材流通業者、木材加工業者）・川下（工務店・住宅メーカー）との連携強化等により需給変動に的確に対応できる国産材の安定供給体制を整備し、木材価格の安定と川上への着実な収益の還元を図ります。

- 木材は、製造時の炭素放出量が少ない優れた省エネ材料であり、炭素貯蔵による温暖化抑制効果とともに、高い断熱性、調湿作用、抗菌作用を有し、木の香りにはリフレッシュ効果等があることから、CLTの活用も含めた住宅や公共建築物の木造化の推進、木造住宅ポイント事業の復活・推進などにより、木材利用を促進します。
- 適正に管理された森林から産出した木材を認証する「FSC」「SGEC」制度を推進します。

山村の活性化

- 山村は、林業者が安定的に経営を営み、地域住民が定住し、森林の多面的機能を発揮する重要な場です。山村振興のため、森林資源の循環利用による林業経営の維持安定および生活環境の整備を図ります。
- 地域住民が、里山林の保全管理に関わり、森林・山村を観光資源として活用しつつ環境教育・体験活動の場とし、都市との交流を進める体制を整備することにより、国民全体の森林への理解を深め、併せて地域住民の定住促進を図ります。

国有林野の役割

- 国有林は、わが国の国土面積の2割、森林面積の3割を占め、その9割は「水源涵養保安林」等の保安林であり、公益的機能を果たす国民共有の重要な財産です。国有林野事業は、国民の安全・安心を確保するための公益重視の管理経営を推進し、その組織力、技術力を活かして、国有林野の荒廃地や保安林を整備するとともに、民有林と一体となって災害復旧、被災地域の支援を行い、また、林業の低コスト化等に向けた技術の実証・普及、人材の育成を支援します。
- 国有林野の活用により、林産物を計画的・安定的に供給し、地域経済の振興、住民生活の向上に寄与するよう支援していきます。
- 国有林野管理経営法の改正を図ります。

漁業・漁村・水産業

水産食料の確保

- わが国の周辺海域で採捕される水産物は、国民の健康と生活を維持する大切な食料資源です。国民の求める水産物を安定的に供給するため、資源と漁業権の管理、中小漁業経営等の基盤強化対策を実施します。
- 国民1人当たりの水産物消費量が、年々減少し続けている事態に対応するため、消費量減少の原因および消費者ニーズの変化を見極め、健康に良い魚介類の消費拡大に向けて、水産加工・流通対策の強化と魚食文化の啓もう普及および食育の拡充強化等の対策を講じます。

漁業所得等の安定・向上と担い手の確保

- 地域と水産業の担い手、女性および高齢者のそれぞれが役割を分担しつつ、地域ごとの水産資源の特性を生かし持続的生産を行うとともに、付加価値の向上を目指した流通・加工に取り組むことにより、漁業所得等の向上、多面的機能の発揮および地域の活性化を図ることを推進します。
- 「漁業者所得補償制度」（資源管理・漁業所得補償対策）や積み立てプラスの強化および「漁業経営セーフティネット構築事業」の拡充や税制の見直しなどにより、燃油・養殖用配合飼料価格の急騰への対策の充実を図り、適切な資源管理と漁業経営の安定の両立を実現します。
- リース方式による漁船の導入を支援し、持続的な漁業生産構造を確立するとともに、国産水産物の流通促進と消費拡大を推進します。
- 地域ごとの実情に即した具体的対応策を地域の水産業関係者自らが考え合意する「浜の活力再生プラン」の策定と実行が有効であることから、各地域の目標達成に必要な資源管理、生産基盤整備、流通・加工対策、魚価対策および多面的機能の発揮等に必要な支援を行っていきます。

漁村地域の活性化

- 水産業および漁村は、国民の安心・安全な食料である魚介類を持続的かつ安定的に供給するほか、国境監視活動や海難救助等の国民の生命財産を保全する機能、地域社会や文化を形成し維持する機能等、多面的かつ重要な役割を果たしています。こうした水産業および漁村が果たす役割の重要性を再認識し、地域の漁業・水産業の発展を図り、併せて、各地域の特性を活かした体験漁業、漁家民宿等により、都市と漁村の交流に積極的に取り組み、活力あふれる漁村を全国各地に創出していきます。
- 沿岸漁業、養殖業等への新たな企業参入については、地元漁業協同組合が中心となって地域社会の意向を取りまとめた上で、決定する仕組みを導入します。
- 漁村集落が行う海の清掃、稚魚の放流等の取り組み、藻場・干潟等の保全など、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の取り組みに着目した直接支払制度を創設します。

漁業協同組合の役割と体制・機能の強化

- 漁業協同組合は、漁業者による協同組織として、農業協同組合と同様に販売、購買等の事業を実施するほか、漁業権の管理等を通じて水産資源の持続的活用に主体的な役割を果たし、さらには、浜の清掃活動、海難防止等の公益事業に積極的に取り組んでいます。今後とも、漁村地域の中核的組織として漁協が行う各種事業の役割と意義を踏まえ、必要な経費負担の在り方、各漁村において地域組織が果たすべき役割等を検討しつつ、漁協組織の体制・機能の強化に取り組んでいきます。

水産資源の活用と管理

- わが国は、面積で世界第6位となる広大な領海および排他的経済水域を有し、生物多様性の高い豊かな海を有しています。近年におけるわが国漁業生産量の大幅減少の原因は、マイワシ資源の自然環境の変化にともな

う減少並びに国際的200海里時代の到来によるところが大きく、これらの地球規模での環境・資源の変動、国際的な資源管理の取り組みの変化に即応し得よう、漁業経営安定対策を拡充整備していきます。

- わが国の漁業制度は、操業海域における漁業資源の特性および各地域の輻輳する漁業形態に即してきめ細かく定められており、先人たちの経験と苦勞と知恵の結晶であると考えます。したがって、各国漁業とともに操業する海域に生息する水産資源の利用については、国際合意に基づき、必要に応じてアウトプット・コントロール(産出量規制)による資源管理を導入しても、わが国周辺海域の水産資源、特に沿岸の資源については、漁場利用の実態に即し、インプット・コントロール(投入量規制)およびテクニカル・コントロール(技術的規制)を基本とした実効ある資源管理を行っていきます。
- 生態系や資源の持続性に配慮して漁獲されたことを示す「水産エコラベル認証」の普及を後押しします。

捕鯨文化の推進

- わが国の伝統や食文化に根差した鯨類資源の活用を推進し、再開された商業捕鯨の安定的実施拡大を目指します。
- 商業捕鯨の再開について国際的な理解の向上に努め、わが国の持つ科学的な知見の拡大を推進します。

食の安全・安心

国民の求める安心・安全な食料の生産

- わが国の農林水産業は、国民の生命と生活を守る基盤です。また、「品質」、「安全・安心」および「環境適合性」の確保という国民のニーズに適った生産・流通体制を構築することは、わが国の農林水産品の品質向上や優位性を発揮する重要な手段です。GAPやHACCP、有機JAS等の認証制度の普及を後押しし、消費者が求める安心・安全な食料生産を普及・支援していきます。また持続

可能で、環境に配慮した農業生産を推進していきます。

- 食の安全確保に向け、内閣府・消費者庁・厚生労働省・農林水産省など関係政府機関の連携を強化するとともに、窓口のワンストップ化を進めます。

食の選択を可能とする仕組み作り

- 食品流通の国際化や進展等に伴って、様々な食品がわが国の消費者に提供されています。そういった中で消費者が安心して食品を合理的に選択できるように食品のトレーサビリティの拡大を図ります。また、消費者目線で食品表示制度を見直し、遺伝子組換え食品についての表示制度をさらに厳正化し、消費者の「選択」を後押しします。

国境を跨ぐ食品や遺伝子、種子管理の厳格化

- 輸入食品が量・件数ともに増加しているのに対し、検査率は低下しています。輸入食品の監視体制を強化し、違反・違法食品の流通を防止するため、税関職員や食品衛生監視員等の人員確保など検疫体制を整備するとともに、トレーサビリティ制度の確立に向けて、米国の食品安全強化法など国際的動向を参考に必要な法整備に取り組みます。
- わが国からの優良な種や遺伝子の持ち出しが大きな問題になっています。貴重な遺伝資源の持ち出しや種子の持ち出しが行えないよう制度の厳格化に取り組みます。
- 安全性に懸念のある輸入食品の増加を踏まえ、予防原則・未然防止の観点から、遺伝子組換え食品の表示を厳格化するとともに、肥育ホルモン剤の利用状況を消費者に伝達するスキームの構築に取り組むなど、消費者の権利に応える施策の推進を図ります。

食品ロス対策

- 日本では、まだ食べられる食品が日常的に廃棄されています。食料廃棄の削減に向け、サプライチェーン全体の連携により食品の

廃棄を抑制し、フードバンク等を通じて貧困世帯への支援や子ども食堂などの福祉分野での活用を進める取り組みを支援します。
※消費者「食品ロス対策の推進」、環境「食品ロスの削減」参照

フードダイバーシティの推進

- 観光にわが国を訪れたイスラム教徒の方々のハラルやビーガン等のベジタリアン、或いはアレルギーの方々等、食に制限のある皆さんがいます。そういった皆さんが安心して食にふれ、わが国を訪れる皆さんにも美味しい食を楽しんでいただけるよう食の多様性（ダイバーシティ）を推進していきます。

食育の推進

- 一人ひとりの健康増進、生活の質の向上、食料の安定供給の確保などを図るために食育を推進します。
- 学校給食への利用拡大を含めた地域の食材の活用拡大を図り、食育・地産地消等の推進を通じて農水産物消費の拡大に努めます。

「和食」文化の推進

- わが国の国土と多様な農林漁業生産からもたらされる多様な食材を持って作られる「和食」文化が、ユネスコの世界文化遺産として登録されました。わが国の魅力のひとつである和食文化を世界に向け発信していきます。

長期的な視点に立った食品安全の追求

- 私たちの身体は、食物からできています。したがって長期間身体を構成する事になる食品の評価は、身体に取り込まれた後も、長い間安全であることが必要です。こういった考え方を持つ「分子栄養学」的な観点から、現在の食品安全の評価手法を検討します。

農山漁村の活性化

6次産業化

- 農林水産物の付加価値を高め、農林水産業者の所得の向上と地域の雇用のさらなる創出を図ります。農林漁業成長産業化支援機構法に基づくファンドから6次産業化に取り組む事業者への出資と経営支援の推進を図る等、施策を一層推進します。

農山漁村機能の維持・地域の活力等

- グリーンツーリズム等、都市と農山漁村の交流の推進等を含めた複合的な農政の展開により、共同体の存続を前提とした農山漁村機能の維持を図り、地域の力をさらに活性化させます。
- 自然災害に強い農林水産業を構築し、担い手が安心して経営に取り組めるよう、必要な農業農村整備事業等については受益者負担の軽減を図りつつ進めます。

エネルギーとの兼業

- 農山漁村は、自然エネルギーを産するのに好適な条件を備えています。資源の乏しいわが国にあって、エネルギーの地産地消を実現し、さらには都市への供給も可能とするなど、その可能性を最大限引き出す施策を展開します。
- 農山漁村の土地、水、バイオマスといった豊富な資源を活用し、地域の規模に応じた発電事業による地域還元等を通じ、農山漁村の活性化を図ります。

中山間地域農業等の推進

- 中山間地域における農村自体が共同体として存続し、農業を継続していけるような体制の整備を推進します。
- 農業生産活動の基盤の維持および整備、中山間地域その他条件不利地域の農業支援、有機農業など自然環境の保全に資する農業支援などのため、その実態に合った交付金

を交付する「ふるさと維持3法案」の成立を目指します。

鳥獣被害対策

- 近年の野生鳥獣の異常出没急増、それに伴う人的被害や農作物被害の深刻化といった実態を十分に踏まえつつ、①生息地管理、②中山間地域活性化、③被害防除を3本柱とする対策のさらなる充実を図ります。その際、人の安全確保と農作物被害防止のための措置を確実に講じつつ、広葉樹林・針広混交林など野生鳥獣の生息しやすい森林整備を通じた被害軽減、可能な限りの生態系の再生・回復等に取り組み、鳥獣被害の抜本的解決を目指します。
- ジビエ特区創設について検討します。

行き過ぎた市場化や経済連携交渉に反対

- 国連では、家族農業や協同組合などの重要性を積極的に評価し、食料の安定供給とそれを支える自国の農業の持続的経営を支える国内政策を推進しています。
- 国内一次産業・農山漁村の崩壊につながる行き過ぎた市場化政策や国際貿易交渉に反対します。
- 現在、米国政府と協議が進む「日米物品貿易協定」については、わが国の「食の安全」や農林漁業に看過できない影響が想定されるときは、反対します。

安定的な皇位継承

安定的な皇位継承への議論

- 安定的な皇位継承に向けて、「女性・女系皇族への皇位継承資格拡大」や「女性宮家の創設」などの論点をとりまとめました。今後は、幅広い国民合意を形成するため、静かな環境での議論を深めていきます。

憲法に関する考え方

～立憲的憲法論議～

2018年7月19日

基本姿勢

「国家権力の正当性の根拠は憲法にあり、あらゆる国家権力は憲法によって制約、拘束される。」という立憲主義を守り回復させる。憲法に関する議論は、立憲主義をより深化・徹底する観点から進める。

日本国憲法を一切改定しないという立場は採らない。立憲主義に基づき権力を制約し、国民の権利の拡大に寄与するとの観点から、憲法に限らず、関連法も含め、国民にとって真に必要な改定があるならば、積極的に議論、検討する。いわゆる護憲と改憲の二元論とは異なる、「立憲的憲法論議」を基本スタンスとする。

○ いわゆる安全保障法制について

日本国憲法9条は、平和主義の理念に基づき、個別的自衛権の行使を容認する一方、日本が攻撃されていない場合の集団的自衛権行使は認めていない。この解釈は、自衛権行使の限界が明確で、内容的にも適切なものである。また、この解釈は、政府みずからが幾多の国会答弁などを通じて積み重ね、規範性を持つまで定着したものである(いわゆる47年見解。巻末参照)。

集団的自衛権の一部の行使を容認した閣議決定および安全保障法制は、憲法違反であり、憲法によって制約される当事者である内閣が、みずから積み重ねてきた解釈を論理的整合性なく変更するものであり、立憲主義に反する。

○ いわゆる自衛隊加憲論について

現行の憲法9条を残し、自衛隊を明記する規定を追加することには、以下の理由により反対する。

①「後法は前法に優越する」という法解釈の基本原則により、9条1項2項の規定が空文化する(注1)。この場合、自衛隊の権限は法律に委ねられ、憲法上は、いわゆるフルスペッ

クの集団的自衛権行使が可能となりかねない。これでは、専守防衛を旨とした平和主義という日本国憲法の基本原理が覆る。

②現在の安全保障法制を前提に自衛隊を明記すれば、少なくとも集団的自衛権の一部行使容認を追認することになる。集団的自衛権の行使要件(注2)は、広範かつ曖昧であり、専守防衛を旨とした平和主義という日本国憲法の基本原理に反する。

③権力が立憲主義に反しても、事後的に追認することで正当化される前例となり、権力を拘束するという立憲主義そのものが空洞化する。

注1 従前の解釈を維持しようとするならば、明確かつ詳細にそれを明記する必要がある。これは相当大部かつ厳格な規定が必要となる。また、その際には、集団的自衛権一部行使容認という立憲主義違反について、容認する規定とするのか、否定する規定とするのか、明確にされなければならない。

注2 わが国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず、「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」という要件。

○ 文民統制について

文民統制(シビリアンコントロール)とは、政治と軍事を分離し、軍事に対する政治の優越を確保すること、その政治が民主主義の原則に基づいていることを基本原則とする。

国の防衛に関する事務は憲法73条にいう

「他の一般行政事務」に属し、内閣は国会に対して連帯して責任を負っているため、立憲的統制の核心は国会による統制である。

ところで、憲法66条2項は特に「内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない」としている(注3)。これは、実力組織はとかく暴走しがちであり、その行使に当たっては、制服組の判断によるのではなく、背広組の判断を優越させる趣旨である。

南スーダンPKOの防衛省の日報に関しては、発見から大臣への報告に1ヶ月も要しているが、このことに限らず、現場からの報告のタイミングがずれば大臣の適時適切な判断はできなくなるおそれがある。また、イラクの

日報では、大臣の指示に従わず、制服組の判断で「存在しない」ことにしていたのであるとすれば、文民条項の趣旨を損ねる。

また、南スーダン日報の開示請求が行われた時から、防衛省が日報の「破棄を確認」し、不開示を決定したのは、南スーダンPKOに参加する自衛隊部隊の派遣延長の是非、安全保障関連法に基づく新任務「駆け付け警護」を付与すべきかどうか、焦点となっていた時期である。この日報がきちんと公開され、現地情勢が明らかになれば、派遣延長や新任務付与の決定にも影響を与えていたはずであり、国会による立憲的統制に対して背を向けるものである。

文民統制に関する憲法上の議論は、自衛隊という実力組織に対する評価の問題もあり、これまで希薄であったことは否定できない。文民統制の在り方について、憲法上の議論の必要性を確認する(注4)。

注3 日本国憲法制定時には、憲法にこのような条項を定めた国はなく、閣僚の文民規定を憲法に規定しているのは、現在でも韓国に例を見る程度。

注4 ドイツ基本法では、憲法としては極めて詳細なシビリアン・コントロール条項が規定されている。

○ 臨時会召集要求について

憲法53条後段には、衆議院か参議院のいずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならないとされているが、期限が切られていない。

第194国会は、3ヶ月も前に野党が要求していたにもかかわらず放置され、要求テーマに関する審議はまったく行われず、臨時会冒頭での解散が行われた。このような臨時会の召集の仕方は憲法53条後段に基づくものではなく、同条前段の内閣の発意に基づくものとみるべきで(注5)、少数会派の要求を無視した違憲状態の下で解散が行われたと言える(注6)。衆議院総選挙後の特別会は選挙の日から30日以内に召集しなければならないことが憲法54条に規定されており、このバランスからも、臨時会についても期限を記述すべきかどうかについての議論を進める。

注5 政府は要求書送付の日から召集日の前日までの期間は98日間としているが、53条後段の趣旨からすると、要求に応じた審議ができるようになったのは特別会であり、要求書送付日から特別会の召集日(平29.11.1)前日までの期間は実に132日間。

注6 臨時会の召集要求書提出後、臨時会の冒頭で解散が行われたのは、第105国会(昭和61年、第2次中曽根康弘内閣)、第137国会(平成8年、第1次橋本龍太郎内閣)について3回目。

○ 衆議院の解散について

衆議院の解散については、内閣不信任案の可決あるいは信任案の否決の場合についての規定が69条にあるのみで、実質的な解散権が内閣にあることすら明文で規定されていない。このことから、第2回の解散以来、天皇の国事行為に関する7条を理由に解散が行われている。

解散は、選挙で選ばれている衆議院議員を任期満了前にその任期を終わらせるものである以上、相応の理由が必要はらずで、大義なき解散は許されることではない。しかし実際には、政権は自身に都合のよい時期に自由に解散権を行使できてしまっている。そもそも議会の解散制度は、君主側が民選議会に対する抑制手段として行使してきたという歴史があり、民主政治の発達とともに解散権の行使は抑制されるようになってきている(注7)。内閣が恣意的にタイミングを選べるような運用は是正されるべきであり、この点についての憲法論議を進める。

注7 イギリスでも、2011年議会任期固定法が成立し、下院の解散を行うことには縛りがかった。

○ 国政調査権について

憲法62条は、国政調査権を両議院の権能とし、証人の出頭・証言、記録録の提出を求めることができるとしている。具体的には、特別の院議決定に基づいて調査特別委員会を設ける方法、常任委員会による調査要求を議長が承認する方法などにより権能が行使される(注8)。

一般に、国政調査権は国会の権能を有効に行使するための補助的手段であると説かれるが(いわゆる補助的権能説)、国会の権能は立法権にとどまらず、予算審議、行政監視

など広範に及び、行政国家化した現代において、立憲主義の観点からは議会による行政統制の重要な手段である。

にもかかわらず、議院内閣制の下では、議会の多数派が内閣を構成することになるので、両院において行政監視のためにこれを行おうとした場合、多数決原理に基づき、与党が合意しない限りこの権能は発動しえないということになり、実効性に疑問がある。この欠陥を埋めるべく、平成10年に衆議院規則を改正し、予備的調査制度が衆議院において採用された（注9）（衆議院規則56条の2、56条の3、86条の2）。

しかし、予備的調査制度は委員会による国政調査権の行使とは異なり、強制力を伴うものではない。そもそも国政調査権そのものが多数決原理でよいのかどうかについて（注10）、議論を進める。

注8 森友学園への国有地処分に関する、①財務省決裁文書の国会提出要求は、平成29年3月2日の参議院予算委員会における委員からの提出要求を踏まえ予算委員長より政府に提出要求がなされたものであり（参議院委員会先例により憲法62条に定める国政調査権の行使である国会法第104条による成規の手続を省略して行われたもの）、②会計検査院への検査及び報告要請は、3月6日に参議院から、憲法第62条に基づく国政調査権の行使として国会法第105条の規定に基づきなされたものである。（平成30年3月28日 参議院事務総長答弁）

注9 委員会は、審査・調査のため事務局の調査局長・法制局長に対して予備的調査を行い、報告書を提出するよう命じることができる。この場合、議員40名以上の要請で命令を発するよう書面を議長に提出することができる。

注10 ドイツ基本法44条では、議員の4分の1の申し立てで主として政府・行政の汚職・不正調査を目的とする調査委員会を設置できるとされている。

○知る権利などについて

基本的人権の中でも、表現の自由は特に重要な人権であるとされている。たとえば、権力の行使に行き過ぎがあったとしても、表現の自由が確保されていればそれを是正することができるからである。すなわち、表現の自由は、説得と投票箱の過程、民主主義のプロセスを担保する重要な人権といえることができる。

しかし、表現の自由が民主主義のプロセスにとって有効に機能するためには、その前提として十分な情報に接していることが必要である。不十分な情報や誤った情報に基づいて議論を重ねても、正しい結論を得ることはできない。

南スーダンPKOの防衛省の日報やイラクの日報のように、破棄していたと国会に対して説明されていたものが1年後に「発見」されるようなずさんな公文書管理や、加計学園の問題では、政権に不都合な情報を怪文書扱いしたり、森友学園への国有地処分を巡る事件において、決裁文書の改ざん等により国政調査権が蹂躪されるという議会制民主主義の存立にもかかわる空前の事態が生じた。公文書管理や情報公開の在り方は、民主主義の前提となる「知る権利」を担保するものである。「知る権利」を回復、充足するため、公文書管理の在り方、電子決裁の推進等について議論を進める。

○LGBTの人権、特に同性婚と

憲法24条について

LGBTに関しては、教育の現場や職場をはじめとして、あらゆる場面での差別の解消等、人権の確保・確立が必要である。

ところで、安倍総理は、「現行憲法の下では、同性カップルの婚姻の成立を認めることは想定されていない」、「同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、わが国の家庭の在り方の根幹に関わる問題で、極めて慎重な検討を要する」と述べている（注11）。

この点、憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」とされているため、同性どうしの結婚はできないようにも読める。

しかしこの条文は、結婚相手を強制的に親が決めたり、戸主や親の承諾を必要とする戦前の「家」制度から（注12）、婚姻をすらかどうか、婚姻をだれとするかを本人の自由意思に解放する趣旨である。そうだとすると、異性婚は両性の合意のみによって成立することを定めたものと制限的に理解すべきであり、同性婚について禁止する規範では

ないと考える(注13)。

憲法の学説でも、同性婚については禁止されていないが、これを採用するかどうかは立法裁量であるという考え方が一般的なようである。

しかし、憲法24条2項が「配偶者の選択……婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とし、憲法13条が個人の尊厳と幸福追求の権利を定め、その内実として人格的生存に不可欠な自己決定権が保障されているとの理解の下では、むしろ、同性婚も憲法上の保障を受けるとの解釈も有力に主張されている。この立場に立つと、その法的整備をすることは単なる立法裁量ではなく、立法府としての責務となる。

したがって、憲法24条1項の文理上の疑念を解消するのみならず、憲法上の保障であることを明らかにするとすれば、文言を改めることが望ましいといえる。この点、立法政策の問題ととらえるべきか、憲法上の保障のレベルの問題ととらえるべきかについて、議論を進める。

なお、いずれの立場に立つとしても、同性婚を可能とするよう、法的整備をすることに憲法上の支障はないものと認識する。

注11 2015年2月18日、参議院本会議での答弁。

注12 明治民法では、家族の婚姻には戸主の同意が必要であり、一定の年齢(男は30歳、女は25歳)未満の子の婚姻には父母の同意が必要であった。

注13 1989年にデンマークで「登録パートナーシップ制度」が採用され、2000年にオランダが同性間の婚姻を容認して以来、同性間の婚姻を容認する国が増加している。ベルギー(2003年)、スペイン(2005年)、カナダ(2005年)、南アフリカ(2006年)、ノルウェー(2008年)、スウェーデン(2009年)、ポルトガル(2010年)、アイスランド(2010年)、アルゼンチン(2010年)、デンマーク(2012年)、ウルグアイ(2013年)、ニュージーランド(2013年)、フランス(2013年)、ブラジル(2013年)、英国(イングランド及びウェールズ)(2013年)、ルクセンブルク(2015年)、アイルランド(2015年)、フィンランド(2017年)、マルタ(2017年)、ドイツ(2017年)、オーストラリア(2017年)など。

○高等教育の無償化について

国際人権規約A規約13条2(b)及び(c)により、中等教育及び高等教育を漸進的に無償とすることが国家の責務とされている。日本政府は長くこの条項を留保していたが、民主党政権下の平成24年9月11日に留保を撤回する旨、国連事務総長に通告した。

憲法98条2項(注14)は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規」を誠実に遵守することを必要としているので、わが国においては既に「高等教育の漸進的無償化」はすでに国内法上遵守すべき、政府の法的義務となっていると考えられ、憲法改正の対象として議論する意義は見出しがたい。

《参考》

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第13条2(b)及び(c)

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

日本国憲法第98条2項

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

注14 この規定は、総司令部案にも、第90帝国議会に提出された帝国憲法改正案にもなく、衆議院における審議過程で、わが国の主体的判断で立案・成立したものである(佐藤幸治著「日本国憲法論」85頁(成文堂)2011年)。

○国民投票について

憲法改正は国民の「承認」によって成立するが、承認の要件である「過半数」の意義について、憲法改正国民投票法は「有効投票総数」の過半数としている(注15)。

このことに関して、いかに投票率が低くても憲法改正が実現するのは問題であり、「最低投票率」を導入すべきとの意見もある(注16)。しかし、最低投票率の制度には、①ボイコット運動を誘発する可能性があること(注17)、②専門的・技術的な憲法改正で、必ずしも高い投票率を期待できない場合も存在すること、③最低投票率を満たしたほうが

低い民意を反映するという民意のパラドックス(注18)の可能性があることから、制度としての弊害が大きいと考える。

憲法改正の正当性に疑義が生じないようにするのであれば、投票率を問題とするのではなく、絶対得票率について検討されるべきである(注19)。

ただしこの場合も、憲法を法律で書き換えることができないはずであるところ、国民投票によって「憲法となるべきとされた規範」を法律で無効としてしまう疑いがある。実際、最低投票率ないし絶対得票率を定めている多くの国で憲法上の根拠条文を置いている(注20)。

したがって、絶対得票率を定めるのであれば、憲法96条に明記することが望ましい。

憲法改正国民投票法成立後、大阪市で特別区設置法に基づく住民投票、英国でEU離脱の国民投票が行われ、直接民主制についての新たな知見が形成された。特に、テレビのスポットCMについて、現在の国民投票法の仕組みが適切かどうかについて、検討を行う。また、引き続き、憲法改正国民投票法の附則の規定に従い、一般的国民投票制度について、その意義及び必要性についての検討を行う。なお、衆議院の解散を制限した場合、総選挙後に国政に関する重大な問題が生じ、任期満了を待たずに国民の意思を問うべき必要が生じた場合、一般的国民投票制度が有効な手段となる余地があり、この観点からの検討も行う。

注15 一般に、憲法は強制投票制を採用していないことから、棄権の自由もあるものと考えられ、棄権した者を投票に行って反対票を投じたものと同様に考えることは不合理であり(「有権者総数」は採用しない)、また、無効票をすべて反対票と擬制することは適切でない(「投票者総数」は採用しない)と考えられたからである。

注16 「日本国憲法の改正手続に関する法律案に対する附帯決議」(平成19年5月11日参議院日本国憲法に関する調査特別委員会)

注17 ボイコット運動が起こっている状況の下では、投票に行くこと自体が「裏切り行為」となり、実質的に投票の秘密(憲法15条4項)が担保されない事態となるおそれがある。

注18 たとえば、最低投票率を50%とした場合、45%の投票率で賛成80%の場合、全体の36%の賛成があるにもかかわらず不成立。60%の投票率で賛成50%の場合、全体の30%の賛成で成立。

注19 仮に、有権者の半数が投票に行き、その過半数の賛成は必要だと考えたとすると、絶対得票率は25%となる。これに届かないようにしようと、ボイコット運動をしようとしても、75%の有権者に働きかけなければならず、事実上不可能。したがって、ボイコット運動を誘発する可能性は著しく低くなる。

注20 憲法に最低投票率を設けている国は韓国、スロバキア、ポーランド、ロシア、セルビア、ウズベキスタン、カザフスタン、ベラルーシ(有権者の50%以上)、コロンビア(有権者の25%以上)、憲法に絶対得票率を設けている国はデンマーク(有権者の40%以上)、ウルグアイ(有権者の35%以上)。これに対し、法律で最低投票率を設けている国はパラグアイ(有権者の51%以上)、絶対得票率を定めている国はウガンダ(有権者の過半数)、ペルー(有権者の30%以上)が散見されるにすぎない。

《参考》

参議院決算委員会要求資料「集团的自衛権と憲法の関係」(いわゆる47年見解)

国際法上、国家は、いわゆる集团的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第51条、日本国との平和条約第5条、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和国連邦との共同宣言3第2段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国が国際法上の集团的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集团的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場にたっているが、これは次のような考え方に基づくものである。憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しか

しながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

内閣法制局・昭和47年10月14日

※この政策集は、立憲民主党内で決定した政策、
検討中の政策を中心にまとめたものです。
検討中のものについては、今後さらに精査し、政策を進化させていきます。

立憲民主党政策集2019
発行年月 2019年6月
発行 立憲民主党

令和デモクラシー
まっとうな政治。

立憲民主党
The Constitutional Democratic Party of Japan
リッけん